

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	外他 00-02 <u>R 5</u>
提出年月日	令和3年10月5日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（その他）

（MO X燃料加工施設）

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他）」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。
※本別紙は、別紙 1 による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙

外他00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(その他)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/30	4	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	10/5	3	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	10/5	3	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	10/5	1	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	10/5	1	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	8/10	0	本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (1 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(外部からの衝撃による損傷の防止) 第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。外①-1～11, 外④, 外⑤</p>	<p>第1章 共通項目 3. 自然現象等</p> <p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 <u>安全機能を有する施設は、外部からの衝撃による損傷の防止のうち自然現象による損傷の防止として、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)</u>又は地震を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件に対し、<u>その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の運用上の適切な措置を講ずる設計とする。</u>外①-1a</p> <p>【許可からの変更点等】 技術基準規則の要求事項及びその他の措置について発電炉の技術基準解釈の要求を踏まえて、安全性を損なうおそれのある場合の措置(運用上の適切な措置)を記載。</p>	<p>【本文】 (ト) その他の主要な構造 (1) 安全機能を有する施設</p> <p>① 外部からの衝撃による損傷の防止 <u>安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り外固、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象(地震及び津波を除く。)</u>又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、<u>自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。</u>外①-1a</p> <p>なお、敷地内又はその周辺で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑り並びに津波については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。外固</p> <p>上記に加え、<u>安全上重要な施設は、最新の科学的技術的知見を踏まえ当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</u>外②-1</p> <p>【許可からの変更点等】 影響を及ぼし得る自然現象の抽出を行った結果(許可)を反映し、影響を及ぼし得る対象となる自然現象のみを記載。</p>	<p>【添付書類五】</p> <p>(7) 外部からの衝撃による損傷の防止 ①その他外部からの衝撃に対する考慮 原子力規制委員会の定める事業許可基準規則の第九条では、MOX燃料加工施設は、外部からの衝撃による損傷防止として、安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象が発生した場合においても、安全機能を損なわないものでなければならないとしている。外④</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象の影響を受ける場合においても安全機能を損なわない方針とする。外④</p> <p>その上で、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、MOX燃料加工施設の全ての安全機能を有する構築物及び設備・機器とする。想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)外⑥として、<u>安全評価上その機能を期待する構築物及び設備・機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物及び設備・機器を抽出する。</u>外⑥</p> <p>外部事象防護対象施設は、自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。これに加え、外部事象防護対象施設を収納する建屋は、<u>想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象に対して機械的強度を有すること等により、収納する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u>外①-1c</p>	<p>2.3 外部からの衝撃による損傷の防止 <u>設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)</u>又は地震及び津波を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、<u>自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。</u></p> <p>地震及び津波を含む自然現象の組合せについて、火山については積雪と風(台風)、基準地震動S_sについては積雪、基準津波については弾性設計用地震動S_dと積雪の荷重を、施設の形状及び配置に応じて考慮する。 地震、津波と風(台風)の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。</p> <p>組み合わせる積雪深、風速の大きさはそれぞれ建築基準法を準用して垂直積雪量30 cm、基準風速30 m/sとし、組み合わせる積雪深については、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮する。</p>	<p>備考</p> <p>外①-1a (本文P1及び添付資料五P2から)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 自然現象の組合せに係る記載については、基本設計方針の記載構成の整理を踏まえ、荷重の組合せに係る事項に記載する(記載箇所の違い)。</p> <p>外②-1 (基本設計方針P4へ) 外⑥ (基本設計方針P6へ)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 組合せにおける積雪深等について、評価条件に係る事項であることから当社は添付書類記載事項として整理する。</p> <p>外①-1c (基本設計方針P9へ)</p>

【凡例】

- 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
- 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
- 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
- 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
- 紫字：SA設備に関する記載
- 🗨️：発電炉との差異の理由
- 📄：許可からの変更点等
- 📄：他条文から展開した記載

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (2 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>2 安全機能を有する施設は，周辺監視区域に隣接する地域に事業所，鉄道，道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において，事業所における火災又は爆発事故，危険物を搭載した車両，船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう，防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。外①-13～15，外⑤</p> <p>3 安全機能を有する施設は，航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。外①-1a</p>	<p>安全機能を有する施設は，外部からの衝撃による損傷の防止のうち人為の事象による損傷の防止として，敷地内又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下），爆発，近隣工場等の火災，危険物を搭載した車両，船舶，有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいによりMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して安全機能を損なわないよう，防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講ずる設計とする。外①-2，外⑤</p> <p>【許可からの変更点等】 技術基準規則の要求事項及びその他の措置について発電炉の技術基準解釈の要求を踏まえて，安全性を損なうおそれのある場合の措置（その他の適切な措置：発生源から一定の距離を置くこと）を記載。</p> <p>【「等」の解説】 「近隣工場等の火災」の指す内容は許可における記載と同様であり，外部火災にて近隣の産業施設から評価対象を具体的に示している。列挙した場合に煩雑となるため許可の記載を用いた。</p>	<p>また，安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等），ダムの崩壊外⑤，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，船舶の衝突，電磁的障害等のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して安全機能を損なわない設計とする。外①-2</p> <p>なお，敷地内又はその周辺の状況を基に想定される人為事象のうち，ダムの崩壊及び船舶の衝突については，立地的要因により設計上考慮する必要はない。外⑤</p> <p>自然現象及び人為事象の組合せについては，地震，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災等を考慮する。これらの事象が単独で発生した場合の影響と比較して，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し，その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。外④-1</p> <p>【許可からの変更点等】 技術基準規則における人為事象の記載を踏まえて，想定する人為事象を記載する。このうち，基本設計方針の船舶は，許可における記載の衝突ではなく，火災・爆発の影響を想定するとして記載する。</p>	<p>また，上記に含まれない安全機能を有する施設は，想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。外①-1b</p> <p>MOX燃料加工施設の設計において考慮する自然現象の抽出及び抽出した自然現象に対する安全設計について以下に示す。</p> <p>a. 自然現象の抽出 MOX燃料加工施設の設計に当たっては，国内外の基準や文献等^{(23)～(34)}に基づき自然現象の知見，情報を収集した上で，自然現象（地震及び津波を除く。）を抽出し，さらに事業許可基準規則の解釈第9条に示される洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災等の自然現象を含め，それぞれの事象についてMOX燃料加工施設の設計上の考慮の可否を検討する。設計上の考慮の可否の検討に当たっては，MOX燃料加工施設の立地，周辺環境及び海外の文献⁽²⁷⁾における選定基準を踏まえ，発生頻度が極低頻度と判断される事象，敷地周辺では起こり得ない事象，事象の進展が緩慢で対策を講ずることができる事象，MOX燃料加工施設に影響を及ぼさない事象及び影響が他の事象に包絡される事象を除き，いずれにも該当しない事象をMOX燃料加工施設の安全性に影響を与える可能性のある事象として選定する。</p> <p>検討の結果，設計上の考慮を必要とする事象は，添5第13表に示す風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害外①-1aといった自然現象とし，敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にし</p>	<p>設計基準対象施設は，外部からの衝撃のうち人為による損傷の防止において，発電所敷地又はその周辺において想定される爆発，近隣工場等の火災，危険物を搭載した車両，有毒ガス，船舶の衝突及び電磁的障害により発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対してその安全性が損なわれないよう，防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。</p> <p>（発電炉の記載） 〈不一致の理由〉 航空機落下に対する考慮は，許可において他の人為事象とは別に項目を立てて記載しており，それを踏まえて「3.3.5 航空機落下」として別項目としていることによる記載位置の違い。</p> <p>想定される人為事象のうち，飛来物（航空機落下）については，防護設計の可否を判断する基準を超えないことを評価して設置（変更）許可を受けている。工事計画認可申請時に，設置（変更）許可申請時から，防護設計の可否を判断する基準を超えるような航空路の変更がないことを確認していることから，設計基準対象施設に対して防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。</p> <p>なお，定期的に航空路の変更状況を確認し，防護措置の可否を判断することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>航空機落下及び爆発以外に起因する飛来物については，発電所周辺の社会環境からみて，発生源が設計基準対象施設から一定の距離が確保されており，設計基準対象施設が安全性を損なうおそれがないため，防護措置その他の適切な措置を講じる必要はない。</p>	<p>外①-1b (基本設計方針 P6 へ)</p> <p>外⑤ (添付書類五 P19 から)</p> <p>外④-1 (基本設計方針 P3 へ)</p> <p>外①-1a (基本設計方針 P1 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (3 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 事業許可の竜巻防護に記載していた波及的影響を及ぼすおそれのある施設に対する考慮を、「外部からの衝撃による損傷の防止」の全般事項として記載する。</p>	<p>また、外部からの衝撃に対して対する影響評価及び安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。</p> <p>また、想定される自然現象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。また、人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。外③外⑦</p> <p>重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対して、「8.1.2. 共通要因故障に対する考慮等」、「8.1.3. 悪影響防止等」及び「8.1.5. 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれることのないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして外④-1、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。外④-2</p>	<p>【「等」の解説】 波及的影響を及ぼすおそれのある施設については、安全性を損なうおそれがある事象に対する設計方針において具体化するため、当該箇所では”等”とした。</p> <p>ここで、想定される自然現象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。外③また、人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。外⑦</p> <p>第 30 条重大事故等対処設備に係る設計とのつながりとして記載。</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 自然現象及び人為事象の組合せに係る記載について許可の展開を踏まえて荷重の組合せに係る項に記載(記載位置の違い 発電炉の記載 P1)。</p> <p>【許可からの変更点等】 「外部からの衝撃による損傷の防止(火山)」では、事業許可(変更許可)時点においても、降灰を降下火砕物と言い換えていることを踏まえ、降灰を降下火砕物に置き換える。</p>	<p>て、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮する。また、これらの自然現象ごとに、関連して発生する可能性がある自然現象も含めて考慮する。外④</p>	<p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 (中略) また、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。</p> <p>また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対する防護措置には、設計基準対象施設が安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。</p> <p>重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対して、「5.1.2 多様性、位置的分散等」、「5.1.3 悪影響防止等」及び「5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれることがないように、防護措置その他の適切な措置を講じる。 設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。</p> <p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 本記載は「防護措置として設置する施設」に対する設計方針だが、本施設にて該当する施設がないため記載しない。</p>	<p>①(P6)から</p> <p>外④-1 (本文P2から)</p> <p>外④-2 (添付書類五 P18 から)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (4 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故時に生ずる応力と重なり合わない設計とする。外②-1</p> <p>また、建屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器に対しては、建屋内に設置することにより、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が重大事故等時に生ずる応力と重なり合わない設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p> <p>具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。</p> <p>また、建屋内に設置される重大事故等対処設備については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、重大事故等が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。</p>	<p>【許可からの変更点等】 事故時荷重との重ね合わせにあたり設計として担保すべき事項を明確化し、重大事故等対処設備も含めて全体的に整理した。また基本設計方針の構成を踏まえて用語を適正化(「安全上重要な施設」を「外部事象防護対象施設」に修正)する。</p> <p>第 30 条重大事故等対処設備に係る設計条件(8.1.5 環境条件)に係る事項として記載。</p> <p>第 30 条重大事故等対処設備に係る設計条件(8.1.4 個数及び容量)に係る事項として記載。</p>		<p>2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重との組合せ 科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p> <p>具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、設計基準事故又は重大事故等が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。</p>	<p>③(P7)から</p> <p>外②-1 (本文 P1, P18 から)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (5 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮事項として，影響軽減の措置について記載する。</p>	<p>屋外で使用する重大事故等対処設備について，竜巻に対しては位置的分散を考慮した配置並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とするなど，重大事故等が発生した場合でも，重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。</p> <p>したがって，地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。外②-2</p> <p>また，外部衝撃による損傷の防止の設計条件等に係る新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと，外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないための，換気設備の停止，フィルタの交換，清掃，全工程停止等の運用上の措置を保安規定に定めて，管理する。外①-3</p>	<p>想定される自然現象及び人為事象の発生により，MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は，工程停止，送排風機の停止等，MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずるよう手順を整備する。外①-3</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 当社では立地条件により該当しない事象であることから，設計上考慮する必要が無いため記載しない。</p>	<p>屋外に設置される重大事故等対処設備について，津波に対しては津波高さを考慮した配置，竜巻に対しては位置的分散を考慮した配置並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とするなど，重大事故等が発生した場合でも，重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。</p> <p>したがって，地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。</p>	<p>④(P8)から</p> <p>外②-2 (添付書類五 P19 から)</p>

【「等」の解説】
 運用上の措置については，個々の事象に対する設計方針において具体化されるため当該箇所では”等”とした。

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (6 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>3.3.1 竜巻，外部火災及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象</p> <p>(1) 外部からの衝撃より防護すべき施設</p> <p>想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器とし，外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。外⑥</p> <p>また，上記に含まれない安全機能を有する施設は，想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。外①-1b</p> <p>さらに，重大事故等対処設備についても，外部からの衝撃により必要な機能を損なわないよう，防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち，安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。</p>	<p>イ. 安全設計 (ハ) 重大事故等対処施設 (1) 重大事故等対処設備に関する設計 ③ 環境条件等 a. 環境条件</p> <p>自然現象の選定に当たっては，地震，津波に加え，敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害等の事象を考慮する。その上で，これらの事象のうち，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風(台風)，積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害を選定する。</p>	<p>イ. 安全設計 (ハ) 重大事故等対処施設 (1) 重大事故等対処設備に関する設計 ③ 環境条件等 a. 環境条件</p> <p>自然現象の選定に当たっては，地震，津波に加え，敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害等の事象を考慮する。その上で，これらの事象のうち，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>人為事象としては，国内外の文献等から抽出し，さらに事業許可基準規則の解釈第9条に示される飛来物(航空機落下)，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発，ダムの崩壊，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で，これらの事象のうち，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害を選定する。</p>	<p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設</p> <p>設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう，外部からの衝撃より防護すべき施設は，設計基準対象施設のうち，「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1，クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物，系統及び機器(以下「外部事象防護対象施設」という。)とする。</p> <p>また，外部事象防護対象施設の防護設計については，外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。</p> <p>上記以外の設計基準対象施設については，機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全性を損なわない設計とする。</p> <p>さらに，重大事故等対処設備についても，外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。</p>	<p>外⑥ (添付書類五 P1 から)</p> <p>①(P3)へ</p> <p>②(P10, 11, 13)へ</p> <p>外①-1b (添付書類五 P2 から)</p>

第30条重大事故等対処設備に係る設計条件(8.1.5 環境条件)のうち自然現象に係る事項として記載。

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (7 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(2) 異種の自然現象の重畳，自然現象と設計基準事故時及び重大事故等時に生ずる荷重との組合せ</p> <p>自然現象及び人為事象の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災等を考慮し，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして外④-1，積雪及び風(台風)，積雪及び竜巻，積雪及び火山の影響(降下火砕物)，積雪及び地震，風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを，施設の形状，配置に応じて考慮する。外④-2</p> <p>最新の科学的技術的知見を踏まえ，外部事象防護対象施設及び建屋内の重大事故等対処設備のうち，特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく，かつ，代替手段によってその機能の維持が困難であるか，又はその修復が著しく困難な構築物，系統及び機器に対しては，建屋内に設置することにより，大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故時及び重大事故等時に生ずる応力と重なり合わない設計とする。外②-1</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は，重大事故等時において，万が一，使用中に機能を喪失した場合であっても，可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより，想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p> <p>具体的には，建屋内に設置される外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備については，建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより，設計基準事故又は重大事故等が発生した場合でも，地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。</p>		<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 屋外の外部事象防護対象施設については MOX 燃料加工施設に同様の設計上の考慮を要する設備がないことから，当社では記載しない。</p>	<p>2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重との組合せ</p> <p>科学的技術的知見を踏まえ，外部事象防護対象施設及び屋内の重大事故等対処設備のうち，特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく，かつ，代替手段によってその機能の維持が困難であるか，又はその修復が著しく困難な構築物，系統及び機器は，大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は，重大事故等時において，万が一，使用中に機能を喪失した場合であっても，可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより，想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p> <p>具体的には，建屋内に設置される外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備については，建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより，設計基準事故又は重大事故等が発生した場合でも，地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。</p> <p>屋外に設置されている外部事象防護対象施設については，設計基準事故が発生した場合でも，機器の運転圧力や温度等が変わらないため，設計基準事故時荷重が発生するものではなく，自然現象による衝撃と重なることはない。</p>	<p>③(P4)へ</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (8 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>屋外で使用する重大事故等対処設備について、竜巻に対しては位置的分散を考慮した配置並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とするなど、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。</p> <p>したがって、地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。外②-2</p>			<p>屋外に設置される重大事故等対処設備について、津波に対しては津波高さを考慮した配置、竜巻に対しては位置的分散を考慮した配置並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とするなど、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。</p> <p>したがって、地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。</p>	④(P5)へ

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (9 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 「自然現象及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する」ことに対する，許可添付書類の記載を展開することによる差異。</p>	<p>(3)―(2) 各自然現象及び人為事象に対する設計方針</p> <p>外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)並びに重大事故等対処設備は，以下の自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により，安全機能や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう設計する。外①-1c</p> <p>自然現象(地震及び津波を除く。)のうち森林火災，人為事象のうち事業所における火災及び爆発，近隣工場等の火災並びに航空機墜落による火災，危険物を搭載した車両並びに船舶に対する設計方針については「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づき基づく設計とする。また，人為事象のうち，航空機落下の設計方針については「3.3.5 航空機落下」及び「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づき基づく設計とする。</p> <p>なお，危険物を搭載した車両に対する設計方針のうち，再処理事業所屋外での運搬又は受入れ時に化学薬品の漏えいが発生した場合については，「b.人為事象 (c)再処理事業所内における化学物質の漏えい」の中で取り扱う。</p>	<p>【「等」の解説】 「安全機能を損なわない設計とする」ことに対する設計方針の記載を許可添付書類の記載を展開した。機械的強度を有すること等の機能が損なわれないための設計については，個別の事象における設計として展開されるため“等”はそのままとした。</p> <p>【許可からの変更点等】 本段落は，想定する事象に対する設計方針に関する記載場所への参照のため追記した文章であり，許可から内容を変えるものではない。</p> <p>【許可からの変更点等】 技術基準規則における人為事象の記載を踏まえて，「危険物を搭載した車両」の取り扱いについて記載する。</p>		<p>2.3.3 設計方針</p> <p>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は，以下の自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。</p> <p>自然現象(地震及び津波を除く。)のうち森林火災，人為事象のうち爆発，近隣工場等の火災，危険物を搭載した車両及び有毒ガスの設計方針については「c. 外部火災」の設計方針に基づき設計する。</p> <p>なお，危険物を搭載した車両については，近隣工場等の火災及び有毒ガスの中で取り扱う。</p>	<p>外①-1c (添付書類五 P1 から)</p>

基本設計方針の許可整合性, 発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (10 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>a. 自然現象</p> <p>(a) 風(台風) 安全機能を有する施設は, 風(台風)に対し, 安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風(台風)による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること, 安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること, その安全機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設等は, 建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。外①-4</p> <p>重大事故等対処設備は, 建屋等内へ設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としたうえで屋外に設置又は外部事象防護対象施設等と位置的分散を図り設置する設計とする。</p> <p>第30条重大事故等対処設備に係る設計条件(8.1.5 環境条件)のうち自然現象に係る事項として記載。 (以下同じ)</p>	<p>d. 竜巻, 森林火災及び火山の影響以外の自然現象</p> <p>(a) 風(台風) 安全機能を有する施設は, 風(台風)に対し, 安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風(台風)による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること, 安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること, その安全機能を損なわない設計とする。外①-4</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造 (1) その他の主要な構造 (2) 重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 c. 環境条件等 (a) 環境条件 i. 常設重大事故等対処設備 屋内の常設重大事故等対処設備は, 風(台風), 竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋, 第1保管庫・貯水所, 第2保管庫・貯水所, 緊急時対策建屋, 再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し, 重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。屋外の常設重大事故等対処設備は, 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響に対して, 風(台風)及び竜巻による風荷重, 積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。 ii. 可搬型重大事故等対処設備 風(台風), 竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は, 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し, 重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は, 風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し, 必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止, 固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p>	<p>b. 竜巻, 森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針</p> <p>(a) 風(台風) 敷地付近の気象観測所で観測された日最大瞬間風速は, 八戸特別地域気象観測所での観測記録(1951年~2018年3月)で41.7m/s(2017年9月18日)である。外③外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)の設計に当たっては, この観測値を基準とし, 建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。外①-4建築基準法に基づき算出する風荷重は, 設計竜巻の最大風速(100m/s)による風荷重を大きく下回るため, 風(台風)に対する安全設計は竜巻に対する防護設計に包絡される。外③</p> <p>イ. 安全設計 (ハ) 重大事故等対処施設 (1) 重大事故等対処設備に関する設計 ③ 環境条件等 a. 環境条件 (a) 常設重大事故等対処設備 風(台風), 竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 火山の影響, 生物学的事象, 森林火災, 塩害, 航空機落下, 有毒ガス, 敷地内における化学物質の漏えい, 近隣工場等の火災, 爆発に対して常設重大事故等対処設備は, 建屋等に設置し, 外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は, 風(台風)及び竜巻による風荷重, 積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。 (b) 可搬型重大事故等対処設備 風(台風)及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は, 風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し, 必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止, 固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p>	<p>(1) 自然現象</p> <p>d. 風(台風) ②(P6)から</p> <p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設(中略) 上記以外の設計基準対象施設については, 機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること, 安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより, その安全性を損なわない設計とする。</p> <p>外部事象防護対象施設は, 風荷重を建築基準法に基づき設定し, 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を確保することで, 外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は, 建屋内への設置又は設計基準対象施設と位置的分散を図り設置する。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (11 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 「六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし、・・・設計外気温-15.7℃」は評価条件に係る事項であるため、添付書類記載事項とし、本文基本設計方針には設定の考え方を記載する。</p>	<p>(b) 凍結 安全機能を有する施設は、凍結に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 屋外施設のうち凍結のおそれのあるものは、保温等の凍結防止対策を行うことにより、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して安全機能を損なわない設計とする。外①-5 屋外の重大事故等対処設備は、保温等の凍結防止対策を行うことにより、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(b) 凍結 安全機能を有する施設は、凍結に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。外①-5</p> <p>【「等」の解説】 凍結防止対策の具体的方法については、個々の設備の構造等によるものであるため添付書類等で示すこととし、本文では”等”のままとした。以降の高温、降水、塩害における記載も同様の理由で”等”のままとした。 なお、屋外設置機器・配管類の凍結防止対策として、流水、ドレン抜き、保温、循環システム、スチームトレース、電気熱源式トレース、埋設配管、不凍液の使用の中から、最適な方法または組合せを設定し設計する。</p>	<p>(b) 凍結 敷地付近の気象観測所で観測された日最低気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録（1935年～2018年3月）によれば-22.4℃（1984年2月18日）、八戸特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年3月）によれば-15.7℃（1953年1月3日）である。外④外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地内及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし外④、屋外施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温-15.7℃に対して安全機能を損なわない設計とする。外①-5</p>	<p>e. 凍結 ②(P6)から 2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 (中略) 上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、凍結に対して、最低気温を考慮し、屋外設備で凍結のおそれのあるものは凍結防止対策を行う設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (12 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮であり，想定事象の差異である。</p> <p>【許可からの変更点等】 「むつ特別地域気象観測所の夏季（6月～9月）の外気温度の観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃」は評価条件に係る事項であるため，添付書類記載事項とし，本文基本設計方針には設定の考え方を記載する。</p> <p>【「等」の解説】 「崩壊熱除去等の安全機能」は，崩壊熱を除去する機能並びに崩壊熱の影響を受けるおそれのある閉じ込める機能及び臨界の発生防止機能を表す。 ただし，貯蔵施設が，崩壊熱除去の機能が喪失した際に設計外気温を考慮したとしても，安全機能である閉じ込める機能及び臨界の発生防止機能を損なわない設計とすることは，第十七条（核燃料物質の貯蔵施設）で示す予定である。</p>	<p>(c) 高温 安全機能を有する施設は，高温に対し，安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで，その安全機能を損なわない設計とする。また，貯蔵施設は，崩壊熱の安全評価において設計上考慮する，敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。外①-6 屋外の重大事故等対処設備は，敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して高温防止対策により，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(c) 高温 全機能を有する施設は，高温に対し，安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで，その安全機能を損なわない設計とする。外①-6</p>	<p>(c) 高温 敷地付近の気象観測所で観測された日最高気温は，むつ特別地域気象観測所での観測記録（1935年～2018年3月）によれば34.7℃（2012年7月31日），八戸特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年3月）によれば37.0℃（1978年8月3日）である。外④貯蔵施設における崩壊熱除去の安全評価において設計上考慮する外①-6外気温度については，これらの観測値並びに敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため，六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし，むつ特別地域気象観測所の夏季（6月～9月）の外気温度の観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃を設計外気温とし外④，崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。外①-6</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (13 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 「八戸特別地域気象観測所で観測された日最大1時間降水量67.0mm」は評価条件に係る事項であるため、添付書類記載事項とし、本文基本設計方針には設定の考え方を記載する。</p>	<p>(d) 降水 安全機能を有する施設は、降水による浸水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることと、その安全機能を損なわない設計とする。外①-7</p> <p>外部事象防護対象施設等を収納する建屋及び重大事故等対処設備を収納する建屋等は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降水量に対して、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処施設が重大事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。外①-7</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、降水に対して防水処理並びに排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することにより重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(d) 降水 安全機能を有する施設は、降水による浸水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことと、その安全機能を損なわない設計とする。外①-7</p> <p>【「等」の解説】 「止水処理をすること等」は、止水処理のほか、 ・建屋開口が地上から30cm以上(燃料加工建屋は1m以上)の高さを確保している。 ・標高55mに敷設しており雨水が溜まる立地ではない。</p>	<p>(d) 降水 敷地付近の気象観測所で観測された日最大降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で160.0mm(1982年5月21日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で162.5mm(1981年8月22日及び2016年8月17日)、六ヶ所地域気象観測所での観測記録(1976年4月～2020年3月)で208mm(1990年10月26日)である。また、敷地付近で観測された日最大1時間降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で67.0mm(1969年8月5日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で51.5mm(1973年9月24日)、六ヶ所地域気象観測所での観測記録(1976年4月～2020年3月)で46mm(1990年10月26日)である。外①外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、八戸特別地域気象観測所で観測された日最大1時間降水量67.0mmを想定して設計した外①排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、雨水が燃料加工建屋に浸入することを防止することで、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。外①-7</p>	<p>f. 降水 2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 (中略) ②(P6)から 上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。</p> <p>外部事象防護対象施設は、降水による浸水に対して、設計基準降水量を上回る排水能力を有する構内排水路を設けて海域へ排水を行う設計とする。 降水による荷重に対して、排水口及び構内排水路による海域への排水により、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を確保することで、外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、降水に対して防水対策を行う設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (14 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 「積雪荷重の設定に用いる六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cm」は評価条件に係る事項であるため、添付書類記載事項とし、本文基本設計方針には設定の考え方を記載する。</p>	<p>(e) 積雪 安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 外部事象防護対象施設等は、敷地周辺における積雪記録を踏まえて設定した積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。外①-8 また、燃料加工建屋の外気取入口に防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とする。気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。外①-8 重大事故等対処設備を収納する建屋等は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は積雪荷重に対して除雪により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(e) 積雪 安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。外①-8</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設特有の事項として「安全機能を損なわない設計とする」事に対する規則要求の展開を記載する。</p> <p>【許可からの変更点等】 積雪に対する閉塞防止の設計方針の具体化。</p> <p>【許可からの変更点等】 想定する事象の明確化のため、「閉塞を防止し」を「閉塞に対し、これを防止し」に修正。</p>	<p>(e) 積雪 建築基準法施行令第86条に基づく六ヶ所村の垂直積雪量は150cmとなっているが、敷地付近の気象観測所で観測された最深積雪は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば170cm(1977年2月15日)であり、六ヶ所村統計書における記録(1973年～2002年)による最深積雪量は190cm(1977年2月)である。外①-8したがって、外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮外①-8し、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。また、換気設備の給気系においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞を防止し、安全機能を損なわない設計とする。外①-8</p>	<p>g. 積雪 外部事象防護対象施設は、積雪荷重を建築基準法に基づき設定し、積雪による荷重及び閉塞に対して外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を確保することで、外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能が損なうおそれがない設計とする。 なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (15 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(双方の記載) <不一致の理由> 設計上考慮する生物の違いにより記載が異なる。 当社：鳥類、昆虫類及び小動物 発電炉：海洋生物、小動物</p>	<p>(f) 生物学的事象 安全機能を有する施設は、鳥類、昆虫類及び小動物のMOX燃料加工施設への侵入を防止又は抑制することにより、生物学的事象に対し、安全機能を損なわない設計とする。安全機能を有する施設のうち、<u>気体廃棄物の廃棄設備の給気設備、非管理区域換気空調設備及び非常用所内電源設備の非常用発電機の外気取入口は鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制するため、燃料加工建屋の外気取入口にバードスクリーンを設置する設計とする。また、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の外気取入口はフィルタを設置する設計とする。非常用所内電源設備の非常用発電機の外気取入口はフィルタを設置する設計とする。</u>外①-9 受電開閉設備及び屋外に設置する盤類は、生物学的事象に対し、密封構造、メッシュ構造、シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。外①-9 重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(f) 生物学的事象 安全機能を有する施設は、<u>生物学的事象として敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて外田鳥類、昆虫類及び小動物のMOX燃料加工施設への侵入を防止又は抑制することにより、安全機能を損なわない設計とする。</u>外①-9 【許可からの変更点等】 生物学的事象に対する設計方針としてバードスクリーン及びフィルタの設備所在の明確化するために修正する。また、「換気設備」の明確化として「気体廃棄物の廃棄設備の給気設備」へ記載変更。</p>	<p>(f) 生物学的事象 生物学的事象としては、敷地周辺の生物の生息状況の調査⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾⁽⁶²⁾に基づいて鳥類、昆虫類及び小動物を生物学的事象で考慮する対象生物（以下「対象生物」という。）に選定し、<u>外①これらの生物がMOX燃料加工施設へ侵入することを防止又は抑制することにより、安全機能を損なわない設計とする。</u> 換気設備、非管理区域換気空調設備及び非常用所内電源設備の外気取入口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施し、安全機能を損なわない設計とする。外① 具体的には、<u>換気設備、非管理区域換気空調設備及び非常用所内電源設備の外気取入口にはバードスクリーン又はフィルタを設置することにより、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。</u> 受変電設備及び屋外に設置する盤類は、密封構造、メッシュ構造、シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより、<u>鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。</u>外①-9</p>	<p>i. 生物学的事象 外部事象防護対象施設は、生物学的事象に対して、海生生物であるクラゲ等の発生を考慮して除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去する設計とする。また、小動物の侵入に対して、屋内設備は、建屋止水処置により、屋外設備は、端子箱貫通部の閉止処置を行う設計とする。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 設計上考慮する生物の違いにより記載が異なる。 当社：鳥類、昆虫類及び小動物 発電炉：海洋生物、小動物</p> <p>重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、小動物の侵入を防止し、海生生物に対して、侵入を防止する又は予備を有する設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (16 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(双方の記載) <不一致の理由> 当社の落雷における考慮に際して想定する落雷の規模を記載していることによる差異。</p>	<p>(g) 落雷 MOX燃料加工施設は，落雷に対し，再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大のものを参考に安全余裕を見込んで，想定する規模を270kAとし，「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608-2007)，「建築基準法」及び「消防法」に基づき，日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また，接地系と避雷設備を接続することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。外①-10</p> <p>直撃雷に対して，重大事故等対処設備を収納する建屋は，構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする。</p>	<p>(g) 落雷 MOX燃料加工施設は，「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)，「建築基準法」及び「消防法」に基づき，日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また，接地系と避雷設備を接続することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。外①-10</p>	<p>(g) 落雷 落雷としては，再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大のものを参考に安全余裕を見込んで，想定する落雷の規模を270kAとする。落雷に対しては，「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608-2007)，「建築基準法」及び「消防法」に基づき，「日本産業規格」に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また，接地系及び避雷設備を接続することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。外①-10</p> <p>建屋に収納される電気・計装設備については，大地電位上昇により接地系間に生じる電位差や，雷電流の拡散による誘導電流により計装・制御ケーブル等に生じる雷サージ電圧によって，機器が絶縁破壊に至る可能性があるが，安全上重要な施設は，エネルギー管理建屋，再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋等のその他の施設と計測制御ケーブル及び電力ケーブルを取り合わない設計とすることから，安全上重要な施設は落雷によって生じた接地系の電位上昇による建屋間の電位差の影響を受けることはない。外④</p>	<p>h. 落雷 外部事象防護対象施設は，発電所の雷害防止対策として，原子炉建屋等への避雷針の設置を行うとともに，設計基準電流値による雷サージに対して，接地網の敷設による接地抵抗の低減等及び安全保護系への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行う設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は，必要に応じ避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (17 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 発電炉において「塩害」は，第1章共通項目としてではなく，常用電源設備の個別項目に展開されていることによる記載位置の差異。</p> <p>【許可からの変更点等】 「換気設備」の具体化による記載変更。</p> <p>【許可からの変更点等】 「防食処理等の」は，その直後の記載と意味が重複するため削除する。</p> <p>【許可からの変更点等】 受電開閉設備は，重大事故等対処設備であるため，記載場所を重大事故等対処設備側に記載する。また，許可添付書類の設計に関する記載(外①-12)は，添付書類等に展開する。</p>	<p>(h) 塩害 安全機能を有する施設は，外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備へのフィルタの設置，外気を直接取り込む設備の防食処理等の腐食防止対策により，塩害に対して安全機能を損なわない設計とする。外①-11</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には除塩フィルタを設置し，建屋内の外部事象防護対象施設への塩害の影響を防止する設計とする。外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策として，腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。外①-11</p> <p>重大事故等対処設備を収納する建屋等は，換気設備へのフィルタの設置及び屋外施設の塗装等による腐食防止対策及び受電開閉設備の絶縁性の維持対策により，重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。外①-11，外①-12</p>	<p>(h) 塩害 一般に大気中の塩分量は，平野部で海岸から200m付近までは多く，数百mの付近で激減する傾向がある。MOX燃料加工施設は海岸から約5km離れており，塩害の影響は小さいと考えられるが外④，換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置，外気を直接取り込む設備の防食処理等の腐食防止対策並びに受変電設備の碍子部分の絶縁性の維持対策により，安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。外①-11</p> <p>【「等」の解説】 「防食処理等の腐食防止対策」及び「塗装等による腐食防止対策」は，「腐食し難い金属を用いること又は塗装」により腐食防止するが展開は下の文章で述べると共に，添付書類等で具体設計を示す。</p>	<p>(h) 塩害 一般に大気中の塩分量は，平野部で海岸から200m付近までは多く，数百mの付近で激減する傾向がある⁽³⁹⁾。MOX燃料加工施設は海岸から約5km離れており，塩害の影響は小さいと考えられるが外④，換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には除塩フィルタを設置し，屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は防食処理等の腐食防止対策として，腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。外①-11受変電設備については碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。外①-12外①-16以上のことから，塩害により安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>外①-16 (基本設計方針 P23 ~)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では，立地条件により該当しない事象である事から，設計上考慮する必要がないため記載しない。</p> <p>j. 高潮 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備（非常用取水設備を除く。）は，高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P.（東京湾中等潮位）+3.3m）以上に設置することにより，高潮により影響を受けることがない設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (18 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>g. 異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p> <p>MOX燃料加工施設の設計において考慮する自然現象については，その特徴を考慮し，必要に応じて異種の自然現象の重畳を想定し，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。また，安全上重要な施設は，最新の科学的技術的知見を踏まえ，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。外②-1</p>	<p>c. 異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p> <p>抽出した安全機能を有する施設の安全機能に影響を及ぼし得る自然現象 (11事象) に地震を加えた計12事象について，各自然現象によって関連して発生する可能性がある自然現象も考慮し組合せを網羅的に検討する。この組合せがMOX燃料加工施設に与える影響について，竜巻と地震など同時に発生する可能性が極めて低い組合せ，火山の影響 (堆積荷重) と落雷 (電気的影響) などMOX燃料加工施設に及ぼす影響モードが異なる組合せ及び竜巻と風 (台風) など一方の自然事象の評価に包絡される組合せを除外し，いずれにも該当しないものをMOX燃料加工施設の設計において想定する組合せとする。外④その結果，設計上考慮すべき自然現象の組合せとして，積雪及び風 (台風)，積雪及び竜巻，積雪及び火山の影響 (降灰)，積雪及び地震，風 (台風) 及び火山の影響 (降灰) 並びに風 (台風) 及び地震外④-2の組合せが抽出され，それらの組合せに対して安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。外④このうち，積雪及び風 (台風) の組合せの影響については，積雪及び竜巻の組合せの影響に包絡される。外④重畳を想定する自然現象の組合せの検討結果を添5第14表に示す。なお，津波については，津波が敷地高さに到達しないことを確認したことから，組合せの検討から除く。外④</p> <p>また，外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる荷重を，それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して，適切に組み合わせて設計する。外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象は「a. 自然現象の抽出」で抽出した自然現象に含まれる。</p> <p>外部事象防護対象施設等は，自然現象又はその組合せにより安全機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわなければ設計基準事故に至らないため，外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象又はその組合せと設計基準事故に因果関係はない。外④したがって，因果関係の観点からは，外</p>		<p>外②-1 (基本設計方針 P4 へ)</p> <p>外④-2 (基本設計方針 P3 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (19 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により外部事象防護対象施設等に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる荷重を組み合わせる必要はなく、外②-2外部事象防護対象施設等は、個々の自然現象又はその組合せに対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外部事象防護対象施設等は、設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる自然現象により外部事象防護対象施設等に作用する衝撃と設計基準事故時に生ずる荷重を適切に考慮する設計とする。外④</p> <p>d. 人為事象の抽出</p> <p>MOX燃料加工施設の設計において考慮する人為事象の抽出及び抽出した人為事象に対する安全設計について以下に示す。</p> <p>MOX燃料加工施設の設計に当たっては、国内外の基準や文献等に基づき人為事象の知見、情報を収集した上で人為事象を抽出し、さらに事業許可基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の人為事象を含め、それぞれの事象についてMOX燃料加工施設の設計上の考慮の可否を検討する。設計上の考慮の可否の検討に当たっては、MOX燃料加工施設の立地、周辺環境及び海外の文献における選定基準を踏まえ、発生頻度が極低頻度と判断される事象、敷地周辺では起こり得ない事象、事象の進展が緩慢で対策を講ずることができる事象、MOX燃料加工施設に影響を及ぼさない事象及び影響が他の事象に包絡される事象を除外し、いずれにも該当しない事象をMOX燃料加工施設の安全性に影響を与える可能性のある事象として選定する。</p> <p>検討の結果、設計上の考慮を必要とする人為事象は、添5第15表に示す飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えい外⑤といった事象とし、敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮する。</p>		<p>外②-2 (基本設計方針 P5 へ)</p> <p>外⑤ (基本設計方針 P2 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (20 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(双方の記載) <不一致の理由> 想定する事象に対する設計を表すための追記。</p>	<p>b. 人為事象</p> <p>(a) 有毒ガス 安全機能を有する施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。MOX燃料加工施設は，想定される有毒ガスが発生した場合にも，換気設備等のユーティリティの停止を含まない全ての加工工程の停止 (以下「全工程停止」という。) 及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに，施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保することを保安規定に定めて，管理する。 外①-13</p>	<p>g. 航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象</p> <p>(a) 有毒ガス 安全機能を有する施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。外①-13MOX燃料加工施設は，<u>想定される有毒ガスが発生した場合にも，全工程停止の措置を講じた上で，施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保し手順を整備する。</u> 外①-13外①-17</p>	<p>e. 航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する設計方針</p> <p>(a) 有毒ガス 有毒ガスの漏えいについては，固定施設 (六ヶ所ウラン濃縮工場) と可動施設 (陸上輸送，海上輸送) からの流出が考えられる。六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては，MOX燃料加工施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられないため，MOX燃料加工施設の運転員に対する影響を想定する。六ヶ所ウラン濃縮工場は，それらが発生した場合の周辺監視区域境界の公衆に対する影響が小さくなるよう設計されており⁽⁴⁰⁾，中央監視室の居住性を損なうことはない。MOX燃料加工施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスについては，敷地周辺には鉄道路線がないこと，最も近接する幹線道路については燃料加工建屋までは約500m離れていること及び海岸からMOX燃料加工施設までは約5km離れていることから，幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても，MOX燃料加工施設の安全機能及び中央監視室の居住性を損なうことはない。 一方，六ヶ所ウラン濃縮工場又は可動施設から発生した有毒ガスが中央監視室等に到達するおそれがある場合に，換気設備等のユーティリティの停止を含まない全ての加工工程の停止 (以下「全工程停止」という。) 及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに，施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保し手順を整備する。外①</p>	<p>(2) 人為事象</p> <p>(1) 自然現象 c. 外部火災 (e) 有毒ガスに対する設計方針 外部火災起因を含む有毒ガスが発生した場合には，室内に滞在する人員の環境劣化を防止するために設置した外気取入ダンパを閉止し，建屋内の空気を閉回路循環運転させることにより，有毒ガスの侵入を防止する設計とする。 なお，外気取入ダンパの閉止及び閉回路循環運転の実施による外気の遮断を保安規定に定めて管理する。</p> <p>a. 船舶の衝突 外部事象防護対象施設は，航路からの離隔距離を確保すること，小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも，防波堤等に衝突して止まること及び呑み口が広いことにより船舶の衝突による取水性を損なうことのない設計とする。 重大事故等対処設備は，航路からの離隔距離を確保すること，小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも，防波堤に衝突して止まること及び設計基準対象施設との位置的分散により船舶の衝突による取水性を損なうことのない設計とする。</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 設計上の考慮の違いによる記載の差異。</p> <p>外①-17 (基本設計方針 P23 ~)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設で「船舶の衝突」は，立地条件により該当しない事象であり，設計上考慮する必要がないため。</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (21 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(b) 電磁的障害 外部事象防護対象施設は，電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。外①-14</p> <p>重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計装制御系は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <div data-bbox="578 1281 1009 1501" style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> <p>第 30 条重大事故等対処設備に係る設計条件(8.1.5 環境条件)のうち人為事象に係る事項として記載。</p> </div>	<p>(b) 電磁的障害 安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。外①-14安全上重要な施設以外の施設の機能を維持するために必要な計装制御系については，その機能の喪失を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，代替設備による機能の確保ができない場合は当該機能を必要とする運転を停止すること，安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。外④</p> <div data-bbox="1053 856 1528 1633" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (2) 重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 c. 環境条件等 (a) 環境条件 人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害を選定する。</p> <p>i. 常設重大事故等対処設備 電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>ii. 可搬型重大事故等対処設備 電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> </div>	<p>(b) 電磁的障害 安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。外①-14</p> <div data-bbox="1552 856 2027 1302" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>イ. 安全設計 (ハ) 重大事故等対処施設 (1) 重大事故等対処設備に関する設計 ③ 環境条件等 a. 環境条件 (a) 常設重大事故等対処設備 電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> </div>	<p>b. 電磁的障害 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は，電磁波によりその機能を損なうことがないよう，ラインフィルタや絶縁回路の設置，又は鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により，電磁波の侵入を防止する設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (22 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設特有の，立地条件により設計上考慮する事項。</p>	<p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</p> <p>安全機能を有する施設は，再処理事業所内にて運搬または受入れする化学薬品の漏えいが発生し，その安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講ずることにより，化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいについて，人体への影響の観点から，中央監視室等の運転員に対する影響を想定し，全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに，施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保することを保安規定に定めて，管理する。外①-15</p>	<p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</p> <p>安全機能を有する施設は，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，安全機能を損なわない設計とする。MOX燃料加工施設は，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいが発生した場合にも，全工程停止の措置を講じた上で，施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保し手順を整備する。外①-15 外①-18</p>	<p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</p> <p>再処理事業所内にて運搬及び貯蔵又は使用される化学物質としては，再処理施設の試薬建屋の機器に内包される化学薬品，各建屋の機器に内包される化学薬品並びに試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質がある。再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設については化学物質が漏えいし難い設計とするため，人為事象として試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質の漏えいを想定する。</p> <p>これらの化学物質の漏えいによる影響としてMOX燃料加工施設に直接被水すること等による安全機能への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガス外①-15による人体への影響が考えられる。</p> <p>屋外で運搬又は受入れ時に漏えいが発生したとしても，化学物質を受け入れる再処理施設の試薬建屋とMOX燃料加工施設は離隔距離を確保することにより，化学物質がMOX燃料加工施設へ直接被水することのない設計とする。</p> <p>一方，再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響が中央監視室等に及ぶおそれがある場合に，全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに，施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保し手順を整備する。外①</p>	<p>外①-18 (基本設計方針 P23 ～)</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 当社の航空機の墜落に関する記載は「3.3.3(3)d(b) 航空機落下」4,5,6 段落目に記載している。</p> <p>c. 航空機の墜落</p> <p>重大事故等対処設備は，建屋内に設置するか，又は屋外において設計基準対象施設等と位置的分散を図り設置する。</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (23 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>竜巻，外部火災，落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要な機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備すること 外①-16 ・除雪を適宜実施すること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため，資機材を確保し，全工程停止の措置を講じた上で，施設の監視を適時実施すること 外①-17外①-18 	<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設特有の事項として，必要な機能を損なわないための運用上の措置を記載する。</p>			<p>外①-16 (本文 P17 から)</p> <p>外①-17 (本文 P20 から)</p> <p>外①-18 (本文 P22 から)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (24 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(6) 手順等 有毒ガスが発生し燃料加工建屋の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合は，全工程停止及び気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに，給気系統上の手動ダンパの閉止を実施する手順を定める。また，施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保し手順を整備する。</p> <p>【添付書類五 (ホ)】</p> <p>⑧ 外部からの衝撃による損傷の防止外 ◇</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第九条 安全機能を有する施設は，想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は，工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>適合のための設計方針 第1項及び第2項について 安全機能を有する施設は，設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対してMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。また，安全上重要な施設は，想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。</p> <p>a. 風（台風） 敷地付近の気象観測所で観測された日最大瞬間風速は，八戸特別地域気象観測所での観測記録（1951年～2018年3月）で41.7m/s（2017年9月18日）であ</p>		

基本設計方針の許可整合性, 発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (25 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>る。外⇨安全機能を有する施設の設計に当たっては、この観測値を考慮し、建築基準法に基づく風荷重に対して安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。外⇨</p> <p>b. 竜巻外⇨ 日本で過去（1961年～2013年12月）に発生した最大の竜巻から、設計竜巻の最大風速は92m/sとなるが、竜巻に対する設計に当たっては、蓄積されている知見の少なさといった不確定要素を考慮し、将来の竜巻発生に関する不確実性を踏まえ、基準竜巻の最大風速を安全側に切り上げて、設計竜巻の最大風速を100m/sとし、安全機能を有する施設の安全機能を損なわないよう、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。</p> <p>(a) 飛来物の発生防止対策 竜巻により再処理事業所内の資機材が飛来物となり、安全機能を有する施設の安全機能を損なわないよう、以下の対策を行う。</p> <p>i. 飛来物となる可能性のあるものを固定、固縛、建屋収納又は敷地から撤去する。</p> <p>ii. 車両の周辺防護区域内への入構の管理、竜巻の襲来が予想される場合の車両の固縛又は飛来対策区域外の退避場所への退避を行う。</p> <p>(b) 竜巻防護対策 安全機能を有する施設は、設計荷重（竜巻）に対して安全機能を損なわない設計とすること、若しくは竜巻による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。安全上重要な施設は、竜巻防護対象施設とし、建物の外壁及び屋根により建物全体で適切に防護することにより安全機能を損なわない設計とすることを基本とする。</p>		

基本設計方針の許可整合性, 発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (26 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>竜巻の発生に伴い、降雹が考えられるが、降雹による影響は竜巻防護設計にて想定している設計飛来物の影響に包絡される。また、冬季における竜巻の発生を想定し、積雪による荷重を適切に考慮する。</p> <p>c. 凍結 敷地付近の気象観測所で観測された日最低気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録 (1935年～2018年3月) によれば-22.4℃ (1984年2月18日)、八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1937年～2018年3月) によれば-15.7℃ (1953年1月3日) である。外☞安全機能を有する施設の設計に当たっては、これらの観測値並びに敷地内及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし、外☞安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。外☞</p> <p>d. 高温 敷地付近の気象観測所で観測された日最高気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録 (1935年～2018年3月) によれば34.7℃ (2012年7月31日)、八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1937年～2018年3月) によれば37.0℃ (1978年8月3日) である。外☞安全機能を有する施設の設計に当たっては、これらの観測値並びに敷地内及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし、安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。外☞</p> <p>e. 降水 敷地付近の気象観測所で観測された日最大降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1937年～2018年3月) で160.0mm (1982年5月21日)、むつ特</p>		

基本設計方針の許可整合性, 発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (27 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>別地域気象観測所での観測記録 (1937年～2018年3月) で 162.5 mm (1981年8月22日及び2016年8月17日), 六ヶ所地域気象観測所での観測記録 (1976年4月～2020年3月) で 208mm (1990年10月26日) である。また, 敷地付近で観測された日最大1時間降水量は, 八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1937年～2018年3月) で 67.0mm (1969年8月5日), むつ特別地域気象観測所での観測記録 (1937年～2018年3月) で 51.5mm (1973年9月24日), 六ヶ所地域気象観測所での観測記録 (1976年4月～2020年3月) で 46mm (1990年10月26日) である。外⇩安全機能を有する施設の設計に当たっては, これらの観測記録を適切に考慮し, 安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること, 安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで, その安全機能を損なわない設計とする。外⇩</p> <p>f. 積雪 敷地付近の気象観測所で観測された最深積雪は, むつ特別地域気象観測所での観測記録 (1935年～2018年3月) によれば 170cm (1977年2月15日) であるが, 六ヶ所地域気象観測所での観測記録 (1973年～2002年) による最深積雪量は 190cm (1977年2月) である。外⇩したがって, 積雪荷重に対しては, これを考慮するとともに, 建築基準法に基づき, 安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること, 安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで, その安全機能を損なわない設計とする。外⇩</p> <p>g. 落雷 落雷としては, 再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大のものを参考に安全余裕を見込んで, 想定する落雷の規模を 270kA とする。外⇩MOX燃料加工施設は, 「原子力発電所の耐雷指針」 (JEAG4608-2007), 建築基準法及び消防法に基づき, 日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (28 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>もに，避雷設備を接地系と接続することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を図ることにより，その安全性を損なわない設計とする。外⇩</p> <p>また，MOX燃料加工施設の安全上重要な施設について，燃料加工建屋内に全て収納する設計とし，エネルギー管理建屋，再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋等のその他の施設との計測制御ケーブル及び電力ケーブルを取り合わない設計とすることから，安全上重要な施設は落雷によって生じた接地系の電位上昇による建屋間の電位差の影響を受けることはない。外⇩</p> <p>h. 火山の影響外⇩</p> <p>安全機能を有する施設は，火山の影響が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>安全上重要な施設は，MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚 55cm，密度 1.3g/cm³ (湿潤状態) の降下火砕物に対し，以下のような設計とすることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること ・ 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること ・ 換気系，電気系及び計装制御系に対する機械的影響 (閉塞) に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること ・ 換気系，電気系及び計装制御系に対する機械的影響 (磨耗) に対して磨耗し難い設計とすること ・ 構造物，換気系，電気系及び計装制御系に対する化学的影響 (腐食) に対して短期での腐食が発生しない設計とすること ・ 敷地周辺の大気汚染に対して，全工程停止の措置を講じた上で，施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保し手順を整備すること ・ 電気系及び計装制御系の絶縁低下に対して，換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること ・ 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止により安全機能を損なわな 		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (29 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>い設計とすること その他の安全機能を有する施設については，降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに，降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるようにすることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>i. 生物学的事象 安全機能を有する施設は，生物学的事象として敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて外傘鳥類，昆虫類及び小動物のMOX燃料加工施設への侵入を防止又は抑制することにより，安全機能を損なわない設計とする。換気設備，非管理区域換気空調設備及び非常用所内電源設備の外気取入口，受変電設備及び屋外に設置する盤類には，対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施し，安全機能を損なわない設計とする。外傘</p> <p>j. 森林火災外⑩ 安全機能を有する施設は，森林火災の影響が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とすること，若しくは森林火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。森林火災については，FARSITEによる影響評価により算出される最大火線強度に基づいた防火帯幅を敷地内に確保する設計とする。また，火災からの離隔距離の確保等により，外部火災防護対象施設を収納する建屋外壁等の温度を許容温度以下とすることで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。上記に含まれない安全機能を有する施設については，森林火災により損傷した場合を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障が生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (30 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>合わせるにより，安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災により発生するばい煙の発生に伴う影響に対して，外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋は，換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備のフィルタ及び手動ダンパによりばい煙の侵入を防止する設計とする。外気を設備内に取り込む外部火災防護対象施設の非常用所内電源設備の非常用発電機については，フィルタによりばい煙の侵入を防止する設計とする。</p> <p>また，外部火災により発生する有毒ガスが，中央監視室等の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合に，全工程停止の措置を講じた上で，施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保し手順を整備する。</p> <p>k. 塩害 MOX燃料加工施設は海岸から約5km離れており，塩害の影響は小さいと考えられるが，外へ換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置，外気を直接取り込む設備の防食処理等の腐食防止対策並びに受変電設備の絶縁性の維持対策により，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。外へ</p> <p>1. 異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ MOX燃料加工施設の設計において考慮する自然現象については，その特徴を考慮し，必要に応じて異種の自然現象の重畳を想定する。重畳を想定する組合せの検討に当たっては，同時に発生する可能性が極めて低い組合せ，MOX燃料加工施設に及ぼす影響モードが異なる組合せ及び一方の自然現象の評価に包絡される組合せを除外し，積雪及び風（台風），積雪及び竜巻，積雪及び火山の影響（降灰），積雪及び地震，風（台風）及び火山の影響（降灰）並びに風（台風）及び地震の組合せを考慮する。</p> <p>また，安全上重要な施設は，自然現象又はその組合せにより安全機能を損なわない設計とする。安全上重要な施設の安全機能を損なわなければ設計基準事故に至らないため，安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象又はその組合せと設計基準事故</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (31 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>に因果関係はない。したがって、因果関係の観点からは、安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を組み合わせる必要はなく、安全上重要な施設は、個々の自然現象又はその組合せに対して安全機能を損なわない設計とする。また、安全上重要な施設は、設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を適切に考慮する設計とする。外◇</p> <p>第3項について 安全機能を有する施設は、設計基準において想定される人為事象に対してMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>a. 航空機落下外◇ 航空機落下評価ガイド等に基づき航空機落下に対する防護設計の要否を確認することとし、安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設を収納する建屋を対象に航空機落下確率評価を行った。原子力規制委員会（令和元年8月21日）で航空機落下確率評価について示された再処理施設の審査方針を踏まえ、建物全体を外壁及び屋根により保護する設計とする建物・構築物については1/10の係数を適用した。燃料加工建屋を対象とすると、計器飛行方式民間航空機の航空機落下確率は5.4×10^{-11}（回/年）、自衛隊機又は米軍機の航空機落下確率は6.4×10^{-9}（回/年）、航空機落下確率の総和は、6.5×10^{-9}（回/年）となり、防護設計の判断基準である10^{-7}（回/年）を超えないことから、追加の防護設計は必要ない。</p> <p>b. 爆発外◇ 安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺において想定される爆発に対して安全機能を損なわない設計とすること若しくは爆発による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることによ</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (32 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>り，その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地周辺 10km の範囲内に存在する石油コンビナートとしては，石油備蓄基地があるが，危険物のみを有する施設であり，爆発の影響評価の対象となる高压ガスを貯蔵していない。</p> <p>敷地周辺 10km の範囲内に存在する高压ガス貯蔵施設としては，敷地内に設置される再処理施設の還元ガス製造建屋の水素ボンベ及び低レベル廃棄物処理建屋のプロパンボンベ庫のプロパンボンベ並びにMOX燃料加工施設の高压ガス貯蔵施設である第1高压ガストレーラ庫及びLPG ボンベ庫を対象とする。</p> <p>再処理施設の還元ガス製造建屋の水素ボンベ及び低レベル廃棄物処理建屋のプロパンボンベ庫のプロパンボンベは，屋内に収納し，着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造として設計することから，外部火災防護対象施設を収納する建屋に対して影響を与えない。また，外部火災防護対象施設を収納する建屋は危険限界距離以上の離隔を確保し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>第1高压ガストレーラ庫は，高压ガス保安法に基づき，着火源を排除するとともに，可燃性ガスが漏えいした場合でも滞留しない構造とすること及び爆発したときに発生する爆風や飛来物が上方向に解放される構造として設計する。</p> <p>LPG ボンベ庫の貯蔵容器は，ボンベ庫内に収納され，着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造として設計する。</p> <p>また，外部火災防護対象施設を収納する建屋は，第1高压ガストレーラ庫及びLPG ボンベ庫の爆発源から危険限界距離以上の離隔距離を確保し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>c. 近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災</p> <p>(a) 近隣の産業施設の火災</p> <p>安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺において想定される近隣の産業施設の火災に対して安全機能を損なわない設計とすること若しくは近隣の産業施設の火災による損傷を考慮して代替設備に</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (33 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>より必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地周辺 10km の範囲内に存在する石油コンビナートとしては，MOX燃料加工施設に与える影響が大きい石油備蓄基地（敷地西方向約 0.9km）を対象とする。</p> <p>石油備蓄基地の原油タンク火災による輻射強度を考慮した場合においても，離隔距離の確保により，外部火災防護対象施設を収納する建屋外壁の温度を許容温度以下とすることで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また，敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災による輻射強度を考慮した場合においても，外部火災防護対象施設を収納する建屋外壁の温度を許容温度以下とすることにより外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 航空機墜落による火災外[Ⓐ]</p> <p>安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺において想定される航空機墜落による火災に対して安全機能を損なわない設計とすること，若しくは航空機墜落による火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>航空機墜落による火災については，対象航空機が外部火災防護対象施設を収容する建屋等への影響が厳しい地点に墜落することを想定し，火災からの輻射強度の影響により，建屋外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに，航空機墜落による火災と危険物貯蔵施設等の火災又は爆発との重畳を考慮した場合においても，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）</p> <p>安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺において想定される近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災により発生する二次的影響（ばい煙及び有毒</p>		

基本設計方針の許可整合性, 発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (34 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>ガス) に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災により発生するばい煙の影響に対しては、外気を取り込む施設について適切な防護対策を講じることで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外気を取り込む設備である燃料加工建屋の換気設備の給気設備については、フィルタ及び手動ダンパを設置する。外気を取り込む外部火災防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機については、フィルタを設置する。</p> <p>また、有毒ガスが中央監視室等の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合に、全工程停止の措置を講じた上で、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p> <p>d. 有毒ガス</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地内及び敷地周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては、六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を想定する。これらの有毒ガスが、MOX燃料加工施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられない。また、六ヶ所ウラン濃縮工場において六ふっ化ウランを正圧で扱う工程における漏えい事故が発生したと仮定しても、六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素の濃度は公衆に対する影響が十分に小さい値となることから、六ヶ所ウラン濃縮工場の敷地外に立地するMOX燃料加工施設の運転員に対しても影響を及ぼすことはない。</p> <p>MOX燃料加工施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスについては、敷地周辺には鉄道路線がないこと、最も近接する幹線道路については中央監視室が設置される燃料加工建屋までは約500m離れていること及び海岸からMOX燃料加工施設までは約5km離れていることから、幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても、MOX燃料加工施設の安全機能及び運転員に影響を及ぼすことは考え難い。</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (35 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>万一、六ヶ所ウラン濃縮工場又は可動施設から発生した有毒ガスが中央監視室等に到達するおそれがある場合に、全工程停止の措置を講じた上で、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。外◇</p> <p>e. 電磁的障害 安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。安全上重要な施設以外の計装制御系については、その機能の喪失を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、代替設備による機能の確保ができない場合は当該機能を必要とする運転を停止すること、安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。外◇</p> <p>f. 再処理事業所敷地内における化学物質の漏えい 安全機能を有する施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、安全機能を損なわない設計とする。 再処理事業所内にて運搬及び貯蔵又は使用される化学物質としては、再処理施設の試薬建屋の機器に内包される化学薬品、再処理施設の各建屋の機器に内包される化学薬品並びに再処理施設の試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質がある。このうち、人為事象として再処理施設の試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質の漏えいを想定する。これらの化学物質の漏えいによる影響としては、安全機能を有する施設に直接被水すること等による安全機能への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。外◇ このうち、屋外で運搬又は受入れ時に漏えいが発生したとしても、化学物質を受け入れる再処理施設の試薬建屋とMOX燃料加工施設が離れており、MOX燃料加工施設が直接被水することはないため、MOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼすことは考えられない。 一方、再処理事業所内における化学物質</p>		

基本設計方針の許可整合性, 発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)) (36 / 36)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>の漏えいの影響が中央監視室等の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合に、全工程停止の措置を講じた上で、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。外⇩</p>		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第八条（外部からの衝撃による損傷の防止）（その他）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
外①	外部からの衝撃による損傷の防止(8条)	技術基準の要求を受けている内容	1～3	-	a
外②	設計基準事故時に生じる応力との組合せ	事業許可の要求を受けている内容	1～3	-	a
外③	安全機能を有する施設以外の施設又は設備等への措置	事業許可の要求を受けている内容	1～3	-	a
外④	自然現象の組合せ	事業許可の要求を受けている内容	1	-	a
外⑤	設計上考慮する自然現象または人為事象	事業許可での約束事項を反映	1～3	-	a
外⑥	防護する対象	事業許可での約束事項を反映	1～3	-	a
外⑦	重大事故等対処設備の対策	技術基準の影響を受けている内容	-	-	a
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
外㊦	添付書類五を基本とした記載	具体的な設計方針となっている添付書類五の記載を採用するため記載しない。	-		
外㊧	塩害	塩害の起こる環境についての一般的な説明であって、設計の方針に関係しない	-		
外㊨	化学物質の漏えいに対する設計	化学物質の漏えいに対する設計について、基本設計方針には具体化した内容を記載したため記述が異なるが趣旨は同じである。	a		
外㊩	対象生物の選定	生物的影響にあたり対象生物の選定についての記述であり、設計の方針は選定結果を反映している。	-		
外㊪	考慮しない自然現象及び人為事象	許可時において、立地的要因から除外した自然現象及び人為事象であり、記載しない。	-		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
外④	事業変更許可本文及び添付書類中の重複記載	事業変更許可本文及び添付書類中での重複記載であることから記載しない。	—
外⑤	自然現象又は人為事象の選定過程	自然現象又は人為事象の選定に係る検討過程であることから記載しない。	—
外⑥	気象データ	気象データは設計基準事象の荷重を定める検討過程であることから記載しない。	—
外⑦	生物学的事象の対象生物の選定	設計基準事象の荷重を定める検討過程であることから記載しない。	—
外⑧	間接雷に対する考慮	外部事象対象施設の間接雷に対する考慮については事業変更許可申請書の添付書類五にて整理しており、詳細は添付資料に記載する。	a
外⑨	自然現象と設計基準事故時の応力の組合せの検討過程	自然現象と設計基準事故時の応力の組合せの検討過程の説明であることから記載しない。	—
外⑩	塩害	塩害の起こる環境についての一般的な説明であって、設計の方針に関係しない	—
外⑪	竜巻	「8条（竜巻）」と重複記載	—
外⑫	火山の影響	「8条（火山）」と重複記載	—
外⑬	森林火災、爆発、近隣の産業施設の火災、航空機墜落による火災	「8条（外部火災）」と重複記載	—
外⑭	有毒ガスの条件	有毒ガスのうち設計対処しない範囲についての説明であるため、設計の方針に記載しない	—
外⑮	風応力と竜巻応力の包絡関係	風応力を設計上考慮しないことを説明する記述であるため、設計の方針に記載しない	a
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	(V-1-1-1)加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請			
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)
1	第1章 共通項目 3.3外部からの衝撃による損傷の防止 3.自然現象等	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2. 基本方針 2.1 自然現象 2.2 人為事象	【2.1 自然現象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高風、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び被害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じる。 また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2. 基本方針 2.1 自然現象	【2.1 自然現象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高風、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び被害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じる。			第1回申請と同一
2	安全機能を有する施設は、外部からの衝撃による損傷の防止のうち人為的事象による損傷の防止として、敷地内又はその周辺において想定される飛来物(航空機墜下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいによりMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。)に対して安全機能を損なわないよう、防護措置又は対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針		【2.2 人為事象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の状況(航空機墜下、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えい)に対してその安全機能が損なわれないよう、防護措置又は対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。 また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2. 基本方針 2.2 人為事象	【2.2 人為事象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物(航空機墜下、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えい)に対してその安全機能が損なわれないよう、防護措置又は対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。 また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。			第1回申請と同一
3	外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針		【2.1 自然現象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の状況(航空機墜下、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えい)に対してその安全機能が損なわれないよう、防護措置又は対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。 また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2. 基本方針 2.2 人為事象	【2.1 自然現象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。 【2.2 人為事象】 また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。			第1回申請と同一
4	また、想定される自然現象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【2.1 自然現象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の状況(航空機墜下、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えい)に対してその安全機能が損なわれないよう、防護措置又は対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。 また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2. 基本方針 2.1 自然現象 2.2 人為事象	【2.1 自然現象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の状況(航空機墜下、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えい)に対してその安全機能が損なわれないよう、防護措置又は対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。 また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。			第1回申請と同一
5	重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対しては、共通要因故障に対する考慮等)、「8.1.3. 悪影響防止等」及び「8.1.5. 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれることのないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【2.2 人為事象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の状況(航空機墜下、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えい)に対してその安全機能が損なわれないよう、防護措置又は対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。 また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2. 基本方針 2.1 自然現象 2.2 人為事象	【2.1 自然現象】 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の状況(航空機墜下、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えい)に対してその安全機能が損なわれないよう、防護措置又は対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。 また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。			第1回申請と同一
6	自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等として、複数の事象が重複することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2. 基本方針 2.3 組合せ 4. 組合せ 4.1 自然現象の組合せについて	【2.3 組合せ】 ・地震を含む自然現象の組合せについて、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある自然現象の組合せは、事業指定(変更許可)を受けたとおり、風(台風)及び積雪、竜巻及び積雪、火山の影響(降下火砕物)及び積雪、地震及び積雪、火山の影響(降下火砕物)及び風(台風)並びに地震及び風(台風)の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。 ・最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、建屋内に設置することにより、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2. 基本方針 2.3 組合せ 4. 組合せ 4.1 自然現象の組合せについて	【2.3 組合せ】 ・地震を含む自然現象の組合せについて、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある自然現象の組合せは、事業指定(変更許可)を受けたとおり、風(台風)及び積雪、竜巻及び積雪、火山の影響(降下火砕物)及び積雪、地震及び積雪、火山の影響(降下火砕物)及び風(台風)並びに地震及び風(台風)の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。 【4.1 自然現象の組合せについて】 ・外部事象防護対象施設的安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含む自然現象の組合せについて、敷地及びその近隣の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。			第1回申請と同一
7	最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、建屋内に設置することにより、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【4.1 自然現象の組合せについて】 ・外部事象防護対象施設的安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含む自然現象の組合せについて、敷地及びその近隣の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2. 基本方針 2.3 組合せ	【2.3 組合せ】 ・最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、建屋内に設置することにより、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。			第1回申請と同一
8	屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等において、方が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可塑型重大事故等対処施設によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して設計することにより、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【4.1 自然現象の組合せについて】 ・外部事象防護対象施設的安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含む自然現象の組合せについて、敷地及びその近隣の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2. 基本方針 2.3 組合せ	【4.1 自然現象の組合せについて】 ・外部事象防護対象施設的安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含む自然現象の組合せについて、敷地及びその近隣の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。			第1回申請と同一
9	具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。また、建屋内に設置される重大事故等対処設備については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、重大事故等が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【4.1 自然現象の組合せについて】 ・外部事象防護対象施設的安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含む自然現象の組合せについて、敷地及びその近隣の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2. 基本方針 2.3 組合せ	【4.1 自然現象の組合せについて】 ・外部事象防護対象施設的安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含む自然現象の組合せについて、敷地及びその近隣の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。			第1回申請と同一
10	屋外で使用する重大事故等対処設備について、竜巻に対しては位置的分散を考慮した配座並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とするなど、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【4.1 自然現象の組合せについて】 ・外部事象防護対象施設的安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含む自然現象の組合せについて、敷地及びその近隣の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2. 基本方針 2.3 組合せ	【4.1 自然現象の組合せについて】 ・外部事象防護対象施設的安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含む自然現象の組合せについて、敷地及びその近隣の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。			第1回申請と同一
11	したがって、地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重ならない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【4.1 自然現象の組合せについて】 ・外部事象防護対象施設的安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含む自然現象の組合せについて、敷地及びその近隣の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2. 基本方針 2.3 組合せ	【4.1 自然現象の組合せについて】 ・外部事象防護対象施設的安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含む自然現象の組合せについて、敷地及びその近隣の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。			第1回申請と同一
12	また、外部衝撃による損傷の防止の設計条件等に係る新知見の収集を実施するとともに、新知見が得られた場合に影響評価を行うこと。外部衝撃に対する防護措置の組合せにより安全機能や重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないための、換気設備の停止、フィルタの交換、清掃、全工程停止等の運用上の措置を保安規定に定める、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【4.1 自然現象の組合せについて】 ・外部事象防護対象施設的安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含む自然現象の組合せについて、敷地及びその近隣の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 2. 基本方針 2.3 組合せ	【4.1 自然現象の組合せについて】 ・外部事象防護対象施設的安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含む自然現象の組合せについて、敷地及びその近隣の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。			第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請				
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表
1	第1章 共通項目 3.3.外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃による損傷の防止のうち自然現象による損傷の防止として、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものをもたらす環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件に対し、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の運用上の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一				第1回申請と同一			
2	安全機能を有する施設は、外部からの衝撃による損傷の防止のうち人為の事象による損傷の防止として、敷地内又はその周辺において想定される飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいによりMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)以下「人為事象」という。)に対して安全機能を損なわないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義			第1回申請と同一				第1回申請と同一			
3	外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。	冒頭宣言 定義			第1回申請と同一				第1回申請と同一			
4	また、想定される自然現象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。	冒頭宣言			第1回申請と同一				第1回申請と同一			
5	重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対して、「8.1.2. 共通要因(種別に対する考慮等)」、「8.1.3. 悪影響防止等」及び「8.1.5. 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれることのないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一				第1回申請と同一			
6	自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。	定義			第1回申請と同一				第1回申請と同一			
7	最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故時に生ずる応力と重なり合わない設計とする。 また、建屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器に対しては、建屋内に設置することにより、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が重大事故等時に生ずる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一				第1回申請と同一			
8	屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等において、方が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可換型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して設置した重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一				第1回申請と同一			
9	具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。また、建屋内に設置される重大事故等対処設備については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、重大事故等が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一				第1回申請と同一			
10	屋外で使用する重大事故等対処設備について、竜巻に対しては位置的分散を考慮した配置並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とするなど、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一				第1回申請と同一			
11	したがって、地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一				第1回申請と同一			
12	また、外部衝撃による損傷の防止の設計条件等に係る新知見の収集を実施するとともに、新知見が得られた場合に影響評価を行うこと、外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないための、換気設備の停止、フィルタの交換、清掃、全工程停止等の運用上の措置を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言			第1回申請と同一				第1回申請と同一			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
13	3.3.1 竜巻、外部火災及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象 (1) 外部からの衝撃より防護すべき施設 想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構造物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構造物、系統及び機器とし、外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。	定義			第1回申請と同一							第1回申請と同一	
14	上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることで、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一	
15	さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃により必要な機能を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間に修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一	
16	(3) 設計方針 外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)並びに重大事故等対処設備は、以下の自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により、安全機能や重大事故等へ対処するための必要な機能を損なわないよう設計する。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一	
17	自然現象(地震及び津波を除く。)のうち森林火災、人為事象のうち事業所における火災及び爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両並びに船舶に対する設計方針については「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づき設計する。また、人為事象のうち、航空機落下の設計方針については「3.3.5 航空機落下」及び「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づき設計する。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一	
18	なお、危険物を搭載した車両に対する設計方針のうち、再処理事業所屋外での運搬又は受入れ時に化学薬品の漏えいが発生した場合については、「b. 人為事象 (c)再処理事業所内における化学物質の漏えい」の中で取り扱う。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一	
19	a. 自然現象 (a) 風(台風) 安全機能を有する施設は、風(台風)に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風(台風)による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間に修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求			第1回申請と同一							第1回申請と同一	
20	外部事象防護対象施設等は、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	重大事故等対処設備は、建屋等内へ設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としたうえで屋外に設置又は外部事象防護対象施設等と位置的分散を図り設置する設計とする。	評価要求 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮 【3.1.1(1) 竜巻(台風)】 ・重大事故等対処設備は、建屋等内へ設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としたうえで屋外に設置又は外部事象防護対象施設等と位置的分散を図り設置する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	(b) 凍結 安全機能を有する施設は、凍結に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(2) 凍結】 ・外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、観測所気象年報からの六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にした結果、設計上考慮する外気温を-15.7℃と設定し、これに対して屋外施設のうち凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(2) 凍結】 ・外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、観測所気象年報からの六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にした結果、設計上考慮する外気温を-15.7℃と設定し、これに対して屋外施設のうち凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより安全機能を損なわない設計とする。					第1回申請と同一	
23	屋外施設のうち凍結のおそれのあるものは、保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	施設共通 基本設計方針 (屋外に水配管を設置する温泉循環用冷却水設備、空調用冷水設備等の安全機能を有する施設に対する共通的な措置)	設計方針(評価方針)				○	【施設共通 基本設計方針】 ・保温等の凍結防止対策	-							第1回申請と同一
24	屋外の重大事故等対処設備は、保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求 設置要求						-	-	-	-	-	-	-	-	-	
25	(c) 高温 安全機能を有する施設は、高温に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(3) 高温】 ・敷地付近で観測された日最高気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば34.7℃(2012年7月31日)、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)によれば37.0℃(1978年8月3日)である。 ・貯蔵施設における崩壊熱除去の安全評価において設計上考慮する外気温については、これらの気温の観測値並びに敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し、外部事象防護対象施設等の設計においては、むつ特別地域気象観測所の夏季(6月～9月)の外気温の観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃を設計上考慮する外気温と設定し、これに対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。 ・屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して高温防止対策により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(3) 高温】 ・敷地付近で観測された日最高気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば34.7℃(2012年7月31日)、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)によれば37.0℃(1978年8月3日)である。					第1回申請と同一	
26	また、貯蔵施設は、崩壊熱の安全評価において設計上考慮する、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	貯蔵施設	設計方針(評価方針)				-	-	-	-	-	-	-	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(3) 高温】 ・貯蔵施設における崩壊熱除去の安全評価において設計上考慮する外気温については、これらの気温の観測値並びに敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し、外部事象防護対象施設等の設計においては、むつ特別地域気象観測所の夏季(6月～9月)の外気温の観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃を設計上考慮する外気温と設定し、これに対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。
27	屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して高温防止対策により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求						-	-	-	-	-	-	-	-		
28	(d) 降水 安全機能を有する施設は、降水による浸水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(4) 降水】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋及び重大事故等対処設備を収納する建屋等は、排水溝及び排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、八戸特別地域気象観測所で観測された日最大1時間降水量67.0mmの降雨を想定しても、雨水が当該建屋に浸入することを防止すること、降水に対し、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処設備が重大事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 ・屋外の重大事故等対処設備は、降水に対して防水処理並びに排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することにより機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(4) 降水】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋及び重大事故等対処設備を収納する建屋等は、排水溝及び排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、八戸特別地域気象観測所で観測された日最大1時間降水量67.0mmの降雨を想定しても、雨水が当該建屋に浸入することを防止すること、降水に対し、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処設備が重大事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。					第1回申請と同一	
29	外部事象防護対象施設を収納する建屋及び重大事故等対処設備を収納する建屋等は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降水量に対して、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止すること、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処設備が重大事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求 設置要求	燃料加工建屋 緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所 施設共通 基本設計方針 (排水溝及び敷地内排水路)	設計方針(評価方針)				○	燃料加工建屋 【施設共通 基本設計方針】 ・排水溝及び敷地内排水路	-							
30	屋外の重大事故等対処設備は、降水に対して防水処理並びに排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することにより重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求 設置要求						-	-	-	-	-	-	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
22	(b) 凍結 安全機能を有する施設は、凍結に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求			第1回申請と同一								第1回申請と同一
23	屋外施設のうち凍結のおそれのあるものは、保温等の凍結防止対策を行うことにより、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して安全機能を損なわない設計とする。	評価要求			第1回申請と同一								第1回申請と同一
24	屋外の重大事故等対処設備は、保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	屋外の重大事故等対処設備	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電害、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮 【3.1.1 電害、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(2) 凍結】 ・屋外の重大事故等対処設備は、保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
25	(c) 高温 安全機能を有する施設は、高温に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求			第1回申請と同一								第1回申請と同一
26	また、貯蔵施設は、崩壊熱の安全評価において設計上考慮する、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	-	-	-	-	-	-					第2回申請と同一
27	屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して高温防止対策により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電害、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮 【3.1.1 電害、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(2) 高温】 ・屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して高温防止対策により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
28	(d) 降水 安全機能を有する施設は、降水による浸水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求			第1回申請と同一								第1回申請と同一
29	外部事象防護対象施設を収納する建屋及び重大事故等対処設備を収納する建屋等は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降水量に対して、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋上部の止水処理をすること等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処設備が重大事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所 【施設共通 基本設計方針】 ・排水溝及び敷地内排水路	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電害、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮 【3.1.1 電害、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(4) 降水】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋及び重大事故等対処設備を収納する建屋等は、排水溝及び排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋上部の止水処理をすること等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、降水に対し、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処設備が重大事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
30	屋外の重大事故等対処設備は、降水に対して防水処理並びに排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することにより重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	屋外の重大事故等対処設備 【施設共通 基本設計方針】 ・排水溝及び敷地内排水路	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電害、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮 【3.1.1 電害、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(4) 降水】 ・屋外の重大事故等対処設備は、降水に対して防水処理並びに排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することにより機能を損なわない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	(a) 積雪 安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮 4. 組合せ 4.2 組合せを考慮した荷重評価について	【3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(5) 積雪】 ・積雪荷重に対しては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。 ・また、燃料加工建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とする。換気設備である気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能が損なわない設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1 自然現象 3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(5) 積雪】 ・積雪荷重に対しては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。 ・また、燃料加工建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とする。換気設備である気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。						第1回申請と同一
32	外部事象防護対象施設等は、敷地周辺における積雪記録を踏まえて設定した積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	燃料加工建屋	評価方法		【4.2 組合せを考慮した荷重評価について】 ・自然現象の組合せによる荷重の組合せについては、添付書類「III-1-1 耐震設計の基本方針」、添付書類「IV-2-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」及び添付書類「IV-3-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて評価する。	○	燃料加工建屋	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 4. 組合せ 4.2 組合せを考慮した荷重評価について	【4.2 組合せを考慮した荷重評価について】 ・自然現象の組合せによる荷重の組合せについては、添付書類「III-1-1 耐震設計の基本方針」、添付書類「IV-2-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」及び添付書類「IV-3-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて評価する。						
33	また、燃料加工建屋の外気取入口に防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とする。	設置要求	燃料加工建屋	設計方針(構造)	V-2-2-1 燃料加工建屋の平面図及び断面図	燃料加工建屋の断面図等でフード構造を示す。	○	燃料加工建屋	-	V-2-2-1 燃料加工建屋の平面図及び断面図	燃料加工建屋の断面図等でフード構造を示す。						
34	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	設計方針(評価方針)			-		-			○					V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3.1 自然現象 3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮 ・また、燃料加工建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とする。換気設備である気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。
35	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	(燃料加工建屋) 緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	設計方針(評価方針)			-		-			○			(燃料加工建屋)		V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 (重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち、本事象に対する燃料加工建屋の設計については第1回申請で説明している。)
36	屋外の可搬型重大事故等対処設備は積雪荷重に対して除雪により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	屋外の可搬型事故等対処設備	設計方針(評価方針)			-		-			-					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	(e) 積雪 安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求			第1回申請と同一								第1回申請と同一	
32	外部事象防護対象施設等は、敷地周辺における積雪記録を踏まえて設定した積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
33	また、燃料加工建屋の外気取入口に防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
34	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
35	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	-	-	-	-	-	○	-		緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(5) 積雪】 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
36	屋外の可搬型重大事故等対処設備は積雪荷重に対して除雪により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	○	-		屋外の可搬型重大事故等対処設備 【施設共通 基本設計方針】 ・除雪	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(5) 積雪】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能が損なわない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請								
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
37	(f) 生物学的事象 安全機能を有する施設は、鳥類、昆虫類及び小動物のMOX燃料加工施設への侵入を防止又は抑制することにより、生物学的事象に対し、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 施設共通 基本設計方針(鳥類、昆虫類等の侵入を防止又は抑制)	基本方針	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(7) 生物学的事象】 ・生物学的事象としては、敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類、昆虫類及び小動物を対象生物に選定し、これらの生物がMOX燃料加工施設へ侵入することを防止又は抑制することにより、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・換気設備の外気取入口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施す設計とする。具体的には、燃料加工建屋の外気取入口にはパードスクリーンを設置し、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の外気取入口にはフィルタを設置することにより、生物学的事象に対し、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。 ・受電開閉設備及び屋外に設置する盤類は、生物学的事象に対し、密封構造、メッシュ構造及びシール処理を施す構造又はこれらを組み合わせたことにより、生物学的事象に対し、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。 ・重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	○	基本方針 【施設共通 基本設計方針】 ・鳥類、昆虫類等の侵入を防止又は抑制	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(7) 生物学的事象】 ・生物学的事象としては、敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類、昆虫類及び小動物を対象生物に選定し、これらの生物がMOX燃料加工施設へ侵入することを防止又は抑制することにより、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。					第1回申請と同一			
38	安全機能を有する施設のうち、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備、非管理区域換気空調設備及び非常用内電源設備の非常用発電機の外気取入口は鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制するため、燃料加工建屋の外気取入口にパードスクリーンを設置する設計とする。	設置要求	燃料加工建屋	設計方針(構造)			○	燃料加工建屋	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(7) 生物学的事象】 ・換気設備の外気取入口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施す設計とする。具体的には、燃料加工建屋の外気取入口にはパードスクリーンを設置し、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の外気取入口にはフィルタを設置することにより、生物学的事象に対し、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。								
39	また、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の外気取入口はフィルタを設置する設計とする。	機能要求①	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	設計方針(系統構成)			-		-									V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(7) 生物学的事象】 ・換気設備の外気取入口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施す設計とする。具体的には、燃料加工建屋の外気取入口にはパードスクリーンを設置し、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の外気取入口にはフィルタを設置し、また、非常用内電源設備の非常用発電機の外気取入口にはフィルタを設置することにより、生物学的事象に対し、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。
40	非常用内電源設備の非常用発電機の外気取入口はフィルタを設置する設計とする。	機能要求①	非常用内電源設備の非常用発電機	設計方針(系統構成)			-		-										
41	受電開閉設備及び屋外に設置する盤類は、生物学的事象に対し、密封構造、メッシュ構造、シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせたことにより、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。	設置要求	受電開閉設備(非常用内電源設備)	設計方針(構造)			-		-										
42	重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	屋外の重大事故等対処設備	設計方針(構造)			-		-										
43	(g) 落雷 MOX燃料加工施設は、落雷に対し、再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大のものを参考に安全余裕を見込んで、想定する規模を270kAとし、「原子力発電所の耐雷指針」(JEA4608)、「建築基準法」及び「消防法」に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また、接地系と避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針(避雷設備)	基本方針	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(6) 落雷】 ・再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大のものを参考に安全余裕を見込んで、想定する落雷の規模を270kAとする。落雷に対しては、「原子力発電所の耐雷指針」(JEA4608)、地盤基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また、接地系及び避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等については、直撃雷に対して、接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。	○	基本方針 【施設共通 基本設計方針】 ・避雷設備	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(6) 落雷】 ・再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大のものを参考に安全余裕を見込んで、想定する落雷の規模を270kAとする。落雷に対しては、「原子力発電所の耐雷指針」(JEA4608)、地盤基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また、接地系及び避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。					第1回申請と同一			
44	直撃雷に対して、重大事故等対処設備を収納する建屋は、構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする。	設置要求 評価要求	(燃料加工建屋) 緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	設計方針(評価方針)			-		-									V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(6) 落雷】 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等については、直撃雷に対して、接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。 (重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち、本事業に対する燃料加工建屋の設計については第1回申請で説明している。)

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37	(f) 生物学的事象 安全機能を有する施設は、鳥類、昆虫類及び小動物のMOX燃料加工施設への侵入を防止又は抑制することにより、生物学的事象に対し、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言												
38	安全機能を有する施設のうち、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備、非管理区域換気空調設備及び非常用内電源設備の非常用発電機の外気取入口は鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制するため、燃料加工建屋の外気取入口にパードスクリーンを設置する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	また、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の外気取入口はフィルタを設置する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	非常用内電源設備の非常用発電機の外気取入口はフィルタを設置する設計とする。	機能要求①	○	-	非常用内電源設備の非常用発電機	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(7) 生物学的事象】 ・換気設備の外気取入口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施す設計とする。具体的には、燃料加工建屋の外気取入口にはパードスクリーンを設置し、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の外気取入口にはフィルタを設置し、また、非常用内電源設備の非常用発電機の外気取入口にはフィルタを設置することにより、生物学的事象に対し、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。	-	-	-	-	-	-
41	受電閉閉設備及び屋外に設置する盤類は、生物学的事象に対し、密封構造、メッシュ構造、シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	受電閉閉設備	-	-	V-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(7) 生物学的事象】 ・受電閉閉設備及び屋外に設置する盤類は、生物学的事象に対し、密封構造、メッシュ構造及びシール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより、生物学的事象に対し、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。
42	重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	-	-	-	-	-	○	-	屋外の重大事故等対処設備	-	-	V-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(7) 生物学的事象】 ・重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。
43	(g) 落雷 MOX燃料加工施設は、落雷に対し、再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大のを参考に安全余裕を見込んで、想定する規模を270kAとし、「原子力発電所の耐雷指針」(JEA4608)、「建築基準法」及び「消防法」に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また、接地系と避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。	設置要求												
44	直撃雷に対して、重大事故等対処設備を収納する建屋は、構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする。	設置要求 評価要求	-	-	-	-	-	○	-	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所 受電閉閉設備 【施設共通 基本設計方針】 ・避雷設備	-	-	V-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(6) 落雷】 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等については、直撃雷に対して、接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
45	(h) 塩害 安全機能を有する施設は、外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備へのフィルタの設置、外気を直接取り込む設備の防食処理等の腐食防止対策により、塩害に対して安全機能を損わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(8) 塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には除塩フィルタを設置することにより、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。 ・外気を直接取り込む非常用内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策として、腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、換気設備にフィルタを設置することにより、屋内の重大事故等対処設備への塩害の影響を防止し、重大事故等に対処するために必要な機能を損わない設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、塗装すること又は腐食し難い金属を用いることにより、塩害による腐食を防止し、重大事故等に対処するために必要な機能を損わない設計とする。 ・受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行うことを保安規定に定めて、管理する。	○	基本方針	-	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 【3.1.1(8) 塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には除塩フィルタを設置することにより、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。	○	-	-	第1回申請と同一	-	-		
46	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非常用区域換気空調設備の給気系には除塩フィルタを設置し、建屋内の外部事象防護対象施設への塩害の影響を防止する設計とする。	機能要求①	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非常用区域換気空調設備	設計方針(系統構成)				-	-	-	-	○	-	-	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非常用区域換気空調設備	-	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(8) 塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には除塩フィルタを設置することにより、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。
47	外気を直接取り込む非常用内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策として、腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。	評価要求	非常用内電源設備の非常用発電機	設計方針(系統構成)				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
48	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、換気設備へのフィルタの設置及び屋外施設の塗装等による腐食防止対策及び受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損わない設計とする。	設置要求 運用要求	(燃料加工建屋) 緊急時対策建屋フィルタユニット 受電開閉設備	設計方針(系統構成)				-	-	-	-	○	-	-	(燃料加工建屋)	-	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(8) 塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には除塩フィルタを設置することにより、屋内の重大事故等対処設備への塩害の影響を防止し、重大事故等に対処するために必要な機能を損わない設計とする。 (重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち、本事業に対する燃料加工建屋施設については第1回申請で説明している。)
49	b. 人為事象 (a) 有毒ガス 安全機能を有する施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.2 人為事象 3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の考慮	【3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.2.1(1) 有毒ガス】 ・六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては外部事象防護対象施設に直接影響を及ぼすことは考えられないため、MOX燃料加工施設の運転員に対する影響を想定する。 ・六ヶ所ウラン濃縮工場又は可動施設から発生した有毒ガスが制御室に到達するおそれがある場合に、全工程停止及びグループボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。	○	基本方針	-	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 【3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.2.1(1) 有毒ガス】 ・六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては外部事象防護対象施設に直接影響を及ぼすことは考えられないため、MOX燃料加工施設の運転員に対する影響を想定する。	-	-	-	第1回申請と同一	-	-		
50	MOX燃料加工施設は、想定される有毒ガスが発生した場合にも、換気設備等のユーティリティの停止を含まない全工程の停止(以下「全工程停止」という。)及びグループボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針(居住性に影響を与える事象に対して共通的に実施する換気の停止を含む措置)	基本方針				-	-	-	-	○	-	-	【施設共通 基本設計方針】 ・有毒ガスへの対応	-	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.2 人為事象 3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の考慮	【3.2.1(2) 電磁的障害】 ・安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損わない設計とする。
51	(b) 電磁的障害 外部事象防護対象施設は、電磁的障害に対して安全機能を損わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.2 人為事象 3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の考慮	【3.2.1(2) 電磁的障害】 ・安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損わない設計とする。	○	基本方針	-	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 【3.2.1(2) 電磁的障害】 ・安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損わない設計とする。	-	-	-	第1回申請と同一	-	-		
52	安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損わない設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針(計装系を有する安全上重要な施設に対する共通的な措置)	設計方針(電磁的障害)				-	-	-	-	○	-	-	施設共通 基本設計方針	-	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の考慮	【3.2.1(2) 電磁的障害】 ・安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損わない設計とする。
53	重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損わない設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針(計装系を有する重大事故等対処設備に対する共通的な措置)	設計方針(電磁的障害)				-	-	-	-	○	-	-	施設共通 基本設計方針	-	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.2 人為事象 3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の考慮	【3.2.1(2) 電磁的障害】 ・安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損わない設計とする。
54	(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい 安全機能を有する施設は、再処理事業所内に運搬または受入れする化学薬品の漏えいが発生し、その安全機能を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置を講ずることにより、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.2.1(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・化学物質の漏えいによる影響としては、MOX燃料加工施設に直接被水することによる安全性への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。 ・再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響が中央監視室に及ぶおそれがある場合に、人体への影響の観点から、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、全工程停止及びグループボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。	○	基本方針	-	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 【3.2.1(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・化学物質の漏えいによる影響としては、MOX燃料加工施設に直接被水することによる安全性への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。	-	-	-	第1回申請と同一	-	-		
55	想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいについて、人体への影響の観点から、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、全工程停止及びグループボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針(居住性に影響を与える事象に対して共通的に実施する換気の停止を含む措置)	基本方針				-	-	-	-	○	-	-	【施設共通 基本設計方針】 ・加工工程停止等の施設への影響を軽減するための措置	-	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.2 人為事象 3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の考慮	【3.2.1(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響が中央監視室に及ぶおそれがある場合に、人体への影響の観点から、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、全工程停止及びグループボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。
56	c. 必要な機能を損わないための運用上の措置 電巻、外部火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損わない機能を損わないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備すること ・除雷を適宜実施すること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため、資機材を確保し、全工程停止の措置を講じた上で、施設の監視を適時実施すること	運用要求	施設共通 基本設計方針(運用上の措置)	基本方針	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1(5) 積雪】 【3.1.1(8) 塩害】 【3.2.1(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】 (上記のそれぞれの章において、必要な機能を損わないための、運用上の措置を記載している。)	○	【施設共通 基本設計方針】 ・受電開閉設備の碍子部分の洗浄 ・有毒ガスへの対応 ・加工工程停止等の施設への影響を軽減するための措置	-	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 【3.1.1(5) 積雪】 【3.1.1(8) 塩害】 【3.2.1(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】 (上記のそれぞれの章において、必要な機能を損わないための、運用上の措置を記載している。)	-	-	-	第1回申請と同一	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
45	(h) 塩害 安全機能を有する施設は、外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備へのフィルタの設置、外気を直接取り込む設備の防食処理等の腐食防止対策により、塩害に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一				第1回申請と同一				
46	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には除塩フィルタを設置し、建屋内の外部事象防護対象施設への塩害の影響を防止する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47	外気を直接取り込む非常用内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策として、腐食し難い金属を用いることは塗装することにより腐食を防止する設計とする。	評価要求	○	-	非常用内電源設備の非常用発電機	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮 【3.1.1(6) 電巻】 ・外気を直接取り込む非常用内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策として、腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。	-	-	-	-	-	-
48	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、換気設備へのフィルタの設置及び屋外施設の塗装等による腐食防止対策及び受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 運用要求	-	-	-	-	-	○	-	緊急時対策建屋フィルタユニット受電開閉設備 【施設共通 基本設計方針】 ・受電開閉設備の碍子部分の洗浄	-	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 電巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮 【3.1.1(6) 電巻】 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、換気設備にフィルタを設置することにより、屋内の重大事故等対処設備への塩害の影響を防止し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 ・受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行うことを保安規定に定めて、管理する。	
49	b. 人為事象 (a) 有毒ガス 安全機能を有する施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一				第1回申請と同一				
50	MOX燃料加工施設は、想定される有毒ガスが発生した場合にも、換気設備等のユーティリティの停止を含まない全ての加工工程の停止(以下「全工程停止」という。)及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求			第2回申請と同一				第2回申請と同一				
51	(b) 電磁的障害 外部事象防護対象施設は、電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一				第1回申請と同一				
52	安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な確立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①			第2回申請と同一				第2回申請と同一				
53	重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な確立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①			第2回申請と同一				第2回申請と同一				
54	(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい 安全機能を有する施設は、再処理事業所内にて運搬または受入れする化学薬品の漏えいが発生し、その安全機能を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置を講ずることにより、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一				第1回申請と同一				
55	想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいについて、人体への影響の観点から、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求			第2回申請と同一				第2回申請と同一				
56	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 電巻、外部火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を重大事故等に必要機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備すること ・除雷を適宜実施すること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため、資機材を確保し、全工程停止の措置を講じた上で、施設の監視を適時実施すること	運用要求			第1回申請と同一				第1回申請と同一				

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を過記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
-：当該申請回次で記載しない項目

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
1	第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃による損傷の防止のうち自然現象による損傷の防止として、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものもたらす環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件に対し、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の運用上の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1-1 加2 基本方針 2.1 自然現象	【2.1 自然現象】 ・安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講ずる。 また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。 ・想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。 ・重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対して、共通要因故障に対する考慮、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないよう、防護措置、その他の適切な措置を講ずる。	(基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
4	また、想定される自然現象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。	冒頭宣言	基本方針				
5	重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対して、「8.1.2. 共通要因故障に対する考慮等」、「8.1.3. 悪影響防止等」及び「8.1.5. 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
2	安全機能を有する施設は、外部からの衝撃による損傷の防止のうち人為の事象による損傷の防止として、敷地内又はその周辺において想定される飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいによりMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))に由来する飛来物(航空機落下)及び近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対してその安全機能を損なわれないよう、防護措置又は対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針	2.2 人為事象	【2.2 人為事象】 ・安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))に由来する飛来物(航空機落下)及び近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対してその安全機能を損なわれないよう、防護措置又は対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講ずる。 また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。 ・想定される人為事象に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。 ・重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される人為事象に対して、共通要因故障に対する考慮、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる。	(基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
4	また、想定される自然現象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。	冒頭宣言	基本方針				
5	重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対して、「8.1.2. 共通要因故障に対する考慮等」、「8.1.3. 悪影響防止等」及び「8.1.5. 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
6	自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。	定義	基本方針	基本方針	2.3 組合せ	【2.3 組合せ】 ・地震を含む自然現象の組合せについて、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある自然現象の組合せは、事業指定(変更許可)を受けたとおり、風(台風)及び積雪、竜巻及び積雪、火山の影響(降下火砕物)及び積雪、地震及び積雪、火山の影響(降下火砕物)及び風(台風)並びに地震及び風(台風)の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。 ・最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、建屋内に設置することにより、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。 ・屋外で使用する重大事故等対処設備は、重大事故等において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備を複数設置することにより、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	(基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
7	最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。また、建屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器に対しては、建屋内に設置することにより、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
8	屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によりバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
9	具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。また、建屋内に設置される重大事故等対処設備については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
10	屋外で使用する重大事故等対処設備について、竜巻に対しては位置的分散を考慮した配置並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とするなど、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
11	したがって、地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
16	(3) 設計方針 外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)並びに重大事故等対処設備は、以下の自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により、安全機能や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう設計する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象	【3.1 自然現象】 ・外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対して、その安全機能を損なわないよう設計するとともに、必要に応じて、運用上の措置を含む適切な措置を講ずる。設計上考慮する自然現象(地震及び津波を除く。)は、事業許可(変更許可)を受けた以下の11 事象とする。	(基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
17	自然現象(地震及び津波を除く。)のうち森林火災、人為事象のうち事業所における火災及び爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両並びに船舶に対する設計方針については「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づき設計する。また、人為事象のうち、航空機落下の設計方針については「3.3.5 航空機落下」及び「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づき設計する。	冒頭宣言	基本方針				
18	なお、危険物を搭載した車両に対する設計方針のうち、再処理事業所屋外での運搬又は受け入れ時に化学薬品の漏えいが発生した場合については、「b. 人為事象 (c)再処理事業所内における化学物質の漏えい」の中で取り扱う。	冒頭宣言	基本方針				
13	3.3.1 竜巻、外部火災及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象 (1) 外部からの衝撃より防護すべき施設 想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。))としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とし、外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。	定義	基本方針	対象選定		【3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 ・竜巻、火山の影響、森林火災を除く自然現象によりその安全機能を損なうことのないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設(以下「外部事象防護対象施設」という。))としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とし、外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。 また、上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理等を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。 ・重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その機能を損なわない設計とする。また、関連する工程を停止することを保安規定に定めて管理する。	(基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
14	上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針				
15	さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃により必要な機能を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。ただし、内の事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針			※各回次にて重大事故等対処設備が申請される毎に記載を拡充する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
19	a. 自然現象 (a) 風(台風) 安全機能を有する施設は、風(台風)に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風(台風)による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1-1 加 3.1 自然現象	【3.1.1(1) 風(台風)】 ・敷地付近で観測された日最大瞬間風速は、八戸特別地域気象観測所での観測記録で41.7m/sである。建築基準法及び平成12年5月31日建設省告示第1454号「E」の数値を算出する方法並びに10及び風力係数の数値を定める件」に基づき算出する風速に対して機械的強度を有する設計とすることにより安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・重大事故等対処設備は、建屋等内へ設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としたうえで屋外に設置又は外部事象防護対象施設等と位置的分散を図り設置する。 ※各回次に屋外の重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備を収納する建屋等が申請される毎に記載を拡充する。	(基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
21	重大事故等対処設備は、建屋等内へ設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としたうえで屋外に設置又は外部事象防護対象施設等と位置的分散を図り設置する設計とする。	評価要求 設置要求	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所 屋外の重大事故等 対処設備	設計方針(評価方針)			
22	(b) 凍結 安全機能を有する施設は、凍結に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針		【3.1.1(2) 凍結】 ・外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、観測所気象年報からの六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にした結果、設計上考慮する外気温を-15.7℃と設定し、これに対して屋外施設のうち凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより安全機能を損なわない設計とする。 ・屋外の重大事故等対処設備は、保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 ※各回次に屋外の重大事故等対処設備が申請される毎に記載を拡充する。	(基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
23	屋外施設のうち凍結のおそれのあるものは、保温等の凍結防止対策を行うことにより、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	施設共通 基本設計方針(屋外に水配管を設置する要素 凍結防止対策設備、空調用冷水設備等の安全機能を有する施設に対する共通的な措置)	設計方針(評価方針)			
24	屋外の重大事故等対処設備は、保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求 設置要求	屋外の重大事故等 対処設備	基本方針		【3.1.1(3) 高温】 ・敷地付近で観測された日最高気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば34.7℃(2012年7月31日)、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)によれば37.0℃(1978年8月3日)である。 ・貯蔵施設における崩壊熱除去の安全評価において設計上考慮する外気温については、これらの気温の観測値並びに敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し、外部事象防護対象施設等の設計においては、むつ特別地域気象観測所の夏季(6月～9月)の外気温の観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃を設計上考慮する外気温と設定し、これに対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。 ・屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して高温防止対策により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 ※各回次に貯蔵施設及び屋外の重大事故等対処設備が申請される毎に記載を拡充する。 ※17条以下を説明予定 ・換気設備による風量が貯蔵設備の発熱量を適切に除去できる設計	(基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
25	(c) 高温 安全機能を有する施設は、高温に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針			
26	また、貯蔵施設は、崩壊熱の安全評価において設計上考慮する。敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	貯蔵施設	設計方針(評価方針)			
27	屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して高温防止対策により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	屋外の重大事故等 対処設備	基本方針			
28	(d) 降水 安全機能を有する施設は、降水による浸水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針		【3.1.1(4) 降水】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋及び重大事故等対処設備を収納する建屋等は、排水溝及び排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋共通部での雨水処理を行うこと等により、八戸特別地域気象観測所で観測された日最大1時間降水量67.0mmの降雨を想定しても、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、降水に対し、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 ・屋外の重大事故等対処設備は、降水に対して防水処理並びに排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することにより機能を損なわない設計とする。 ※各回次に屋外の重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備を収納する建屋等が申請される毎に記載を拡充する。 ※12条以下を説明予定 ・止水処理による浸水防止	〈降水〉 ⇒降水(設計基準降水量の設定など)について補足する。 ・【補足外他02】降水について
29	外部事象防護対象施設を収納する建屋及び重大事故等対処設備を収納する建屋等は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降水量に対して、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋共通部の止水処理を行うこと等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処施設が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求 設置要求	燃料加工建屋 緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	設計方針(評価方針)			
30	屋外の重大事故等対処設備は、降水に対して防水処理並びに排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することにより重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求 設置要求	屋外の重大事故等 対処設備	基本方針			
31	(e) 積雪 安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針		【3.1.1(5) 積雪】 ・積雪荷重に対しては、六ヶ所統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。 ・また、燃料加工建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、除雪時に雪を取り込み難い設計とする。換気設備である気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能が損なわない設計とする。 ・なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて、管理する。 ※各回次に屋外の重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備を収納する建屋等が申請される毎に記載を拡充する。	〈積雪〉 ⇒積雪荷重として、六ヶ所統計書における最深積雪深と建築基準法に定められる垂直積雪量のどちらかを考慮するといった、自然現象の組合せにおける考え方について補足する。 ・【補足外他01】自然現象の組合せによる積雪荷重の考え方について
34	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 巻巻、外部火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要な機能を損なわない運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備すること ・除雪を適宜実施すること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため、資機材を確保し、全工程停止の措置を講じた上で、施設の監視を適時実施すること	運用要求	施設共通 基本設計方針(運用上の措置)	設計方針(評価方針)			〈給気系の加熱〉 ⇒気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系に給気を加熱する機能があることについて補足する。 ・【補足外他05】換気設備における給気加熱について
34	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	設計方針(評価方針)			※8条のうち火山の補足説明事項として以下を補足する。 ⇒フードの構造等に関して説明する。 ・【補足外火03】建屋の外気取入口の構造について
35	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所 受電開閉設備	設計方針(評価方針)			
36	屋外の可搬型重大事故等対処設備は積雪荷重に対して除雪により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	屋外の可搬型重大事故等 対処設備	基本方針			
43	(g) 落雷 MOX燃料加工施設は、落雷に対し、再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大のものを参考に安全余裕を見込んで、想定する規模を270kAとし、「原子力発電所の耐雷指針」(JEA4608)、「建築基準法」及び「消防法」に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また、接地系と避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通 基本設計方針(避雷設備)	基本方針		【3.1.1(6) 落雷】 ・再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大のものを参考に安全余裕を見込んで、想定する落雷の規模を270kAとする。落雷に対しては、「原子力発電所の耐雷指針」(JEA4608-2007)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また、接地系及び避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋については、直撃雷に対して、接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。 ※各回次に重大事故等対処設備を収納する建屋等が申請される毎に記載を拡充する。	〈落雷〉 ⇒避雷設備の概要と接地の様子について補足する。建屋内の安全上重要な施設が270kAの落雷で機能を損なわないことについては参考として補足する。 ・【補足外他03】落雷に対する外部事象防護対象施設への影響
44	直撃雷に対して、重大事故等対処設備を収納する建屋は、構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする。	設置要求 評価要求	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所 受電開閉設備	設計方針(評価方針)			
37	(f) 生物学的事象 安全機能を有する施設は、鳥類、昆虫類及び小動物のMOX燃料加工施設への侵入を防止又は抑制することにより、生物学的事象に対し、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 施設共通 基本設計方針(鳥類、昆虫類等の侵入を防止又は抑制)	基本方針		【3.1.1(7) 生物学的事象】 ・生物学的事象としては、敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類、昆虫類及び小動物を対象生物に選定し、これらの生物がMOX燃料加工施設へ侵入することを防止又は抑制することにより、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・換気設備の外気取入口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施す設計とする。具体的には、燃料加工建屋の外気取入口にはバードスクリーンを設置し、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の外気取入口にはフィルタを設置し、また、非常用内電源設備の非常用発電機の外気取入口にはフィルタを設置することにより、生物学的事象に対し、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。 ・受電開閉設備及び屋外に設置する盤類は、生物学的事象に対し、密封構造、メッシュ構造及びシール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより、生物学的事象に対し、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。 ・重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。 ※各回次に気体廃棄物の廃棄設備の給気設備、非管理区域換気空調設備、非常用内電源設備の非常用発電機、屋外に設置する盤類屋外の重大事故等対処設備(受電開閉設備)が申請される毎に記載を拡充する。	〈生物学的事象〉 ⇒外気取入口に設置するバードスクリーンの配置及び仕様について補足する。 ・【補足外他04】建屋の外気取入口について
38	安全機能を有する施設のうち、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備、非管理区域換気空調設備及び非常用内電源設備の非常用発電機の外気取入口は鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制するため、燃料加工建屋の外気取入口にバードスクリーンを設置する設計とする。	設置要求	燃料加工建屋	設計方針(構造)			※8条のうち火山の補足説明事項として以下を補足する。 ⇒気体廃棄物の廃棄設備の給気設備、非管理区域換気空調設備及び非常用内電源設備の非常用発電機の外気取入口に設置するフィルタによる対策について説明する。 ・【補足外火04】フィルタの性能等について
39	また、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の外気取入口はフィルタを設置する設計とする。	機能要求①	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	設計方針(系統構成)			
40	非常用内電源設備の非常用発電機の外気取入口はフィルタを設置する設計とする。	機能要求①	非常用内電源設備の非常用発電機	設計方針(構造)			
41	受電開閉設備及び屋外に設置する盤類は、生物学的事象に対し、密封構造、メッシュ構造、シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。	設置要求	受電開閉設備(非常用内電源設備)	設計方針(構造)			
42	重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	屋外の重大事故等 対処設備	設計方針(構造)			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
45	(h) 塩害 安全機能を有する施設は、外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備へのフィルタの設置、外気を直接取り込む設備の防食処理等の腐食防止対策により、塩害に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	3.1 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象	【3.1.1(8) 塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には除塩フィルタを設置することにより、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。 ・外気を直接取り込む非常用内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策として、腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、換気設備にフィルタを設置することにより、屋内の重大事故等対処設備への塩害の影響を防止し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、塗装すること又は腐食し難い金属を用いることにより、塩害による腐食を防止し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 ・受電閉閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行うことを保安規定に定めて、管理する。	8条のうち火山の補足説明事項として以下を補足する。 ⇒外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系に対するフィルタによる対策について説明する。 ・【補足外火山04】フィルタの性能等について ⇒腐食に対する対策として非常用発電機の給気系の材質又は塗装の仕様等について説明する。 ・【補足外火山08】非常用発電機の防食処理について
46	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には除塩フィルタを設置し、建屋内外の外部事象防護対象施設への塩害の影響を防止する設計とする。	機能要求①	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	設計方針(系統構成)		※各回次にて屋外の重大事故等対処設備(受電閉閉設備)及び重大事故等対処設備を収納する建屋等が申請される毎に記載を拡充する。		
47	外気を直接取り込む非常用内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策として、腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。	評価要求	非常用内電源設備の非常用発電機					
48	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、換気設備へのフィルタの設置及び屋外施設の塗装等による腐食防止対策及び受電閉閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋 フィルタユニット 受電閉閉設備					
16	(3) 設計方針 外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)並びに重大事故等対処設備は、以下の自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により、安全機能や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう設計する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		3.2 人為事象	【3.2 人為事象】 ・外部事象防護対象施設は想定される人為事象に対しても、その安全機能を損なわないよう設計するとともに、必要に応じて、運用上の措置を含む適切な措置を講ずる。 ・設計上考慮する人為事象として、事業許可(変更許可)を受けた6事象とする。	(基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
17	自然現象(地震及び津波を除く。)のうち森林火災、人為事象のうち事業所における火災及び爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両並びに船舶に対する設計方針については「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づき設計する。また、人為事象のうち、航空機落下の設計方針については「3.3.5 航空機落下」及び「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づき設計する。	冒頭宣言	基本方針					
18	なお、危険物を搭載した車両に対する設計方針のうち、再処理事業所屋外での運搬又は受入れ時に化学薬品の漏えいが発生した場合については、「b. 人為事象 (c)再処理事業所内における化学物質の漏えい」の中で取り扱う。	冒頭宣言	基本方針					
13	3.3.1 竜巻、外部火災及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象 (1) 外部からの衝撃より防護すべき施設 想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とし、外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。	定義	基本方針	対象選定		【3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の配慮】 ・爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象により、その安全機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とし、外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。 ・また、上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。 ・重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃により必要な機能を損なわない設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その機能を損なわない設計とする。また、関連する工程を停止することを保安規定に定めて管理する。	(基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)	
14	上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針			※各回次に重大事故等対処設備が申請される毎に記載を拡充する。		
15	さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃により必要な機能を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針			※各回次に重大事故等対処設備が申請される毎に記載を拡充する。		
49	b. 人為事象 (a) 有毒ガス 安全機能を有する施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【3.2.1(1) 有毒ガス】 ・六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては外部事象防護対象施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられないため、MOX燃料加工施設の運転員に対する影響を想定する。 ・六ヶ所ウラン濃縮工場又は可動施設から発生した有毒ガスが制御室に到達するおそれがある場合に、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。	(基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)	
50	MOX燃料加工施設は、想定される有毒ガスが発生した場合にも、換気設備等のコアティリティの停止を含まない全ての加工工程の停止(以下「全工程停止」という。)及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針(居住性に影響を与える事象に対して共通的に実施する換気の停止を含む措置)					
56	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻、外部火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要な機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・受電閉閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備すること ・除雪を適宜実施すること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため、資機材を確保し、全工程停止の措置を講じた上で、施設の監視を適時実施すること	運用要求	施設共通 基本設計方針					
51	(b) 電磁的障害 外部事象防護対象施設は、電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【3.2.1(2) 電磁的障害】 ・安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。 ・重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計装制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	(基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)	
52	安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針(計装系を有する安全上重要な施設に対する共通的な措置)	設計方針(電磁的障害)		※各回次に重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計装制御設備及び安全保護回路が申請される毎に記載を拡充する。		
53	重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電気的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針(計装系を有する重大事故等対処設備に対する共通的な措置)					
54	(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい 安全機能を有する施設は、再処理事業所内にて運搬または受入れする化学薬品の漏えいが発生し、その安全機能を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置を講ずることにより、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【3.2.1(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・化学物質の漏えいによる影響としては、MOX燃料加工施設に直接被水することによる安全性への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。 ・再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響が中央監視室に及ぶおそれがある場合に、人体への影響の観点から、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。	(基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)	
55	想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいについて、人体への影響の観点から、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針(居住性に影響を与える事象に対して共通的に実施する換気の停止を含む措置)					
56	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻、外部火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要な機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・受電閉閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備すること ・除雪を適宜実施すること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため、資機材を確保し、全工程停止の措置を講じた上で、施設の監視を適時実施すること	運用要求	施設共通 基本設計方針(運用上の措置)					
6	自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び地震、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。	定義	基本方針	基本方針	4. 組合せ 4.1 自然現象の組合せについて	【4.1 自然現象の組合せについて】 ・外部事象防護対象施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含めた自然現象の組合せについて、敷地及びその近傍の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。	積雪 ⇒積雪荷重として、六ヶ所村統計書における最深積雪深と建築基準法に定められる垂直積雪量のどちらかを考慮するといった、自然現象の組合せにおける考え方について補足する。 ・【補足外01】自然現象の組合せによる積雪荷重の考え方について	
20	外部事象防護対象施設等は、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	燃料加工建屋	評価方法	4.2 組合せを考慮した荷重評価について	【4.2 組合せを考慮した荷重評価について】 ・自然現象の組合せによる荷重の組合せについては、添付書類「III-1-1 耐震設計の基本方針」、添付書類「IV-2-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」及び添付書類「IV-3-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて評価する。		
32	外部事象防護対象施設等は、敷地周辺における積雪記録を踏まえて設定した積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	燃料加工建屋					
33	また、燃料加工建屋の外気取入口に防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とする。	設置要求	燃料加工建屋	設計方針(評価方針)	V-2-2 平面図及び断面図 ・燃料加工建屋B-B断面図	燃料加工建屋の断面図でフード構造を示す。	8条のうち火山の補足説明事項として以下を補足する。 ⇒フードの構造等に関して説明する。 ・【補足外火山03】建屋の外気取入口の構造について	

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針									自然現象等の外部からの衝撃への配慮についての説明書									
1.								概要	【1.概要】 ・本添付書類の概要について記載する。	○	概要の記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
2.								基本方針	-									
	2.1							自然現象	【2.1自然現象】 ・外部事象のうち自然現象に対する基本方針の概要を記載する。	○	基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
	2.2							人為事象	【2.2人為事象】 ・外部事象のうち人為事象に対する基本方針の概要を記載する。	○	基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
	2.3							組合せ	【2.3組合せ】 ・自然現象の組合せについて基本方針の概要を記載する。	○	基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
3.								外部からの衝撃への配慮	-									
	3.1							自然現象	【3.1自然現象】 ・外部事象のうち想定する自然現象を挙げる。	○	想定する自然現象を挙げる記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
		3.1.1						竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.1竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 ・竜巻、火山の影響、森林火災を除く自然現象から防護すべき施設について記載する。	○	基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
			(1)					風(台風)	【3.1.1(1)風(台風)】 ・観測記録を基にした基準風速を用いて風(台風)に対する設計方針を説明する。 ・風(台風)に対する設計は竜巻に対する設計で確認することを記載する。	○	風(台風)に対する基本方針及び燃料加工建屋に関する記載	○	SAを収納する建屋に関する記載の追加	△	第2回までの記載に追加事項なし	○	屋外のSA及びFSAを収納する建屋に関する記載の追加	-
			(2)					凍結	【3.1.1(2)凍結】 ・観測記録を基にした設計外気温を用いて凍結に対する設計方針を説明する。	○	凍結に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	○	屋外のSAに関する記載の追加	-
			(3)					高温	【3.1.1(3)高温】 ・観測記録を基にした設計外気温を用いて高温に対する設計方針を説明する。	○	高温に対する基本方針に関する記載	○	貯蔵施設に関する記載の追加	△	第2回までの記載に追加事項なし	○	貯蔵施設及び屋外のSAに関する記載の追加	-
			(4)					降水	【3.1.1(4)降水】 ・観測記録を基にした降水量を用いて降水に対する設計方針を説明する。	○	降水に対する基本方針及び燃料加工建屋に関する記載	○	SAを収納する建屋に関する記載の追加	△	第2回までの記載に追加事項なし	○	屋外のSA及びFSAを収納する建屋に関する記載の追加	[補足外他02]降水について
			(5)					積雪	【3.1.1(5)積雪】 ・観測記録を基にした積雪量を用いて積雪に対する設計方針を説明する。	○	積雪に対する基本方針及び燃料加工建屋に関する記載	○	換気設備及びFSAを収納する建屋に関する記載の追加	△	第2回までの記載に追加事項なし	○	SAを収納する建屋及び屋外のSAに関する記載の追加	[補足外他01]自然現象の組合せによる積雪荷重の考え方について [補足外他05]換気設備における給気加熱について
			(6)					落雷	【3.1.1(6)落雷】 ・観測記録を参考に安全余裕を見込んだ規模の落雷を想定し、落雷に対する設計方針を説明する。	○	落雷に対する基本方針及び燃料加工建屋に関する記載	○	SAを収納する建屋に関する記載の追加	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	○	SAを収納する建屋に関する記載の追加	[補足外他03]落雷に対する外部事象防護対象施設への影響
			(7)					生物学的事象	【3.1.1(7)生物学的事象】 ・敷地周辺の調査結果を基にした生物の生息状況から生物学的事象に対しての設計方針を説明する。	○	生物学的事象に対する基本方針及び燃料加工建屋に関する記載	○	換気設備に関する記載の追加	○	非常用内電源設備非常用発電機に関する記載の追加	○	受電開閉設備に関する記載の追加	[補足外他04]建屋の外気取入口について
			(8)					塩害	【3.1.1(8)塩害】 ・塩害の影響は小さいと考えられるものの、塩害に対する設計方針を説明する。	○	塩害に対する基本方針に関する記載	○	換気設備及びFSAを収納する建屋に関する記載の追加	○	非常用内電源設備非常用発電機に関する記載の追加	○	受電開閉設備及びFSAを収納する建屋に関する記載の追加	-
		3.1.2						自然現象のうち竜巻、森林火災及び火山の影響に対する具体的な設計上の考慮	【3.1.2自然現象のうち竜巻、森林火災及び火山の影響に対する具体的な設計上の考慮】 ・自然現象のうち竜巻、火山の影響、森林火災から防護すべき施設について別の添付書類へ展開していることを記載する。	○	基本方針に関する記載	○	SAに関する記載の追加	△	第1回、第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回、第2回ですべて説明されるため追加事項なし	-
			(1)					竜巻	【3.1.2(1)竜巻】 ・具体的な設計を別の添付書類へ展開していることを記載する。	○	竜巻に対する基本方針及び燃料加工建屋に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
			(2)					火山の影響	【3.1.2(2)火山の影響】 ・具体的な設計を別の添付書類へ展開していることを記載する。	○	火山の影響に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
			(3)					森林火災	【3.1.2(3)森林火災】 ・具体的な設計を別の添付書類へ展開していることを記載する。	○	森林火災に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
	3.2							人為事象	【3.2人為事象】 ・外部事象のうち想定する自然現象を挙げる。	○	想定する人為事象を挙げる記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
		3.2.1						爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の配慮	【3.2.1爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の配慮】 ・爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象から防護すべき施設について記載する。	○	基本方針に関する記載	○	SAに関する記載の追加	△	第1回、第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回、第2回ですべて説明されるため追加事項なし	-
			(1)					有毒ガス	【3.2.1(1)有毒ガス】 ・有毒ガスに対する運用上の措置について説明する。	○	有毒ガスに対する基本方針に関する記載	○	有毒ガスに対する運用上の措置に関する記載の追加	△	第2回までの記載に追加事項なし	△	第2回までの記載に追加事項なし	-
			(2)					電磁的障害	【3.2.1(2)電磁的障害】 ・電磁的障害に対する設計方針について説明する。	○	電磁的障害に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
			(3)					再処理事業所内における化学物質の漏えい	【3.2.1(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・試薬建屋へ運搬される化学物質の漏えいを想定することを説明する。	○	再処理事業所内における化学物質の漏えいに対する基本方針に関する記載	○	再処理事業所内における化学物質の漏えいに対する運用上の措置に関する記載の追加	△	第2回までの記載に追加事項なし	△	第2回までの記載に追加事項なし	-
			(4)					航空機落下	【3.2.1(4)航空機落下】 ・航空機落下に対する設計方針の概要を説明し、詳細を別の添付書類に展開していることを記載する。 ・航空機落下の確率評価結果から追加の防護設計が不要であること、及び、定期的な航空路の変更状況の確認を保安規定に定めて、管理することを記載する。	○	航空機落下に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
		3.2.2						人為事象のうち爆発及び近隣工場等の火災に対する具体的な設計上の配慮	【3.2.2人爲事象のうち爆発及び近隣工場等の火災に対する具体的な設計上の配慮】 ・人為事象のうち爆発及び近隣工場等の火災から防護すべき施設について別の添付書類へ展開していることを記載する。	○	基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
			(1)					爆発	【3.2.2(1) 爆発】 ・具体的な設計を別の添付書類へ展開していることを記載する。	○	爆発に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
			(2)					近隣工場等の火災	【3.2.2(2) 近隣工場等の火災】 ・具体的な設計を別の添付書類へ展開していることを記載する。	○	近隣工場等の火災に対する基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
4.								組合せ	—									
	4.1							自然現象の組合せについて	【4.1自然現象の組合せについて】 ・本章についての概要を記載する。	○	概要の記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
			(1)					組合せを検討する自然現象の抽出	【4.1(1)組合せを検討する自然現象の抽出】 ・想定する自然現象の組合せを挙げる。	○	想定する自然現象の組合せを挙げる記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
			(2)					荷重の性質	【4.1(2)荷重の性質】 ・組合せを考慮する自然現象の荷重の継続時間及び発生頻度から荷重の性質について説明する。	○	荷重の性質に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
			(3)					荷重の組合せについて	—									
				a.				風荷重及び積雪荷重の組合せ	【4.1(3)a. 風荷重及び積雪荷重の組合せ】 ・六ヶ所村の基準風速を用いて求める風荷重と観測記録の極値を用いた積雪荷重の組合せに関する基本方針を説明する。 ・本組合せはb. に包絡され竜巻による評価で実施することを記載する。	○	風荷重及び積雪荷重の組合せに関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	[補足外他01]自然現象の組合せによる積雪荷重の考え方について
				b.				竜巻荷重と積雪荷重の組合せ	【4.1(3)b. 竜巻荷重と積雪荷重の組合せ】 ・竜巻の設計荷重と観測記録の極値を用いた積雪荷重の組合せに関する基本方針を説明する。 ・竜巻の設計荷重について別の添付書類へ展開することを記載する。	○	竜巻荷重と積雪荷重の組合せに関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	[補足外他01]自然現象の組合せによる積雪荷重の考え方について
				c.				火山の影響(降下火砕物)による荷重と積雪荷重の組合せ	【4.1(3)c. 火山の影響(降下火砕物)による荷重と積雪荷重の組合せ】 ・火山の影響による荷重と青森県建築基準法等施行細則に定められる垂直積雪量を用いた積雪荷重の組合せに関する基本方針を説明する。 ・火山の影響による荷重について別の添付書類へ展開することを記載する。	○	火山の影響による荷重と積雪荷重の組合せに関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	[補足外他01]自然現象の組合せによる積雪荷重の考え方について
				d.				地震荷重と積雪荷重の組合せ	【4.1(3)d. 地震荷重と積雪荷重の組合せ】 ・地震動と観測記録の極値を用いた積雪荷重の組合せに関する基本方針を説明する。 ・組み合わせる地震動は別の添付書類へ展開することを記載する。	○	地震荷重と積雪荷重の組合せに関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	[補足外他01]自然現象の組合せによる積雪荷重の考え方について
				e.				火山の影響(降下火砕物)による荷重と風荷重の組合せ	【4.1(3)e. 火山の影響(降下火砕物)による荷重と風荷重の組合せ】 ・火山の影響による荷重と六ヶ所村の基準風速を用いて求める風荷重の組合せに関する基本方針を説明する。 ・火山の影響による荷重について別の添付書類へ展開することを記載する。	○	火山の影響による荷重と風荷重の組合せに関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
				f.				地震荷重と風荷重の組合せ	【4.1(3)f. 地震荷重と風荷重の組合せ】 ・地震動と六ヶ所村の基準風速を用いて求める風荷重の組合せに関する基本方針を説明する。 ・地震動について別の添付書類へ展開することを記載する。	○	地震荷重と風荷重の組合せに関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
	4.2							組合せを考慮した荷重評価について	【4.2組合せを考慮した荷重評価について】 ・組合せを考慮した自然現象の荷重評価を他の添付書類へ展開することを記載する。	○	他の添付書類への展開に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—

凡例
・「申請回数」について
○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
△：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
—：当該申請回数で記載しない項目

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、自然現象等の外部からの衝撃への配慮について説明するものである。「<u>实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）</u>」第5条及び第50条（地震による損傷の防止）並びにその「<u>实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）</u>」については、添付書類「<u>V-2 耐震性に関する説明書</u>」にてその適合性を説明するため、本資料においては、地震を除く自然現象等の外部からの衝撃による損傷の防止に関する設計が、<u>技術基準規則第6条、第51条（津波による損傷の防止）</u>及び第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）並びにそれらの解釈に適合することを説明し、技術基準規則第54条及びその解釈に規定される「<u>重大事故等対処設備</u>」を踏まえた重大事故等対処設備への配慮についても説明する。</p> <p>また、<u>基準津波を超え敷地に遡上する津波（以下「敷地に遡上する津波」という。）</u>については、添付書類「<u>V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</u>」において、<u>技術基準規則第54条第1項及びその解釈への適合することを説明するとともに、具体的な敷地に遡上する津波への対策については、添付書類「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」に示す。</u></p> <p>なお、自然現象の組合せについては、全ての組合せを網羅的に確認するため、地震を含めた自然現象について本資料で説明する。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、自然現象等の外部からの衝撃への配慮について説明するものである。「<u>加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）</u>」第六条（地震による損傷の防止）および第二十七条（地震による損傷の防止）については、添付書類「<u>Ⅲ-1加工施設の耐震性に関する基本方針</u>」にて基礎地盤の改良を含めたその適合性を説明するため、本資料においては、地震を除く自然現象等の外部からの衝撃による損傷の防止に関する設計が、<u>技術基準規則第八条（外部からの衝撃による損傷の防止）</u>に適合することを説明する。また、<u>技術基準規則第三十条に規定される「重大事故等対処設備</u>」を踏まえた重大事故等対処設備への配慮についても合わせて説明する。</p> <p>なお、自然現象の組合せについては、全ての組合せを網羅的に確認するため、地震を含めた自然現象について本資料で説明する。</p>	<p>当社において津波は立地条件により該当しない事象であり、設計上考慮する必要が無いため記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>立地条件による発電所固有の考慮すべき事項（津波）であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（2/47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>2. 基本方針</p> <p>2.1 自然現象</p> <p>設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震を除く。）又は地震を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、<u>供用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。</u></p> <p>また、想定される自然現象（地震を除く。）に対する防護措置には、設計基準対象施設が安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される自然現象（地震を除く。）に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれるこ</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>2.1 自然現象</p> <p>安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じる。</p> <p><u>また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。</u></p> <p>想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。</p> <p>重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対して、共通要因故障に対する考慮、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないよう、防護措置、その他の適切な措置を講じる。ただし、重大事故等対処設備における共通要因</p>	<p>炉の記載「供用中に～」は規則の解釈に基づく記載の差異であるが、全般の対応方針に差異はなく新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載については、発電炉では「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」2 段落目(P6/47)に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】(3/47)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>とがないよう、防護措置、その他の適切な措置を講じる。</p> <p><u>設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。</u></p>	<p>故障に対する考慮、悪影響防止、環境条件等については、重大事故等対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p> <p><u>また、想定される自然現象の発生により、MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合に備え、工程停止、送排風機の停止等、MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</u></p>	<p>当該記載は、当社特有の対策であるが、許可の記載内容と整合しているため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載については、当社では『Ⅲ-1-1 耐震設計の基本方針』で説明する記載であり、添付書類構成の違いによる差異である。</p>

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（4/47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>2.2 人為事象</p> <p>設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）による損傷の防止において、発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対してその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離をおくことによる適切な措置を講じる。</p> <p>また、想定される人為事象に対する防護措置には、<u>設計基準対象施設がその安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</u></p> <p><u>想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して設置（変更）許可を受けている。本工事計画認可申請時に、設置（変更）許可申請時から防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路及び航空機落下データの変更がないことを確認していることから、設計基準対象施設に対して防護措置その</u></p>	<p>2.2 人為事象</p> <p>安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対してその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。</p> <p><u>また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。</u></p> <p>想定される人為事象に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために<u>必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</u></p>	<p>当該記載は、発電炉では「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」2 段落目（P6/47）に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該箇所は、記載が異なるが主旨は同じである。</p> <p>当該記載は、当社では「3.2.1(4) 航空機落下」3, 4 段落目（P30/47）に該当し、航空機の落下確率評価及び運用上の措置に大きな差異がないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>他の適切な措置を講じる必要はない。</u> なお、定期的に航空路の変更状況を確認し、防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて管理する。</p> <p><u>航空機落下及び爆発以外に起因する飛来物については、発電所周辺の社会環境からみて、発生源が設計基準対象施設から一定の距離が確保されており、設計基準対象施設がその安全性を損なうおそれがないため、防護措置その他の適切な措置を講じる必要はない。</u></p> <p>重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、人為事象に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。</p> <p><u>設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類に応じた地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。</u></p>	<p>重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される人為事象に対して、共通要因故障に対する考慮、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。</p> <p><u>また、想定される人為事象の発生により、MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合に備え、工程停止、送排風機の停止等、MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</u></p>	<p>当該飛来物に関する記載については、当社では『V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針』で説明する記載であり、添付書類構成の違いによる差異である。</p> <p>当該記載は当社特有の対策であるが、許可の記載内容と整合しているため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載については、当社では『Ⅲ-1-1 耐震設計の基本方針』で説明する記載であり、添付書類構成の違いによる差異である。</p>

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】(6/47)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設 <u>設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている安全重要度分類のクラス1、クラス2 及び安全評価上その機能に期待するクラス3 に属する構築物、系統及び機器（以下「外部事象防護対象施設」という。）とする。</u></p> <p><u>また、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。</u></p> <p><u>さらに、重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれることがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。</u></p> <p><u>上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。</u></p>		<p>当該記載は、当社の「3.1.1 竜巻、外部火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮」1 段落目 (P10/47) 及び「3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の配慮」1 段落目 (P25/47) に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は、当社の「2.1 自然現象」2 段落目 (P2/47) 及び「2.2 人為事象」2 段落目 (P4/47) に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は、次回以降で詳細を説明するため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は、当社の「3.1.1 竜巻、外部火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮」3 段落目 (P10/47) 及び「3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の配慮」3 段落目 (P25/47) に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（7/47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>また、自然現象のうち津波からの衝撃より防護すべき施設（以下「津波防護対象設備」という。）については、技術基準規則第6条の解釈を踏まえ耐震Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を含める。</u></p> <p><u>外部事象防護対象施設の詳細については、添付書類「V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲」に示す。</u></p> <p>2.4 組合せ 地震を含む自然現象の組合せについて、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、設置（変更）許可申請書において示すとおり、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重である。これらの組合せの中から、発電所の地学、気象学的背景を踏まえ、荷重の組合せを考慮する。組み合わせる荷重の大きさについては、建築基準法に準じるものとする。</p>	<p>2.3 組合せ 地震を含む自然現象の組合せについて、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、事業許可（変更許可）を受けたとおり、風（台風）及び積雪、竜巻及び積雪、火山の影響（降下火砕物）及び積雪、地震及び積雪、火山の影響（降下火砕物）及び風（台風）並びに地震及び風（台風）の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。</p> <p><u>なお、敷地内又はその周辺で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑り並びに津波については、立地的要因により設計上考慮する必要が無く、また他の自然現象と組み合わせる必要が無い。</u></p> <p><u>組み合わせる積雪深は、組み合わせる自然現象の性質に応じて、六ヶ所村統計書における最深積雪深190cmに、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮するか、又は建築基準法に定める垂直積雪量150cmを考慮する。また、風（台風）により発生する荷重については、組み合わせる風速を建築基準法による基準風速34m/sとし、建築基準法施行令第87条第2項に関連するガスト係数を、組み合わせる自然現象の性質に応じて、平均的な風荷重が得られるよう適切に考慮する。</u></p>	<p>立地条件により、当社側には該当する施設がないため、記載を展開する必要はなく、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は他書類への参照文であることから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>立地条件による記載の差異であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は、発電炉の「4.1(4) 自然現象の組合せの方針」3段落目(P43/47)に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】(8/47)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>また、科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、建屋内に設置すること等により、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故時及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p>	<p>最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、建屋内に設置することにより、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p> <p>屋外設備の自然現象に対する考慮のうち、屋外で使用する重大事故等対処設備に対する考慮については、屋外で使用する重大事故等対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】(9/47)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>3. 外部からの衝撃への配慮</p> <p>3.1 自然現象</p> <p>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は想定される自然現象（地震を除く。）に対しても、その安全性を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、<u>運転管理等の運用上の措置</u>を含む適切な措置を講じる。</p> <p>設計上考慮する自然現象（地震を除く。）として、設置（変更）許可を受けた10 事象に津波を含め、11 事象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波 ・風（台風） ・竜巻 ・凍結 ・降水 ・積雪 ・落雷 ・火山の影響 ・生物学的事象 ・森林火災 ・高潮 	<p>3. 外部からの衝撃への配慮</p> <p>3.1 自然現象</p> <p>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対しても、その安全機能を損なわないよう設計するとともに、必要に応じて、運用上の措置を含む適切な措置を講じる。</p> <p>設計上考慮する自然現象（地震及び津波を除く。）は、事業許可（変更許可）を受けた以下の11 事象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風（台風） ・竜巻 ・凍結 ・高温 ・降水 ・積雪 ・落雷 ・火山の影響 ・生物学的事象 ・塩害 ・森林火災 	<p>当該記載は、規則の解釈に基づく差異であり、運用上の措置を含めて対応する方針について差異はないため、新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（10/47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮</p>	<p>3.1.1 竜巻，森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮</p> <p><u>竜巻，火山の影響，森林火災を除く自然現象によりその安全機能を損なうことがないように，外部からの衝撃より防護すべき施設（以下「外部事象防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器とし，外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>これに加え，外部事象防護対象施設を収納する建屋は，想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対し機械的強度を有すること等により，収納する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>また，上記に含まれない安全機能を有する施設は，想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>自然現象に対する重大事故等対処設備の考慮は，重大事故等対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	<p>当該記載は，発電炉の「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」1 段落目（P6/47）に該当し，記載する項目に差異はないことから，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は，発電炉の「4.2 設計基準事故又は重大事故等時の荷重の考慮について」1 段落目（P44/47）に該当し，記載する項目に差異はないことから，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は，発電炉の「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」4 段落目（P6/47）に該当し，記載する項目に差異はないことから，新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（11／47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(1) 津波</u> 津波防護対象設備は、基準津波に対して、安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることのないよう、津波の敷地への流入防止、漏水による安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる設計とする。 （中略） 詳細については、添付書類「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」に示す。</p>		<p>立地条件による発電所固有の考慮すべき事項(津波)であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（12/47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(2) 風（台風）</p> <p>発電所の最寄りの観測所である水戸地方気象台での観測記録（1897 年 2012 年）によれば、最大風速は 28.3 m/s（1961 年10 月10 日）であり、この観測記録を考慮して統計的に算出された建築基準法に基づく「その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて三十メートル毎秒から四十六メートル毎秒までの範囲内において国土交通大臣が定める風速」（平成12 年5 月31 日建設省告示第1454 号）を用いて風荷重を設定し、外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>風（台風）に対する設計は、竜巻に対する設計の中で確認する。</p> <p>重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準対象施設と位置的分散を図り設置する。</p>	<p>(1) 風（台風）</p> <p>敷地付近で観測された日最大瞬間風速は、八戸特別地域気象観測所での観測記録（1951年～2018年3月）で 41.7m/s（2017年9月18日）である。外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を収納する建屋（以下、「外部事象防護対象施設等」という。）の設計に当たっては、この観測値を基準とし、建築基準法及び平成12年5月31日建設省告示第1454号「Eの数値を算出する方法並びにV₀及び風力係数の数値を定める件」に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることにより、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。ただし、建築基準法及び告示に基づき算出する風荷重は、設計竜巻の最大風速（100m/s）による風荷重を大きく下回るため、風（台風）に対する安全設計は竜巻に対する設計の中で確認する。</p> <p>屋外設備の風（台風）に対する考慮のうち、燃料加工建屋を除く重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の重大事故等対処設備に対する考慮については、燃料加工建屋を除く重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の重大事故等対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	

【V-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（13／47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(4) 凍結 水戸地方気象台での観測記録（1897 年～2012 年）によれば、最低気温は-12.7°C（1952年2 月5 日）である。</p> <p>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、凍結に対して、上記最低気温を考慮した設計基準温度を設定し、設計基準温度に対して、屋外設備については保温等の凍結防止対策を行うことにより、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p>	<p>(2) 凍結 敷地付近で観測された日最低気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば-22.4°C(1984年2月18日)、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)によれば-15.7°C(1953年1月3日)である。外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、観測所気象年報からの六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にした結果、設計上考慮する外気温を-15.7°Cと設定し、これに対して屋外施設のうち凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>凍結防止対策として、保温、流水、ドレン抜き、循環システム、スチームトレース、電気熱源式トレース、埋設配管、不凍液の使用のうち、最適な方法または組合せを設定し設計する。</p> <p>屋外設備の凍結に対する考慮のうち、屋外の重大事故等対処設備に対する考慮については、屋外の重大事故等対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（14/47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	<p>(3) <u>高温</u></p> <p>敷地付近で観測された日最高気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば34.7℃(2012年7月31日)、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)によれば37.0℃(1978年8月3日)である。</p> <p>貯蔵施設のうち、高温に対する考慮については、貯蔵施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p> <p>屋外設備の高温に対する考慮のうち、屋外の重大事故等対処設備に対する考慮については、屋外の重大事故等対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	<p>立地条件による当社特有の想定事象であり、本記載の差異であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（15／47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(5) 降水 水戸地方気象台での観測記録（1906 年 2012 年）によれば、日最大1 時間降水量は81.7mm（1947 年9 月15 日）である。</p> <p>外部事象防護対象施設は、降水による浸水に対し、森林法に基づき上記観測記録を上回る設計基準降水量を設定し、構内排水路を設けて海域へ排水を行うことにより、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>構内排水路は、設計基準降水量を上回る排水能力を有する設計とする。</p> <p>降水による荷重に対して、排水口及び構内排水路による海域への排水により、外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、降水に対して防水対策を行う設計とする。</p>	<p>(4) 降水 敷地付近で観測された日最大降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で160.0mm(1982年5月21日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で162.5mm(1981年8月22日及び2016年8月17日)、六ヶ所地域気象観測所での観測記録(1976年4月～2020年3月)で208mm(1990年10月26日)である。また、敷地付近で観測された日最大1 時間降水量は、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で67.0mm(1969年8月5日)、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で51.5mm(1973年9月24日)、六ヶ所地域気象観測所での観測記録(1976年4月～2020年3月)で46mm(1990年10月26日)である。</p> <p>燃料加工建屋は、排水溝及び排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、八戸特別地域気象観測所で観測された日最大1 時間降水量67.0mmの降雨を想定しても、当該建屋への雨水の浸入を防止する設計とすることで、降水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外設備の降水に対する考慮のうち、燃料加工建屋を除く重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の重大事故等対処設備に対する考慮については、燃料加工建屋を除く重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の重大事故等対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	

【V-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（16／47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(6) 積雪 水戸地方気象台での観測記録（1897 年～2012 年）によれば、月最深積雪は32 cm（1945年2月26日）であり、この観測記録を考慮して統計的に算出された建築基準法に基づく垂直積雪量を用いて積雪荷重を設定し、外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>積雪に対する設計は、同様な堆積荷重の影響を考慮する火山事象に対する設計の中で確認する。</p> <p>また、給排気口は、観測記録を考慮して統計的に算出された建築基準法に基づく垂直積雪量に対して、閉塞により外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。</p>	<p>(5) 積雪 建築基準法施行令第86条に基づく六ヶ所村の垂直積雪量は150cmとなっているが、敷地付近で観測された最深積雪深は、むつ特別地域気象観測所での観測記録（1935年～2018年3月）によれば170cm（1977年2月15日）であり、六ヶ所村統計書における記録（1973年～2002年）による最深積雪深は190cm（1977年2月）である。したがって、積雪荷重に対しては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>積雪に対する設計は、同様な構造物への静的負荷として降下火砕物の体積荷重の影響を考慮する火山事象に対する設計の中で確認する。</p> <p>また、燃料加工建屋の外気取入口は防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とする。</p> <p>換気設備である気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備のうち、積雪に対する考慮については、それぞれの設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p> <p>屋外設備の積雪に対する考慮のうち、燃料加工建屋を除く重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備に対する考慮については、燃料加工建屋を除く重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p> <p>なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて、管理する</p>	

【V-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（17／47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(7) 落雷</p> <p>外部事象防護対象施設は、発電所の雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置を行うとともに、設計基準電流値による雷サージに対して、接地網の敷設による接地抵抗の低減等及び安全保護系への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、必要に応じ避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。</p>	<p>(6) 落雷</p> <p>落雷としては、再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大のものを参考に安全余裕を見込んで、想定する落雷の規模を270kAとする。落雷に対しては、「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608）、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また、接地系及び避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。</p> <p>屋外設備の落雷に対する考慮のうち、燃料加工建屋を除く重大事故等対処設備を収納する建屋等に対する考慮については、燃料加工建屋を除く重大事故等対処設備を収納する建屋等の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（18／47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(9) 生物学的事象</p> <p>外部事象防護対象施設は、生物学的事象に対して、海生生物であるクラゲ等の発生を考慮し、また小動物の侵入を防止する設計とする。</p> <p><u>海生生物であるクラゲ等の発生に対しては、除塵装置を設置、除塵装置を通過する貝等の海生生物に対しては、海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去することにより、残留熱除去系熱交換器等への侵入を防止し、その安全性を損なうおそれがない設計とする。さらに、定期的な開放点検及び清掃が可能な設計とする。</u></p> <p>小動物の侵入に対しては、屋内設備は建屋止水処置により、屋外設備は端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより小動物の侵入を防止し、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、小動物の侵入を防止し、海生生物に対して、侵入を防止する又は予備を有する設計とする。</p>	<p>(7) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象としては、敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類、昆虫類及び小動物を対象生物に選定し、これらの生物がMOX燃料加工施設へ侵入することを防止又は抑制することにより、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p><u>具体的には、燃料加工建屋の外気取入口にはバードスクリーンを設置し、生物学的事象に対し、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。</u></p> <p>気体廃棄物の廃棄設備の給気設備、非管理区域換気空調設備、非常用所内電源設備の非常用発電機及び屋外に設置する盤類のうち、生物学的事象に対する考慮については、それぞれの設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p> <p>屋外設備の生物学的事象に対する考慮のうち、屋外の重大事故等対処設備(受電開閉設備)に対する考慮については、屋外の重大事故等対処設備(受電開閉設備)の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	<p>立地条件による発電所固有の対策であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は、当社独自の生物学的事象に対する設計であり、補足説明資料で説明する。</p>

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（19／47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(11) 高潮</p> <p>発電所から北方約3 km地点に位置する茨城港日立港区での観測記録によれば、最高潮位はT.P.（東京湾中等潮位）+1.46 m（1958 年9 月27 日）、朔望平均満潮位がT.P. +0.61m である。</p> <p>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P.+3.3 m）以上に設置することにより、高潮により影響を受けることがない設計とする。</p> <p>高潮に対する設計は、同様な潮位の変動事象を考慮する津波に対する設計に包絡される。</p>	<p>(8) 塩害</p> <p>一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から 200m 付近までは多く、数百 m の付近で激減する傾向がある。MOX 燃料加工施設は海岸から約 5km 離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが、外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には除塩フィルタを設置することにより、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。また、外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策として、腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。以上のことから、塩害により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外設備の塩害に対する考慮のうち、燃料加工建屋を除く重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の重大事故等対処設備(受電開閉設備)に対する考慮については、燃料加工建屋を除く重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の重大事故等対処設備(受電開閉設備)の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	<p>立地条件による当社特有の想定事象であり、本記載の差異であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>立地条件による発電所固有の考慮すべき事項であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】(20/47)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(3) 竜巻 外部事象防護対象施設は、設置（変更）許可を受けた最大風速100 m/s の設計竜巻が発生した場合においても、竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対してその安全性を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を講じる設計とする。 <u>重大事故等対処設備は、位置的分散、悪影響防止及び環境条件等を考慮した設計とする。さらに、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響について考慮した設計とする。</u> 詳細については、添付書類「V-1-1-2-3 竜巻への配慮に関する説明書」に示す。</p>	<p>3.1.2 自然現象のうち竜巻、森林火災及び火山の影響に対する具体的な設計上の考慮</p> <p><u>竜巻、火山の影響及び森林火災から防護すべき施設は、それぞれ添付書類「V-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」、添付書類「V-1-1-3-2 設計対処施設及び降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」、添付書類「V-1-1-4-2 設計対処施設及び外部火災の影響を考慮する施設の選定」にて述べる。</u></p> <p>(1) 竜巻 外部事象防護対象施設は、設計竜巻が発生した場合においても、竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対してその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻に対する具体的な設計については、添付書類「V-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書」に示す。</p>	<p>当該記載は他書類への参照文であることから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は、当社の『V-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書』で説明する記載であり、添付書類構成の違いによる差異である。</p>

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考
<p>(8) 火山の影響 外部事象防護対象施設は、火山事象が発生した場合においても、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p><u>将来の活動可能性が否定できない火山について、発電所の運用期間中の噴火規模を考慮して抽出した外部事象防護対象施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象は降下火砕物のみであり、設計に用いる降下火砕物特性は、設置（変更）許可を受けた層厚50 cm、密度0.3 g/cm³（乾燥状態）～1.5 g/cm³（湿潤状態）、粒径8 mm 以下の降下火砕物を考慮する。</u></p> <p><u>降下火砕物による直接的影響及び間接的影響のそれぞれに対し、安全性を損なうおそれがない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は、環境条件等を考慮した設計とする。</u></p> <p>詳細については、添付書類「V-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書」に示す。</p>	<p>(2) 火山の影響 外部事象防護対象施設は、火山事象が発生した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>火山の影響に対する具体的な設計については、添付書類「V-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書」に示す。</p>	<p>当該記載は、当社の『V-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書』に該当し、記載する項目に大きな差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】 (22/47)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(10) 森林火災</p> <p><u>自然現象として想定される森林火災については、延焼防止を目的とした、設置（変更）許可を受けた防火帯（約23 m）を敷地内に設ける設計とする。</u></p> <p><u>発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた、防火帯の外縁（火災側）付近における最大火炎輻射強度（建屋評価においては444 kW/m²、その他評価においては442 kW/m²）を設定し、外部事象防護対象施設を内包する建屋の表面温度や屋外の外部事象防護対象施設の温度が許容温度となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。</u></p> <p><u>ばい煙等発生時の二次的影響については、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統（室内の空気を取り込む機器を含む。）、外気を取り込む屋外設置機器は、適切な防護対策を講じること</u> <u>で、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</u></p> <p><u>屋内の重大事故等対処設備についてはこれらを内包する建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なわないよう、位置的分散を図る。</u></p> <p>詳細については、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスと合わせて添付書類「V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。</p>	<p>(3) 森林火災</p> <p><u>安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>森林火災に対する具体的な設計については、添付書類「V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。</p>	<p>当該記載は、基本方針であり、本記載の有無による新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は、当社の『V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書』で説明する記載であり、添付書類構成の違いによる差異である。</p>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>3.2 人為事象</p> <p>外部事象防護対象施設は想定される人為事象に対しても、その安全性を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、<u>運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講じる。</u></p> <p>設計上考慮する人為事象として、設置（変更）許可を受けた5 事象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発 ・近隣工場等の火災 ・有毒ガス ・船舶の衝突 ・電磁的障害 <p>なお、危険物を搭載した車両については、近隣工場等の火災及び有毒ガスの中で取り扱う。</p> <p><u>航空機の墜落については、「<u>実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について</u>」（平成21・06・25 原院第1 号）等に基づき評価した結果、<u>発電用原子炉施設（使用済燃料乾式貯蔵建屋除く。）は、約8.5×10^{-8} 回/炉・年、また、各原子炉施設から独立して設置されている使用済燃料乾式貯蔵建屋は、約6.1×10^{-8} 回/炉・年であり、防護設計の要否判断の基準である10^{-7} 回/炉・年を超えないことを設置（変更）許可において確認している。</u></u></p>	<p>3.2 人為事象</p> <p>外部事象防護対象施設は想定される人為事象に対しても、その安全機能を損なわないよう設計するとともに、必要に応じて、運用上の措置を含む適切な措置を講ずる。</p> <p>設計上考慮する人為事象として、事業許可(変更許可)を受けた6事象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発 ・近隣工場等の火災 ・有毒ガス ・電磁的障害 ・再処理事業所内における化学物質の漏えい ・航空機落下 <p>なお、船舶は、爆発及び火災を想定し、それぞれ爆発及び近隣工場等の火災で取り扱う。また、危険物を搭載した車両は、爆発、火災並びに再処理事業所屋外での運搬若しくは受入れ時に化学薬品の漏えいが発生した場合を想定し、それぞれ爆発、近隣工場等の火災及び再処理事業所内における化学物質の漏えいの中で取り扱う。</p>	<p>規則の解釈に基づく差異であるが、運用上の措置を含めて対応する方針について差異はないため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>航空機落下確率の評価について許可を受けていることに関して、当社では航空機落下に関する基本設計方針に記載し、本項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】(24/47)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>また、工事計画認可申請時において、航空路を含めた航空機落下確率評価に用いる最新データにおいて、防護設計の要否判断の基準を超えるような変更がないことを確認している。</u></p> <p><u>したがって、航空機の墜落については、設計基準対象施設に対して、防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。なお、保安規定に、定期的に航空路を含めた航空機落下確率評価に用いる最新データの変更状況を確認することを定め、防護措置の要否を判断する。ただし、重大事故等対処設備に対しては航空機の墜落を考慮する。</u></p>		<p>当社の「3.2.1 (4)航空機落下」4, 5段落目(P30/47)に該当しているが事象の想定(設計上の考慮)が電力と差異がある。本施設としては航空機に対する設計上の考慮を当該箇所に記載し、『IV-4 航空機に対する防護設計に関する説明書』に設計方針及び強度評価結果を添付する。</p>

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（25／47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮</p>	<p>3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の配慮</p> <p><u>爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象により、その安全機能を損なうことがないように、外部事象防護対象施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とし、外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>これに加え、外部事象防護対象施設を収納する建屋は、想定される人為事象に対し機械的強度を有すること等により、収納する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>また、上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>人為事象に対する重大事故等対処設備の考慮は、重大事故等対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	<p>当該記載については、発電炉では「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」1 段落目（P6/47）に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載については、発電炉では「4.2 設計基準事故又は重大事故等時の荷重の考慮について」1 段落目（P44/47）に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載については、発電炉では「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」4 段落目（P6/47）に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（26／47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(3) 有毒ガス 有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送，海上輸送）からの流出が考えられる。発電所周辺には周辺監視区域が設定されているため，発電用原子炉施設と主要道路，鉄道路線及び定期航路並びに石油コンビナート施設等との間に隔離距離を確保することで事故等による火災に伴う発電所への有毒ガスの影響がない設計とする。</p> <p>また，室内に滞在する人員の環境劣化を防止するために設置した外気取入ダンパの閉止，建屋内の空気を閉回路循環運転させることにより，有毒ガスの侵入を防止する設計とする。なお，外気取入ダンパの閉止，閉回路循環運転又は空調ファンの停止による外気取入れの遮断を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>(1) 有毒ガス 有毒ガスの漏えいについては，固定施設（六ヶ所ウラン濃縮工場）と可動施設（陸上輸送，海上輸送）からの流出が考えられる。</p> <p><u>固定施設である六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては外部事象防護対象施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられないため，MOX燃料加工施設の運転員に対する影響を想定する。六ヶ所ウラン濃縮工場は，有毒ガスの漏えいが発生した場合の周辺監視区域境界の公衆に対する影響が小さくなるよう設計されており，中央監視室の居住性を損なうことはない。MOX燃料加工施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスについては，敷地周辺には鉄道路線がないこと，最も近接する幹線道路については燃料加工建屋までは約500m離れていること及び海岸からMOX燃料加工施設までは約5km離れていることから，幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても，中央監視室の居住性に影響を及ぼすことは考え難い。</u></p> <p>万一，六ヶ所ウラン濃縮工場又は可動施設から発生した有毒ガスが制御室に到達するおそれがある場合に，全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに，施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保することを保安規定に定めて，管理する。</p>	<p>立地条件による当社固有の考慮すべき事項であり，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>詳細については、森林火災、爆発及び近隣工場等の火災と合わせて添付書類「V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。</p> <p><u>(4) 船舶の衝突</u></p> <p>発電所の周辺海域の船舶の航路としては、発電所北方約3 km に茨城港日立港区，南方約6 km に茨城港常陸那珂港区，南方約18 km に茨城港大洗港区があり，それぞれ日立－鉏路間，常陸那珂－苫小牧間，常陸那珂－北九州間，大洗－苫小牧間等の定期航路があるが，発電所から離れていること，また，小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも，防波堤等に衝突して止まることから取水性を損なうことはない。また，万が一防波堤を通過し，カーテンウォール前面に小型船舶が到達した場合であっても，み口が広いため，取水性を損なうことはない。</p> <p>船舶の座礁により，重油流出事故が発生した場合に，カーテンウォールにより，低層から取水することによって，非常用海水系の取水性を損なうことはない。また，必要に応じてオイルフェンスを設置する措置を講じる。</p> <p>したがって，船舶の衝突によって取水路が閉塞することはない。その安全性を損なうことはない。</p> <p>また，重大事故等対処設備は，設計基準対象施設との位置的分散により取水性を損なうことはない。</p>	<p>詳細については、森林火災、爆発及び近隣工場等の火災と合わせて添付書類「V-1-1-4-7 二次的影響(ばい煙及び有毒ガス)に対する設計」に示す。</p>	<p>立地条件による発電所固有の考慮すべき事項であり，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（28／47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(5) 電磁的障害</p> <p>安全機能を有する安全保護系は、電磁的障害による擾乱により機能が喪失しないよう、計装盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置によりサージ・ノイズの侵入による影響を防止するとともに、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、電磁波の侵入を防止する設計としているため、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち電磁的障害に対する考慮が必要な機器がその安全性を損なうことはない。</p>	<p>(2) 電磁的障害</p> <p>安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的影響に対する考慮のうち、重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計装制御設備及び安全保護回路に対する考慮については、当該設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（29／47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	<p><u>(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</u></p> <p>再処理事業所内にて運搬及び貯蔵又は使用される化学物質としては、再処理施設の試薬建屋の機器に内包される化学薬品、再処理施設の各建屋の機器に内包される化学薬品並びに試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質がある。再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設については化学物質が漏えいし難い設計とするため、人為事象として試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質の漏えいを想定する。</p> <p>これらの化学物質の漏えいによる影響としては、MOX 燃料加工施設に直接被水することによる安全性への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。</p> <p>再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響が中央監視室に及ぶおそれがある場合に、人体への影響の観点から、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>立地条件による当社固有の考慮すべき事項であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】 (30/47)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(6) 航空機の墜落</p> <p><u>重大事故等対処設備は、建屋内に設置するか、又は屋外において設計基準対象施設と位置的分散を図る。</u></p>	<p>(4) 航空機落下</p> <p>安全機能を有する施設のうち、三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに、公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設は、航空機に対して貫通が防止でき、かつ、航空機による衝撃荷重に対して健全性を確保できる堅固な建物・構築物で適切に保護する設計とする。</p> <p><u>想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）に対する具体的な防護設計については、添付書類「IV-4-1 航空機に対する防護設計の基本方針」に示す。</u></p> <p><u>その防護設計を踏まえ、MOX 燃料加工施設への航空機落下確率を評価した結果、防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して事業許可（変更許可）を受けている。設工認申請時に、事業（変更）許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更がないことを確認していることから、安全機能を有する施設に対して追加の防護措置その他適切な措置を講ずる必要はない。</u></p> <p><u>なお、定期的に航空路の変更状況を確認し、追加の防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p>重大事故等対処設備のうち、航空機落下に対する考慮については、当該設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	<p>当該記載は他書類への参照文であることから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は発電炉の「2.2 人為事象」3段落目 (P4/47) 及び「3.2 人為事象」の5、6段落目 (P24/47) に該当し、確率評価、追加の防護措置及び運用上の措置に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当社の重大事故等対処設備の位置的分散については、『V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書』において次回以降に詳細を説明する。</p>

【V-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】 (31/47)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(1) 爆発</p> <p><u>発電所敷地外10 km 以内に石油コンビナート施設は存在しないため、石油コンビナートの爆発による外部事象防護対象施設への影響については考慮する必要はない。</u></p> <p>また、発電所敷地外10 km 以内の産業施設、燃料輸送車両及び発電所近くを航行する船舶の爆発については、離隔距離の確保等により、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>発電所敷地内に設置する屋外の危険物タンク、危険物貯蔵所、常時危険物を貯蔵する一般取扱所、危険物を搭載した車両及び危険物を内包する貯蔵設備以外の設備（以下「危険物貯蔵施設等」という。）の爆発については、離隔距離の確保により、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p><u>屋内の重大事故等対処設備についてはこれらを内包する建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なわないよう、位置的分散を図る。</u></p> <p>詳細については、森林火災、近隣工場等の火災及び有毒ガスと合わせて添付書類「V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。</p>	<p>3.2.2 人為事象のうち爆発及び近隣工場等の火災に対する具体的な設計上の配慮</p> <p><u>爆発及び近隣工場の火災から防護すべき施設は、添付書類「V-1-1-4-2 設計対処施設及び外部火災の影響を考慮する施設の選定」にて述べる。</u></p> <p>(1) 爆発</p> <p>外部火災から防護する施設は、敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の爆発を想定し、必要な離隔距離を確保すること等により外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、近隣の産業施設の爆発の影響を想定しても、危険物貯蔵施設等の爆発を防止し、外部火災防護対象施設を収納する建屋及び屋外の外部火災防護対象施設へ影響を与えない設計とする。</p> <p>爆発に対する具体的な設計については、添付書類「V-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。</p>	<p>当該記載は他書類への参照文であることから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>石油コンビナート施設(石油備蓄基地)の想定に関して立地条件により差異が生じているものの、当社では『V-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書』で説明する記載であり、また、立地条件の違いによる差異である。</p> <p>爆発に対する屋内の重大事故等対処設備については、当社では『V-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書』に記載していることから、新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】 (32/47)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(2) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災 発電所敷地外10 km 以内に石油コンビナート施設は存在しないため、火災による外部事象防護対象施設への影響については考慮する必要はない。 発電所敷地外10 km 以内の産業施設、燃料輸送車両及び発電所近くを航行する船舶の火災については、離隔距離の確保等により、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災については、発生時の輻射熱による外部火災の影響を考慮する施設（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を算出し、許容温度を満足する設計とする。また、燃料補充用のタンクローリーの火災については、燃料補充時は監視人が立会を実施し、万一の火災発生時は速やかに消火活動を可能とする体制を構築することにより、外部事象防護対象施設へ影響を与えないことのない設計とする。 屋内の重大事故等対処設備についてはこれらを内包する建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なわないよう、位置的分散を図る。</p>	<p>(2) 近隣工場等の火災 <u>敷地周辺 10k m 範囲内に存在する近隣の産業施設の火災及については、石油備蓄基地の火災、敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を対象として、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>近隣工場等の火災に対する具体的な設計については、添付書類「V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。</u></p>	<p>当該記載については、発電炉における「a. 石油コンビナート施設等の火災」(P32/47)～「e. 二次的影響(ばい煙等)」(P34/47)の記載をまとめたものと同等であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は他書類への参照文であることから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は、当社では『V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書』に記載しており、また、「(2) 近隣工場等の火災」1 段落目 (P32/47) でまとめて基本方針を記載しているため、差異が生じている。(以下、発電炉の「b. 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災」(P32/47) から「e. 二次的影響(ばい煙等)」(P34/47) までの下線部は同様の差異である。)</p>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>c. 航空機墜落による火災</u> 航空機墜落による火災については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成21・06・25 原院第1 号（平成21 年6 月30 日原子力安全・保安院一部改正））により落下確率が10^{-7}（回/炉・年）となる面積及び離隔距離を算出し、外部事象防護対象施設への影響が最も厳しくなる地点で起こることを想定し、対象航空機の燃料積載量等を勘案して、対象航空機ごとに外部事象防護対象施設を内包する建屋の表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を算出し、許容温度を満足する設計とする。 屋内の重大事故等対処設備についてはこれらを内包する建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なわないよう、位置的分散を図る。</p> <p><u>d. 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落による火災の重畳火災</u> 重畳火災については、敷地内の危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落による火災の評価条件により算出した輻射強度及び燃焼継続時間等により、外部事象防護対象施設の受熱面に対し、最も厳しい条件となる火災源と外部事象防護対象施設を選定し、外部事象防護対象施設を内包する建屋の表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を算出し、許容温度を満足する設計とする。 屋内の重大事故等対処設備についてはこれらを内包する建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なわないよう、位置的分散を図る。</p>		

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>e. 二次的影響（ばい煙等）</p> <p>石油コンビナート施設等の火災，発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して，外気を直接設備内に取り込む機器，外気を取り込む空調系統（室内の空気を取り込む機器を含む。）及び外気を取り込む屋外設置機器は，必要な場合は対策を実施することにより，その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>屋内の重大事故等対処設備についてはこれらを内包する建屋にて防護し，屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なわないよう，位置的分散を図る。</p> <p>詳細については，森林火災，爆発及び有毒ガスと合わせて添付書類「V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。</p> <p>4. 組合せ</p> <p>4.1 自然現象の組合せについて</p> <p>外部事象防護対象施設の安全性が損なわれないことを広く確認する観点から，地震を含めた自然現象の組合せについて，発電所の地学，気象学的背景を踏まえて検討する。</p>	<p>4. 組合せ</p> <p>4.1 自然現象の組合せについて</p> <p>外部事象防護対象施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から，地震を含めた自然現象の組合せについて，敷地及びその近傍の地学，気象学的背景を踏まえて検討する。</p>	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(1) 組合せを検討する自然現象の抽出 自然現象が外部事象防護対象施設に与える影響を考慮し、組合せを検討する自然現象を抽出する。</p> <p>想定される自然現象のうち、外部事象防護対象施設に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、設置（変更）許可申請書において示すとおり、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重であり、荷重以外の機能的影響については、自然現象の組合せにより外部事象防護対象施設の安全機能が損なわれないことを確認している。</p> <p><u>荷重の組合せを考慮する自然現象のうち、地震、津波及び火山の影響による荷重は、発生頻度が低い偶発的荷重であるが、発生すると荷重が比較的大きいことから、設計用の主荷重として扱う。</u></p> <p><u>これに対して積雪及び風（台風）による荷重は、発生頻度が主荷重と比べて高い変動荷重であり、発生する荷重は主荷重と比べて小さいことから、従荷重として扱い、主荷重との組合せを考慮する。</u></p> <p><u>以下、主荷重同士の組合せ及び主荷重と従荷重の組合せについて検討する。</u></p> <p>(2) <u>主荷重同士の組合せについて</u> <u>主荷重同士の組合せについて表4-1 に示す。それぞれの組合せについては、従属事象、独立事象であるかを踏まえ、以下のとおりとする。</u></p>	<p>(1) 組合せを検討する自然現象の抽出 自然現象が外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に与える影響を考慮し、組合せを検討する自然現象を抽出する。</p> <p>想定される自然現象のうち、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、事業許可（変更許可）を受けたとおり、風（台風）及び積雪、竜巻及び積雪、火山の影響（降下火砕物）及び積雪、地震及び積雪、火山の影響（降下火砕物）及び風（台風）並びに地震及び風（台風）の組合せを考慮する。</p>	<p>組み合わせる荷重の選定については事業許可（変更許可）において選定しており、選定結果を記載している。立地条件による発電炉固有の考慮すべき事項を除いて選定の考え方については同様であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>① 地震と津波</u> 基準地震動 S_s の震源と基準津波の震源は異なることから、独立事象として扱うことが可能であり、かつ、各々の発生頻度が十分小さいことから、組合せを考慮する必要はない。 基準地震動 S_s の震源断層の活動により津波波源の断層が誘発される場合については、津波が敷地に到達する前に本震は敷地に到達していることから、基準地震動 S_s による地震力と津波荷重の組合せを考慮する必要はない。 一方、津波波源の断層の活動により基準地震動 S_s の震源断層が誘発される可能性については、2011 年東北地方太平洋沖地震の震源域以外での規模の大きな地震事例から考えても、短時間で誘発されることはないと考えられることから、基準地震動 S_s による地震力と津波荷重の組合せを考慮する必要はない。</p> <p><u>② 地震と火山の影響</u> 基準地震動 S_s の震源と火山とは十分な距離があることから、独立事象として扱い、各々の発生頻度が十分小さいことから、組合せを考慮する必要はない。</p> <p><u>③ 津波と地震</u> 基準津波と組み合わせる地震については①のとおり。 基準津波と組み合わせる地震動に関しては、基準津波の波源を日本海溝におけるプレート間地震に起因する波源としており、その余震の大きさは弾性設計用地震動 S_a を下回るが、安全側に基準津波と弾性設計用地震動 S_a の組合せを考慮する。</p>		<p>立地条件による発電炉固有の考慮すべき事項(津波)であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載に関しては、事業許可(変更許可)において考慮しない組合せであることを記載しており、記載の有無により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>立地条件による発電炉固有の考慮すべき事項(津波)であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>④ 津波と火山の影響</u> 基準津波の波源と火山とは十分な距離があることから、独立事象として扱い、各々の発生頻度が十分小さいことから、組合せを考慮する必要はない。</p> <p><u>⑤ 火山の影響と地震</u> 火山の影響と組み合わせる基準地震動については②のとおり。 火山性地震については、火山と敷地とは十分な距離があることから、火山性地震とこれに関連する事象による影響はないと判断し、地震と火山の組合せは考慮しない。（設置変更許可申請書添付資料六「7.5.5 その他の事象」参照）</p> <p><u>⑥ 火山の影響と津波</u> 火山の影響と組み合わせる基準津波については④のとおり。 敷地周辺において、火山事象による歴史津波の記録はなく、海底活火山の存在も認められないことから、火山事象に起因する津波について、敷地への影響はないと判断し、津波と火山の組合せは考慮しない。（設置変更許可申請書添付資料六「6.2.3.2 火山現象に起因する津波」参照）</p> <p><u>(3) 主荷重と従荷重の組合せについて</u> <u>外部事象防護対象施設の荷重評価において、主荷重と積雪荷重及び風荷重が同時に発生する場合を考慮し、主荷重と組み合わせるべき積雪荷重及び風荷重について検討する。</u> <u>主荷重と組み合わせるべき積雪荷重及び風荷重については、それぞれの性質を考慮し、建築基準法に定める荷重を設定する。</u></p>		<p>立地条件による発電炉固有の考慮すべき事項(津波)であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載に関しては、事業許可(変更許可)において考慮しない組合せであることを記載しており、記載の有無により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>立地条件による発電炉固有の考慮すべき事項(津波)であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>組み合わせる荷重は事業許可(変更許可)において選定しており、選定結果を「4.1(1) 組合せを検討する自然現象の抽出」(P35/47)に記載している。当該記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】 (38/47)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>a. 荷重の性質</p> <p>主荷重及び従荷重の性質を表4-2 に示す。荷重の大きさについては、主荷重は従荷重と比較して大きく、主荷重が支配的となる。最大荷重の継続時間については、地震、津波及び風（台風）は最大荷重の継続時間が短い。これに対し、火山の影響及び積雪は、一度事象が発生すると、降下物が降り積もって堆積物となり、長時間にわたって荷重が作用するため、最大荷重の継続時間が長い。発生頻度については、主荷重は従荷重と比較して発生頻度が非常に低い。</p> <p>上記の荷重の性質を考慮して、主荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せについて検討する。</p>	<p>(2) 荷重の性質</p> <p>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある自然現象による荷重の性質を第 4.1-1 表に示す。</p> <p>最大荷重の継続時間については、地震、竜巻及び風（台風）は最大荷重の継続時間が短い。これに対し、火山の影響及び積雪は、一度事象が発生すると、降下物が降り積もって堆積物となり、長時間にわたって荷重が作用するため、最大荷重の継続時間が長い。発生頻度については、地震、竜巻及び火山の影響は積雪及び風（台風）と比較して発生頻度が非常に低い。</p> <p>上記の荷重の性質を考慮して、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せについて検討する。</p> <p>(3) 荷重の組合せについて</p> <p>a. 風荷重及び積雪荷重の組合せ</p> <p><u>風（台風）と積雪については、風荷重の継続時間は短い</u>が、<u>積雪荷重の継続時間が長い</u>ため組合せを考慮し、<u>施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</u></p> <p><u>組み合わせるべき荷重について、風荷重については、建築基準法の多雪区域における風荷重と積雪荷重の組合せの基準を適用して、「E の数値を算出する方法並びに V_D 及び風力係数を定める件」（平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号）に定められた六ヶ所村の基準風速 34m/s を用いて求める荷重とする。</u></p> <p><u>また、積雪荷重は、六ヶ所村統計書における観測記録上の極値 190cm に、「建築基準法施行令」第八十二条に定めるところの建築基準法の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せを適用して、平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。</u></p>	<p>発電炉は「b. 火山の影響による荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せ」（P39/47）及び「c. 地震荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せ」（P40/47）において積雪荷重及び風荷重の組合せについて記載している。</p> <p>考慮する風荷重に関して大きな差異はなく、積雪荷重に関しては観測記録を用いるか建築基準法等施行細則を用いるかという差異はあるものの、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	<p><u>ただし、上記の条件下での風(台風)と積雪の重ね合わせは、竜巻と積雪の重ね合わせに包絡されるため、実際の評価は竜巻に対する評価において実施する。</u></p> <p><u>b. 竜巻荷重と積雪荷重の組合せ</u> 竜巻と積雪については、竜巻荷重の継続時間は短い が、積雪荷重の継続時間が長い ため組合せを考慮し、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。 組み合わせるべき荷重について、積雪荷重は六ヶ所村統計書における観測記録上の極値 190cm に、「建築基準法施行令」第八十二条の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せと同様に平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。 また、竜巻荷重については、風圧力による荷重、気圧差による荷重、飛来物による衝撃荷重を適切に組み合わせた設計荷重(竜巻)を考慮する。詳細は添付書類「IV-2 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する計算書」で述べる。</p>	<p>当社は多雪地域に位置しており想定事象の差異により記載が異なる。</p>
<p>①へ</p> <p>b. 火山の影響による荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せ 火山の影響と積雪及び風（台風）の組合せについては、降下火砕物による荷重の継続時間が他の主荷重と比較して長く、積雪荷重の継続時間も長いことから、3つの荷重が同時に発生する場合を考慮し、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。 組み合わせるべき荷重について、発電所が立地する東海村は多雪区域ではないため、本来建築基準法に積雪荷重と他の荷重の組合せは定められていないが、原子力発電施設の重要性を鑑み、積雪荷重は建築基準法</p>	<p>c. 火山の影響(降下火砕物)による荷重と積雪荷重の組合せ 火山の影響(降下火砕物)と積雪の組合せについては、火山の影響(降下火砕物)による荷重の継続時間が他の荷重と比較して長く、積雪荷重の継続時間も長いことから、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。 組み合わせるべき荷重について、火山の影響(降下火砕物)による荷重と積雪荷重の重ね合わせはいずれも継続時間が長く、持続的に影響を及ぼし得ることから、積雪荷重は六ヶ所村統計書における最深積雪深である</p>	

【V-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】（40/47）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せと同様に「茨城県建築基準法等施行細則」に定められた東海村の垂直積雪量30 cm に平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35 を考慮する。また、風荷重について建築基準法の多雪区域における風荷重と積雪荷重の組合せの基準を適用して、「Eの数値を算出する方法並びにV_D及び風力係数を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1454号）に定められた東海村の基準風速30 m/s とする。</p>	<p>190cmを用いて求めるのは過大となることを考慮し、「青森県建築基準法施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量150cmを用いて求める荷重とする。</p>	<p>当該記載は、当社の「e. 火山の影響(降下火砕物)による荷重と風荷重の組合せ」2段落目(P41/47)に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は他書類への参照文であることから、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>②へ</p>	<p>①へ(続き)</p> <p>また、火山の影響(降下火砕物)による荷重は、層厚55cm、湿潤状態の降下火砕物が堆積した場合の荷重を考慮する。詳細は添付書類「IV-3-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」で述べる。</p>	<p>当該記載は、当社の「f. 地震荷重と風荷重の組合せ」2段落目(P42/47)に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>c. 地震荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せ</p> <p>地震と積雪については、地震荷重の継続時間は短いですが、積雪荷重の継続時間が長い場合を考慮し、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</p> <p>組み合わせるべき荷重について、発電所が立地する東海村は多雪区域ではないため、本来建築基準法に積雪荷重と他の荷重の組合せは定められていないが、原子力発電施設の重要性を鑑み、積雪荷重は建築基準法の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せを適用して「茨城県建築基準法等施行細則」に定められた東海村の垂直積雪量30 cm に平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35 を考慮する。</p> <p>地震と風（台風）については、それぞれの最大荷重の継続時間が短く、同時に発生する確率が低いものの、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。組み合わせる風速の大きさは、「Eの数値を算出する方法並び</p>	<p>d. 地震荷重と積雪荷重の組合せ</p> <p>地震と積雪については、地震荷重の継続時間は短いですが、積雪荷重の継続時間が長い場合を考慮し、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</p> <p>組み合わせるべき荷重について、積雪荷重は、六ヶ所村統計書における観測記録上の極値190cmに、「建築基準法施行令」第八十二条に定めるところの建築基準法の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せを適用して、平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮する。</p>	

【V-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】 (41/47)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>にV_D及び風力係数を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1454号）に定められた東海村の基準風速30 m/s とする。</p>	<p>②へ(続き)</p>	<p>い。</p>
<p>①から</p>	<p><u>また、組み合わせる地震動については、添付書類「Ⅲ-1 加工施設の耐震性に関する基本方針」で述べる。</u></p>	<p>当該記載は他書類への参照文であることから、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>b. 火山の影響による荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せ</p> <p>火山の影響と積雪及び風（台風）の組合せについては、降下火砕物による荷重の継続時間が他の主荷重と比較して長く、積雪荷重の継続時間も長いことから、3つの荷重が同時に発生する場合を考慮し、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</p> <p><u>組み合わせるべき荷重について、発電所が立地する東海村は多雪区域ではないため、本来建築基準法に積雪荷重と他の荷重の組合せは定められていないが、原子力発電施設の重要性を鑑み、積雪荷重は建築基準法の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せと同様に「茨城県建築基準法等施行細則」に定められた東海村の垂直積雪量30 cm に平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35 を考慮する。また、風荷重について建築基準法の多雪区域における風荷重と積雪荷重の組合せの基準を適用して、「Eの数値を算出する方法並びにV_D及び風力係数を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1454号）に定められた東海村の基準風速30 m/s とする。</u></p>	<p>e. 火山の影響(降下火砕物)による荷重と風荷重の組合せ</p> <p>火山の影響(降下火砕物)と風(台風)の組合せについては、火山の影響(降下火砕物)による荷重の継続時間が風荷重と比較して長いことから、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</p> <p>組み合わせるべき風荷重については、建築基準法の多雪区域における風荷重と積雪荷重の組合せの基準を適用して、「Eの数値を算出する方法並びにV_D及び風力係数を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1454号）に定められた六ヶ所村の基準風速34m/s を用いる。</p> <p><u>また、火山の影響(降下火砕物)による荷重は、層厚55cm、湿潤状態の降下火砕物が堆積した場合の荷重を考慮する。詳細は添付書類「Ⅳ-3-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」で述べる。</u></p>	<p>当該記載は、当社の「c. 火山の影響(降下火砕物)による荷重と積雪荷重の組合せ」2段落目(P39/47)に該当し、新たな論点が生じるものではない。</p>
		<p>当該記載は他書類への参照文であることから、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p style="text-align: right;">②から</p> <p>c. <u>地震荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せ</u> <u>地震と積雪については、地震荷重の継続時間は短い</u> <u>が、積雪荷重の継続時間が長い</u>ため組合せを考慮し、 <u>施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。</u> <u>組み合わせるべき荷重について、発電所が立地する</u> <u>東海村は多雪区域ではない</u>ため、本来建築基準法に積 <u>雪荷重と他の荷重の組合せは定められていないが、原</u> <u>子力発電施設の重要性を鑑み、積雪荷重は建築基準法</u> <u>の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せを適</u> <u>用して「茨城県建築基準法等施行細則」に定められた</u> <u>東海村の垂直積雪量30 cm に平均的な積雪荷重を与え</u> <u>るための係数0.35 を考慮する。</u> 地震と風（台風）については、それぞれの最大荷重 の継続時間が短く、同時に発生する確率が低いもの の、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や 形状の施設については、組合せを考慮する。組み合わ せる風速の大きさは、「Eの数値を算出する方法並び にV_D及び風力係数を定める件」（平成12年5月31日 建設省告示第1454号）に定められた東海村の基準風速 30 m/s とする。</p>	<p>f. 地震荷重と風荷重の組合せ</p> <p>地震と風(台風)については、それぞれの最大荷重の 継続時間が短く、同時に発生する確率が低いもの、 風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状 の施設については、組合せを考慮する。 組み合わせる風速の大きさは、「Eの数値を算出する 方法並びにV_D及び風力係数を定める件」（平成12年5 月31日建設省告示第1454号）に定められた六ヶ所村の 基準風速34m/sとする。ただし、風荷重は平均的な風 荷重とするため、ガスト係数G_fは1とする。 <u>また、組み合わせる地震動については、添付書類</u> <u>「Ⅲ-1 加工施設の耐震性に関する基本方針」で述べ</u> <u>る。</u></p>	<p>当該記載は、当社の「d. 地 震荷重と積雪荷重の組合せ」2 段落目(P40/47)に該当し、新 たな論点が生じるものではな い。</p> <p>当該記載は他書類への参照 文であることから、新たな論点 が生じるものではない。</p> <p>立地条件による発電炉固有 の考慮すべき事項(津波)であ り、記載の差異により新たな論 点が生じるものではない。</p>
<p>d. <u>津波荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せ</u> 津波と積雪については、津波荷重の継続時間は短い が、積雪荷重の継続時間が長い^②ため組合せを考慮し、 施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。 組み合わせるべき荷重について、発電所が立地する 東海村は多雪区域ではない^②ため、本来建築基準法に積</p>		

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>雪荷重と他の荷重の組合せは定められていないが、原子力発電施設の重要性を鑑み、積雪荷重は建築基準法の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せと同様に「茨城県建築基準法等施行細則」に定められた東海村の垂直積雪量30 cm に平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35 を考慮する。</p> <p>津波と風（台風）については、それぞれの最大荷重の継続時間が短く、同時に発生する確率が低いものの、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。組み合わせる風速の大きさは、「Eの数値を算出する方法並びにV_D及び風力係数を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1454号）に定められた東海村の基準風速30 m/s とする。</p> <p>以上の検討内容について整理した結果を、表4-3 に示す。</p> <p>(4) 自然現象の組合せの方針</p> <p><u>自然現象の組合せについて、火山の影響については積雪と風（台風）、基準地震動S_sについては積雪、基準津波については弾性設計用地震動S_dと積雪の荷重を、施設の形状及び配置により考慮する。</u></p> <p><u>地震、津波と風（台風）の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については組合せを考慮する。</u></p> <p><u>組み合わせる積雪深及び風速の大きさは、それぞれ建築基準法を準用して垂直積雪量30cm、基準風速30 m/s とし、組み合わせる積雪深については、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35 を考慮する。</u></p>		<p>当該記載は、当社における「(3) 荷重の組合せについて」(P38/47)をまとめた記載であり、炉と当社の記載の差異はその箇所の備考欄に記載している。</p> <p>当該記載は、当社の「2.3 組合せ」3 段落目(P7/47)に該当し、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>4.2 設計基準事故又は重大事故等時の荷重の考慮について</p> <p><u>外部事象防護対象施設のうち、建屋内に設置される外部事象防護対象施設については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止できることから、建屋内に設置されている外部事象防護対象施設は、地震を除く自然現象の荷重が外部事象防護対象施設に影響を与えることはなく、設計基準事故が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響はない。</u></p> <p><u>また、外部事象防護対象施設のうち、屋外に設置されている外部事象防護対象施設としては、非常用海水ポンプ等があるが、これらの機器については、設計基準事故が発生した場合でも、ポンプの運転圧力や温度等が変わらないため、設計基準事故時荷重が発生するものではなく、自然現象による衝撃と重なることはない。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備のうち、建屋内に設置される重大事故等対処設備については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止できることから、地震を除く自然現象の荷重が重大事故等対処設備に影響を与えることはなく、重大事故等が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響はない。</u></p> <p><u>また、重大事故等対処設備のうち、屋外に設置される重大事故等対処設備について、設計上考慮する自然現象及び人為事象と重大事故等時の荷重の組合せについて表4-4 に示す。設計上考慮する自然現象及び人為事象のうち、事象により重大事故等対処設備への荷重による影響を考慮するものは、地震、津波、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響及び高潮である。これらのうち、風（台風）、積雪及び高潮は他の自然現象の評価に包絡されるため、単独での評価を実施しない。</u></p>		<p>当該記載は、当社の「3.1.1 竜巻、外部火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮」2 段落目（P10/47）及び「3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の配慮」2 段落目（P25/47）に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は、当社では該当施設が存在しないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載は、当社の「2.3 組合せ」4 段落目（P8/47）の重大事故等対処に関する記載に該当し、記載する項目に差異はないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当該記載に係る重大事故等対処設備については後次回申請で申請するため、当該記載については今回申請回次にて記載はしない。なお、基本的な方針は発電炉と同様であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考																					
<p><u>さらに、津波に対しては津波高さを考慮した重大事故等対処設備の配置、竜巻に対しては重大事故等対象設備の分散配置及び位置的分散並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とし、使用中に重大事故等対処設備が機能を喪失した場合は、保管中の重大事故等対処設備によるバックアップを行うこと、火山の影響に対しては重大事故等対処設備の除灰をそれぞれ行うことにより、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要はない。</u></p> <p><u>したがって、地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることはない。</u></p> <p>4.3 組合せを考慮した荷重評価について 自然現象の組合せによる荷重、設計基準事故又は重大事故等時に生じる荷重、その他、常時作用する荷重（自重等）、運転時荷重の組合せについては、表4-5に示す説明書にて評価する。</p> <p>表 4-1 主荷重同士の組合せ</p> <table border="1" data-bbox="203 1002 696 1142"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">後発事象</th> </tr> <tr> <th>地震</th> <th>津波</th> <th>火山の影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="3">先発事象</th> <th>地震</th> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <th>津波</th> <td>③</td> <td></td> <td>④</td> </tr> <tr> <th>火山の影響</th> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			後発事象			地震	津波	火山の影響	先発事象	地震		①	②	津波	③		④	火山の影響	⑤	⑥		<p>4.2 組合せを考慮した荷重評価について 自然現象の組合せによる荷重の組合せについては、添付書類「Ⅲ-1-1 耐震設計の基本方針」、添付書類「Ⅳ-2-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」及び添付書類「Ⅳ-3-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて評価する。</p>	<p>当該記載は、津波が立地条件による発電炉特有の考慮すべき事項であり、竜巻及び火山の影響を考慮した重大事故等対処設備に関する記載部分はそれぞれの添付書類に記載することから、次の段落を含め新たな論点が生じるものではない。</p>
			後発事象																				
		地震	津波	火山の影響																			
先発事象	地震		①	②																			
	津波	③		④																			
	火山の影響	⑤	⑥																				

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】(46/47)

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考																																																																																																																																																
<p>表 4-2 主荷重及び従荷重の性質</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>荷重の種類</th> <th>荷重の大きさ</th> <th>最大荷重の継続時間</th> <th>発生頻度 (/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">主荷重</td> <td>基準地震動</td> <td>特大</td> <td>短 (30 秒程度)</td> <td>5.0×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>基準津波</td> <td>特大</td> <td>短 (15 分程度)</td> <td>2.0×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>火山の影響</td> <td>大</td> <td>長 (30 日程度) *1</td> <td>2.2×10^{-5} *2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従荷重</td> <td>積雪</td> <td>小</td> <td>長 (1 週間程度) *1</td> <td>2.0×10^{-2} *3</td> </tr> <tr> <td>風 (台風)</td> <td>小</td> <td>短 (10 分程度)</td> <td>2.0×10^{-2} *3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 必要に応じて緩和措置を行う *2: 4 万 5000 年前の赤城山の噴火を考慮 *3: 50 年再現期待値</p> <p>表 4-3 主荷重と従荷重の組合せ</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>地震</th> <th>津波</th> <th>火山の影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">積雪</td> <td>建築基準法</td> <td>多雪区域のみ組合せを考慮</td> <td>記載なし</td> </tr> <tr> <td>継続時間</td> <td>短+長</td> <td>短+長</td> </tr> <tr> <td>荷重の大きさ</td> <td>特大+小</td> <td>特大+小</td> </tr> <tr> <td>組合せ</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">風 (台風)</td> <td>建築基準法</td> <td>記載なし</td> <td>記載なし</td> </tr> <tr> <td>継続時間</td> <td>短+短</td> <td>短+短</td> </tr> <tr> <td>荷重の大きさ</td> <td>特大+小</td> <td>大+小</td> </tr> <tr> <td>組合せ</td> <td>○*</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する</p> <p>第4-4 表 屋外に設置される重大事故等対処設備に対して、設計上考慮する自然現象及び人為事象と重大事故等時の荷重の組合せ</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>自然現象及び人為事象</th> <th>荷重による影響の考慮</th> <th>重大事故等時の荷重の考慮</th> <th>荷重の組合せ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>○</td> <td>重大事故等時の荷重を考慮する。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>○</td> <td>津波襲来を考慮し、重大事故等時設備が破壊より、重大事故等時の荷重を考慮する必要はない。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>風 (台風)</td> <td>○</td> <td>地震の影響による荷重の評価に反映される。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>○</td> <td>竜巻の影響による荷重の評価に反映される。竜巻の影響による荷重の評価に反映される。竜巻の影響による荷重の評価に反映される。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>火山の影響</td> <td>○</td> <td>火山の影響による荷重の評価に反映される。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>生物学的事象</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>高気圧</td> <td>○</td> <td>津波の影響による荷重の評価に反映される。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>(観音橋下)</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>凍結</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>近隣工場等の火災</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>有線ガス</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電線の断線</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>航空機の墜落</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	荷重の種類	荷重の大きさ	最大荷重の継続時間	発生頻度 (/年)	主荷重	基準地震動	特大	短 (30 秒程度)	5.0×10^{-4}	基準津波	特大	短 (15 分程度)	2.0×10^{-4}	火山の影響	大	長 (30 日程度) *1	2.2×10^{-5} *2	従荷重	積雪	小	長 (1 週間程度) *1	2.0×10^{-2} *3	風 (台風)	小	短 (10 分程度)	2.0×10^{-2} *3		地震	津波	火山の影響	積雪	建築基準法	多雪区域のみ組合せを考慮	記載なし	継続時間	短+長	短+長	荷重の大きさ	特大+小	特大+小	組合せ	○	○	風 (台風)	建築基準法	記載なし	記載なし	継続時間	短+短	短+短	荷重の大きさ	特大+小	大+小	組合せ	○*	○	自然現象及び人為事象	荷重による影響の考慮	重大事故等時の荷重の考慮	荷重の組合せ	地震	○	重大事故等時の荷重を考慮する。	○	津波	○	津波襲来を考慮し、重大事故等時設備が破壊より、重大事故等時の荷重を考慮する必要はない。	×	風 (台風)	○	地震の影響による荷重の評価に反映される。	×	竜巻	○	竜巻の影響による荷重の評価に反映される。竜巻の影響による荷重の評価に反映される。竜巻の影響による荷重の評価に反映される。	×	火山の影響	○	火山の影響による荷重の評価に反映される。	×	生物学的事象	×	—	×	森林火災	×	—	×	高気圧	○	津波の影響による荷重の評価に反映される。	×	(観音橋下)	×	—	×	凍結	×	—	×	近隣工場等の火災	×	—	×	有線ガス	×	—	×	船舶の衝突	×	—	×	電線の断線	×	—	×	航空機の墜落	×	—	×	<p>第 4. 1-1 表 自然現象の荷重の性質</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>荷重の種類</th> <th>荷重の大きさ</th> <th>最大荷重の継続時間</th> <th>発生頻度 (年⁻¹)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準地震動</td> <td>特大</td> <td>短 (150 秒程度)</td> <td>$10^{-3} \sim 10^{-5}$ 程度 *1</td> </tr> <tr> <td>設計竜巻</td> <td>特大</td> <td>短 (15 秒程度) *2</td> <td>5.3×10^{-9} *3</td> </tr> <tr> <td>火山の影響</td> <td>大</td> <td>長 (30 日程度) *4</td> <td>5.5×10^{-6} *5</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>小</td> <td>長 (1 週間程度) *4</td> <td>2×10^{-2} 程度 *6</td> </tr> <tr> <td>風 (台風)</td> <td>小</td> <td>短 (10 分程度)</td> <td>2×10^{-2} 程度 *6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1 事業変更許可申請書 添付資料五「イ。(ロ)(5)①d.(b) 動的地震力」より *2 竜巻影響エリア $\phi = 130m$ に最大接線風速半径 $R_m = 30m$ の 2 倍を加えた距離を、竜巻の移動速度 $V_t = 15m/s$ で横切る時間 *3 風速 100m/s に相当する年超過確率 *4 必要に応じて緩和措置を行う *5 北八甲田火山群の噴火年代 (28~18 万年前) の逆数 *6 50 年再現期待値</p>	荷重の種類	荷重の大きさ	最大荷重の継続時間	発生頻度 (年 ⁻¹)	基準地震動	特大	短 (150 秒程度)	$10^{-3} \sim 10^{-5}$ 程度 *1	設計竜巻	特大	短 (15 秒程度) *2	5.3×10^{-9} *3	火山の影響	大	長 (30 日程度) *4	5.5×10^{-6} *5	積雪	小	長 (1 週間程度) *4	2×10^{-2} 程度 *6	風 (台風)	小	短 (10 分程度)	2×10^{-2} 程度 *6	
荷重の種類	荷重の大きさ	最大荷重の継続時間	発生頻度 (/年)																																																																																																																																															
主荷重	基準地震動	特大	短 (30 秒程度)	5.0×10^{-4}																																																																																																																																														
	基準津波	特大	短 (15 分程度)	2.0×10^{-4}																																																																																																																																														
	火山の影響	大	長 (30 日程度) *1	2.2×10^{-5} *2																																																																																																																																														
従荷重	積雪	小	長 (1 週間程度) *1	2.0×10^{-2} *3																																																																																																																																														
	風 (台風)	小	短 (10 分程度)	2.0×10^{-2} *3																																																																																																																																														
	地震	津波	火山の影響																																																																																																																																															
積雪	建築基準法	多雪区域のみ組合せを考慮	記載なし																																																																																																																																															
	継続時間	短+長	短+長																																																																																																																																															
	荷重の大きさ	特大+小	特大+小																																																																																																																																															
	組合せ	○	○																																																																																																																																															
風 (台風)	建築基準法	記載なし	記載なし																																																																																																																																															
	継続時間	短+短	短+短																																																																																																																																															
	荷重の大きさ	特大+小	大+小																																																																																																																																															
	組合せ	○*	○																																																																																																																																															
自然現象及び人為事象	荷重による影響の考慮	重大事故等時の荷重の考慮	荷重の組合せ																																																																																																																																															
地震	○	重大事故等時の荷重を考慮する。	○																																																																																																																																															
津波	○	津波襲来を考慮し、重大事故等時設備が破壊より、重大事故等時の荷重を考慮する必要はない。	×																																																																																																																																															
風 (台風)	○	地震の影響による荷重の評価に反映される。	×																																																																																																																																															
竜巻	○	竜巻の影響による荷重の評価に反映される。竜巻の影響による荷重の評価に反映される。竜巻の影響による荷重の評価に反映される。	×																																																																																																																																															
火山の影響	○	火山の影響による荷重の評価に反映される。	×																																																																																																																																															
生物学的事象	×	—	×																																																																																																																																															
森林火災	×	—	×																																																																																																																																															
高気圧	○	津波の影響による荷重の評価に反映される。	×																																																																																																																																															
(観音橋下)	×	—	×																																																																																																																																															
凍結	×	—	×																																																																																																																																															
近隣工場等の火災	×	—	×																																																																																																																																															
有線ガス	×	—	×																																																																																																																																															
船舶の衝突	×	—	×																																																																																																																																															
電線の断線	×	—	×																																																																																																																																															
航空機の墜落	×	—	×																																																																																																																																															
荷重の種類	荷重の大きさ	最大荷重の継続時間	発生頻度 (年 ⁻¹)																																																																																																																																															
基準地震動	特大	短 (150 秒程度)	$10^{-3} \sim 10^{-5}$ 程度 *1																																																																																																																																															
設計竜巻	特大	短 (15 秒程度) *2	5.3×10^{-9} *3																																																																																																																																															
火山の影響	大	長 (30 日程度) *4	5.5×10^{-6} *5																																																																																																																																															
積雪	小	長 (1 週間程度) *4	2×10^{-2} 程度 *6																																																																																																																																															
風 (台風)	小	短 (10 分程度)	2×10^{-2} 程度 *6																																																																																																																																															

【V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針】(47/47)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考																																													
<p>表4-5 自然現象の組合せによる荷重，設計基準事故又は重大事故等時に生じる荷重，常時作用する荷重（自重等），運転時荷重の組合せ</p> <table border="1" data-bbox="203 424 555 624"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 付 書 類</th> <th colspan="5">自然現象の組合せ</th> <th rowspan="2">設計基準事故等時の荷重</th> <th rowspan="2">重大事故等時の荷重</th> <th rowspan="2">常時作用する荷重（自重等）</th> <th rowspan="2">運転時荷重</th> </tr> <tr> <th>地震</th> <th>津波</th> <th>火山の影響</th> <th>積雪</th> <th>風（台風）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>V-2 耐震性に関する説明書</td> <td>◎</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○*</td> <td>○*</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書**</td> <td>○*</td> <td>◎</td> <td>—</td> <td>○*</td> <td>○*</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>V-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書**</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>◎**</td> <td>○*</td> <td>○*</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎：荷重詳細における主荷重 ○：主荷重に対して組合せも考慮する荷重 注記 *1：基準津波と基準津波の範囲を覆原とする余震の組合せでは、弾性設計用地震動S_eを考慮する。 *2：施設の形状及び配置により適切に考慮する。 *3：風荷重の影響の大きいと考えられる構造や形状の施設については、組合せを考慮する。 **：計算方法、計算結果については、部付書類「V-3 強度に関する説明書」に示す。</p>	部 付 書 類	自然現象の組合せ					設計基準事故等時の荷重	重大事故等時の荷重	常時作用する荷重（自重等）	運転時荷重	地震	津波	火山の影響	積雪	風（台風）	V-2 耐震性に関する説明書	◎	—	—	○*	○*	○	○	○	○	V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書**	○*	◎	—	○*	○*	—	—	—	○	V-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書**	—	—	◎**	○*	○*	—	—	—	○		
部 付 書 類		自然現象の組合せ									設計基準事故等時の荷重	重大事故等時の荷重	常時作用する荷重（自重等）	運転時荷重																																	
	地震	津波	火山の影響	積雪	風（台風）																																										
V-2 耐震性に関する説明書	◎	—	—	○*	○*	○	○	○	○																																						
V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書**	○*	◎	—	○*	○*	—	—	—	○																																						
V-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書**	—	—	◎**	○*	○*	—	—	—	○																																						

別紙 5

補足説明すべき項目の抽出

基本設計方針	添付書類	補足すべき事項	
<p>第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃による損傷の防止のうち自然現象による損傷の防止として、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件に対し、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の運用上の適切な措置を講ずる設計とする。</p>	<p>V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針</p>	<p>【2.1 自然現象】 ・安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じる。 ・また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。 ・想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。 ・重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対して、共通要因故障に対する考慮、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれることがないよう、防護措置、その他の適切な措置を講じる。 【2.2 人為事象】 ・安全機能を有する施設は、外部からの衝撃のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。)による損傷の防止において、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対してその安全機能が損なわれないよう、防護措置又は対象となる発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。 ・また、外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。 ・想定される人為事象に対する防護措置には、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。 ・重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される人為事象に対して、共通要因故障に対する考慮、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれることがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。</p>	<p>— (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)</p>
<p>2 安全機能を有する施設は、外部からの衝撃による損傷の防止のうち人為の事象による損傷の防止として、敷地内又はその周辺において想定される飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、船舶、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいによりMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))に対して安全機能を損なわないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講ずる設計とする。</p>			
<p>3 外部からの衝撃に対して安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等においては、波及的影響を及ぼすおそれのある施設についても考慮する。</p>			
<p>4 また、想定される自然現象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。</p>			
<p>5 重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対して、「8.1.2. 共通要因故障に対する考慮等」、「8.1.3. 悪影響防止等」及び「8.1.5. 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれることのないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。</p>			
<p>6 自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。</p>	<p>V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針</p>	<p>【2.3 組合せ】 ・地震を含む自然現象の組合せについて、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、事業指定(変更許可)を受けたとおり、風(台風)及び積雪、竜巻及び積雪、火山の影響(降下火砕物)及び積雪、地震及び積雪、火山の影響(降下火砕物)及び風(台風)並びに地震及び風(台風)の組合せを、施設の形状、配置に応じて考慮する。 ・科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、建屋内に設置することにより、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。 ・屋外で使用する重大事故等対処設備は、重大事故等において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処施設によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)による作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p>	
<p>7 最新の科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故時に生ずる応力と重なり合わない設計とする。また、建屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器に対しては、建屋内に設置することにより、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が重大事故等時に生ずる応力と重なり合わない設計とする。</p>		<p>【4.1 自然現象の組合せについて】 ・外部事象防護対象施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含めた自然現象の組合せについて、敷地及びその近傍の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。</p>	
<p>8 屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。</p>			
<p>9 具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。また、建屋内に設置される重大事故等対処設備については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止することにより、重大事故等が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響を受けない設計とする。</p>			
<p>10 屋外で使用する重大事故等対処設備について、竜巻に対しては位置的分散を考慮した配置並びに竜巻防護設計によって保管中に機能を損なわない設計とするなど、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時の荷重と地震を除く自然現象による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。</p>			
<p>11 したがって、地震を除く自然現象による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。</p>			
<p>12 また、外部衝撃による損傷の防止の設計条件等に係る新知見の収集を実施するとともに、新知見が得られた場合に影響評価を行うこと、外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないための、換気設備の停止、フィルタの交換、清掃、全工程停止等の運用上の措置を保安規定に定めて、管理する。</p>		<p>(本記載は冒頭宣言として記載しており、外部火災、火山、有毒ガス及び再処理事業所内における化学物質の漏えいの事象においては措置を別途記載していることから、ここでの添付書類への展開は行わない。)</p>	

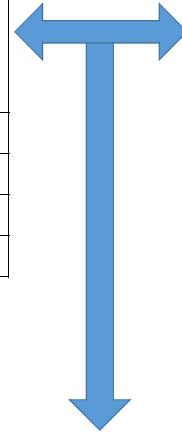
基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
13	3.3.1 竜巻、外部火災及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象 (1) 外部からの衝撃より防護すべき施設 想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とし、外部からの衝撃により安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	— (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
14	上記に含まれない安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。		
15	さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃により必要な機能を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。		
16	(3) 設計方針 外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)並びに重大事故等対処設備は、以下の自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により、安全機能や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう設計する。	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	— (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
17	自然現象(地震及び津波を除く。)のうち森林火災、人為事象のうち事業所における火災及び爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両並びに船舶に対する設計方針については「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づき設計する。また、人為事象のうち、航空機落下の設計方針については「3.3.5 航空機落下」及び「3.3.3 外部火災」の設計方針に基づき設計する。		
18	なお、危険物を搭載した車両に対する設計方針のうち、再処理事業所屋外での運搬又は受入れ時に化学薬品の漏えいが発生した場合については、「b. 人為事象 (c)再処理事業所内における化学物質の漏えい」の中で取り扱う。		
19	a. 自然現象 (a) 風(台風) 安全機能を有する施設は、風(台風)に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風(台風)による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	— (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
20	外部事象防護対象施設等は、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。		
21	重大事故等対処設備は、建屋等内へ設置若しくは風荷重に対して機械的強度を有する設計としたうえで屋外に設置又は外部事象防護対象施設等と位置的分散を図り設置する設計とする。		
22	(b) 凍結 安全機能を有する施設は、凍結に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	— (基本方針であり、特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
23	屋外施設のうち凍結のおそれのあるものは、保温等の凍結防止対策を行うことにより、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して安全機能を損なわない設計とする。		
24	屋外の重大事故等対処設備は、保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。		

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
25	(c) 高温 安全機能を有する施設は、高温に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(3) 高温】 ・敷地付近で観測された日最高気温は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば34.7℃(2012年7月31日)、八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)によれば37.0℃(1978年8月3日)である。 ・貯蔵施設における崩壊熱除去の安全評価において設計上考慮する外気温度については、これらの気温の観測値並びに敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し、外部事象防護対象施設等の設計においては、むつ特別地域気象観測所の夏季(6月～9月)の外気温度の観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃を設計上考慮する外気温と設定し、これに対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。 ・屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して高温防止対策により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
26	また、貯蔵施設は、崩壊熱の安全評価において設計上考慮する、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した設計外気温に対して崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。		
27	屋外の重大事故等対処設備は、設計外気温に対して高温防止対策により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。		
28	(d) 降水 安全機能を有する施設は、降水による浸水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(4) 降水】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋及び重大事故等対処設備を収納する建屋等は、排水溝及び排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、八戸特別地域気象観測所で観測された日最大1時間降水量67.0mmの降雨を想定しても、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、降水に対し、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処施設が重大事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 ・屋外の重大事故等対処設備は、降水に対して防水処理並びに排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することにより機能を損なわない設計とする。
29	外部事象防護対象施設を収納する建屋及び重大事故等対処設備を収納する建屋等は、敷地付近の観測記録を踏まえて設定した降水量に対して、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処施設が重大事故に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。		
30	屋外の重大事故等対処設備は、降水に対して防水処理並びに排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することにより重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。		
31	(e) 積雪 安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(5) 積雪】 ・積雪荷重に対しては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。 ・また、燃料加工建屋の外気取入口においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とする。換気設備である気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能が損なわない設計とする。
32	外部事象防護対象施設等は、敷地周辺における積雪記録を踏まえて設定した積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。		
33	また、燃料加工建屋の外気取入口に防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とする。		
34	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系においては給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し、これを防止し、安全機能を損なわない設計とする。		
35	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	V-2-2-1 燃料加工建屋の平面図及び断面図	燃料加工建屋の断面図等でフード構造を示す。
36	屋外の可搬型重大事故等対処設備は積雪荷重に対して除雪により、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。		
37	(f) 生物学的事象 安全機能を有する施設は、鳥類、昆虫類及び小動物のMOX燃料加工施設への侵入を防止又は抑制することにより、生物学的事象に対し、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(7) 生物学的事象】 ・生物学的事象としては、敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類、昆虫類及び小動物を対象生物に選定し、これらの生物がMOX燃料加工施設へ侵入することを防止又は抑制することにより、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・換気設備の外気取入口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施す設計とする。具体的には、燃料加工建屋の外気取入口にはバードスクリーンを設置し、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の外気取入口にはフィルタを設置し、また、非常用所内電源設備の非常用発電機の外気取入口にはフィルタを設置することにより、生物学的事象に対し、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。 ・受電閉閉設備及び屋外に設置する盤類は、生物学的事象に対し、密封構造、メッシュ構造及びシール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより、生物学的事象に対し、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。 ・重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。
38	安全機能を有する施設のうち、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備、非管理区域換気空調設備及び非常用所内電源設備の非常用発電機の外気取入口は鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制するため、燃料加工建屋の外気取入口にバードスクリーンを設置する設計とする。		
39	また、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の外気取入口はフィルタを設置する設計とする。		
40	非常用所内電源設備の非常用発電機の外気取入口はフィルタを設置する設計とする。		
41	受電閉閉設備及び屋外に設置する盤類は、生物学的事象に対し、密封構造、メッシュ構造、シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。		
42	重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。		

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
43	(g) 落雷 MOX燃料加工施設は、落雷に対し、再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大のものを参考に安全余裕を見込んで、想定する規模を270kAとし、「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)、「建築基準法」及び「消防法」に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また、接地系と避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(6) 落雷】 ・再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大のものを参考に安全余裕を見込んで、想定する落雷の規模を270kAとする。落雷に対しては、「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。また、接地系及び避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等については、直撃雷に対して、接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。
44	直撃雷に対して、重大事故等対処設備を収納する建屋は、構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする。		
45	(h) 塩害 安全機能を有する施設は、外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備へのフィルタの設置、外気を直接取り込む設備の防食処理等の腐食防止対策により、塩害に対して安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【3.1.1 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する具体的な設計上の考慮】 【3.1.1(8) 塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には除塩フィルタを設置することにより、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。 ・外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策として、腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、換気設備にフィルタを設置することにより、屋内の重大事故等対処設備への塩害の影響を防止し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、塗装すること又は腐食し難い金属を用いることにより、塩害による腐食を防止し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 ・受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行うことを保安規定に定めて、管理する。
46	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には除塩フィルタを設置し、建屋内の外部事象防護対象施設への塩害の影響を防止する設計とする。		
47	外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策として、腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。		
48	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、換気設備へのフィルタの設置及び屋外施設の塗装等による腐食防止対策及び受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等対処設備が塩害に対し重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。		
49	b. 人為事象 (a) 有毒ガス 安全機能を有する施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の配慮】 【3.2.1(1) 有毒ガス】 ・六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては外部事象防護対象施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられないため、MOX燃料加工施設の運転員に対する影響を想定する。 ・六ヶ所ウラン濃縮工場又は可動施設から発生した有毒ガスが制御室に到達するおそれがある場合に、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。
50	MOX燃料加工施設は、想定される有毒ガスが発生した場合にも、換気設備等のユーティリティの停止を含まない全ての加工工程の停止(以下「全工程停止」という。)及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。		
51	(b) 電磁的障害 外部事象防護対象施設は、電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の配慮】 【3.2.1(2) 電磁的障害】 ・安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。 ・重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計装制御設備及び安全保護回路は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
52	安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。		
53	重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。		
54	(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい 安全機能を有する施設は、再処理事業所内にて運搬または受入れする化学薬品の漏えいが発生し、その安全機能を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置を講ずることにより、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【3.2.1 爆発及び近隣工場等の火災を除く人為事象に対する具体的な設計上の配慮】 【3.2.1(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・化学物質の漏えいによる影響としては、MOX燃料加工施設に直接被水することによる安全性への影響及び漏えいした化学物質の反応等 によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。 ・再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響が中央監視室に及ぶおそれがある場合に、人体への影響の観点から、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。
55	想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいについて、人体への影響の観点から、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保することを保安規定に定めて、管理する。		
56	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻、外部火災、落雷及び火山の影響以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要な機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・受電開閉設備については碍子部分の絶縁性の維持を行う手順を整備すること ・除雪を適宜実施すること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため、資機材を確保し、全工程停止の措置を講じた上で、施設の監視を適時実施すること	V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【3.1.1(6) 積雪】 【3.1.1(10) 塩害】 【3.2.1(3) 有毒ガス】 【3.2.1(6) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】 (上記のそれぞれの章において、必要な機能を損なわないための、運用上の措置を記載している。)

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目			
V-1-1-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	【2.3 組合せ】 【3.1.1(5) 積雪】 【4.1 自然現象の組合せについて】	<積雪>	[補足外他01] 自然現象の組合せによる積雪荷重の考え方について
	【3.1.1(5) 降水】	<降水>	[補足外他02] 降水について
	【3.1.1(6) 落雷】	<落雷>	[補足外他03] 落雷に対する外部事象防護対象施設への影響
	【3.1.1(7) 生物学的事象】	<生物学的事象>	[補足外他04] 建屋の外気取入口について
	【3.1.1(5) 積雪】	<給気系の加熱>	[補足外他05] 換気設備の給気系における加熱について

発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由
補足-50-1【発電用原子炉施設に対する自然現象等の損傷の防止に関する説明書】	1. 積雪荷重について（設計に用いる積雪深について、設置（変更）許可，工事計画認可申請における整合に係る記載）	○	
	3. 建築基準法における自然現象の組合せによる荷重の考え方について（建築基準法施行令における荷重の考え方等）	○	
	4. 降水について（設計基準降水量の設定、降水による敷地内浸水影響評価、浸水評価）	○	
	2. 航空機落下確率評価について（工事計画認可申請時の航空路の確認、工事計画認可申請時のその他のデータの確認、今後の確認）	—	第8条「航空機落下」で示す。
	5. 船舶の衝突影響評価について（敷地前面の航路、船舶の衝突による影響）	—	敷地周辺において該当事象の影響は想定されないことから展開不要と考える。



基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較した結果、追加で補足すべき事項はない。

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回数									
				第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要		
【50-1】発電用原子炉施設に対する自然現象等の損傷の防止に関する説明書													
1. 自然現象の組合せによる積雪荷重の考え方について													
1. 積雪荷重について	1.1 概要	・自然現象の組合せのうち、積雪荷重は組み合わせる自然現象を踏まえた荷重を設定している。設定の考え方の補足を行う。	[補足外他01]	○	・自然現象の組合せのうち、積雪荷重は組み合わせる自然現象を踏まえた荷重を設定している。設定の考え方の補足を行う。	—	—	—	—	—	△	第1回次から追加事項はない。	
1.1 設計に用いる積雪深について	1.2 自然現象の重量を考慮する際の積雪荷重について	・自然現象と組み合わせる積雪深は、六ヶ所村統計書で記録されている最深積雪深値、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与える係数を考慮した値を用いる。 ・火山の影響と組み合わせる場合は、両方の荷重が長期的であることから、青森県建築基準法等施行細則で定められた垂直積雪深を用いる。	[補足外他01]	○	・自然現象と組み合わせる積雪深は、六ヶ所村統計書で記録されている最深積雪深値、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与える係数を考慮した値を用いる。 ・火山の影響と組み合わせる場合は、両方の荷重が長期的であることから、青森県建築基準法等施行細則で定められた垂直積雪深を用いる。	—	—	—	—	—	△	第1回次から追加事項はない。	
1.2 積雪荷重に係る記載について													
3. 建築基準法における自然現象の組合せによる荷重の考え方について	別紙1 建築基準法施行令における荷重の考え方		[補足外他01]	○	・建築基準法施行令に記載の荷重の考え方を表で示す。	—	—	—	—	—	△	第1回次から追加事項はない。	
	1. 建築基準法施行令における荷重の組合せの考え方	・建築基準法施行令に記載の荷重の考え方を表で示す。		○	・建築基準法にて垂直積雪量が1mを超える多雪区域の積雪荷重は、4つの状態が設定されている。	—	—	—	—	—	△	第1回次から追加事項はない。	
<参考>	参考資料 建築基準法における垂直積雪荷重												
1. 垂直積雪量	1. 垂直積雪量	・建築基準法施行令及び青森県建築基準法等施行細則に基づいて、積雪荷重は垂直積雪量に単位荷重を乗じたものとされている。	[補足外他01]	○	・建築基準法施行令及び青森県建築基準法等施行細則に基づいて、積雪荷重は垂直積雪量に単位荷重を乗じたものとされている。	—	—	—	—	—	△	第1回次から追加事項はない。	
2. 基準風速													
2. 降水について													
4. 降水について	2.1 概要	・外部事象防護対象施設は、降水に対し、敷地外へ排水、建屋への止水処置をすることにより、当該施設を収納する建屋に雨水の進入防止刷ること、安全機能を損なわない設計としている。ここでは、排水溝及び敷地内排水路による排水設計に関して補足する。	[補足外他02]	○	・外部事象防護対象施設は、降水に対し、敷地外へ排水、建屋への止水処置をすることにより、当該施設を収納する建屋に雨水の進入防止刷ること、安全機能を損なわない設計としている。ここでは、排水溝及び敷地内排水路による排水設計に関して補足する。	—	—	—	—	—	△	第1回次から追加事項はない。	
4.1 設計基準降水量の設定	2.2 考慮する設計降雨強度について	・敷地内の排水溝及び敷地内排水路は、青森県林地開発許可基準及び六ヶ所村開発指導要領より算出した値に安全率を乗じた設計降雨強度を用いる。 ・観測記録と比較し、十分である。	[補足外他02]	○	・敷地内の排水溝及び敷地内排水路は、青森県林地開発許可基準及び六ヶ所村開発指導要領より算出した値に安全率を乗じた設計降雨強度を用いる。 ・観測記録と比較し、十分である。	—	—	—	—	—	△	第1回次から追加事項はない。	
4.2 降水による敷地内浸水影響評価													
4.2.1 雨水流出量の算出													
	2.3 地下水排水設備の排水量について	・降水の他に、地下水排水設備から揚水を考慮しても、敷地内の排水設備は十分な排水能力を有する。	[補足外他02]	○	・降水の他に、地下水排水設備から揚水を考慮しても、敷地内の排水設備は十分な排水能力を有する。	—	—	—	—	—	△	第1回次から追加事項はない。	
4.2.2 流末排水路排水量の算出	2.4 排水設備の機能喪失時の影響評価	・排水設備は外部からの衝撃により機能喪失する可能性があるが、その場合においても、敷地周辺の標高差により敷地外へ流出するため、外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことはない。	[補足外他02]	○	・排水設備は外部からの衝撃により機能喪失する可能性があるが、その場合においても、敷地周辺の標高差により敷地外へ流出するため、外部事象防護対象施設の安全機能を損なうことはない。	—	—	—	—	—	△	第1回次から追加事項はない。	
4.2.3 判定基準													
4.2.4 評価結果													
4.3 浸水評価について													
4.3.1 建屋廻りの浸水評価													
4.3.2 取水口エリアの浸水評価													
4.4 荷重の影響について													
3. 落雷に対する外部事象防護対象施設への影響													
	3.1 概要	・MOX燃料加工施設は、原子力発電所の耐雷指針、建築基準法及び消防法に基づいた設計により、安全機能を損なわない設計としている。	[補足外他03]	○	・MOX燃料加工施設は、原子力発電所の耐雷指針、建築基準法及び消防法に基づいた設計により、安全機能を損なわない設計としている。	—	—	—	—	—	—	—	
	3.2 燃料加工建屋における避雷設備	・燃料加工建屋における避雷設備は、「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608-2007)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した設計であり、第1図に示すように設置し、接地網と接続する設計としている。	[補足外他03]	○	・燃料加工建屋における避雷設備は、「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608-2007)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した設計であり、第1図に示すように設置し、接地網と接続する設計としている。	—	—	—	—	—	—	—	
	3.3 燃料加工建屋における接地網	・接地網は、接地抵抗の低減や雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化による誘導過電圧の低減を考慮し、燃料加工建屋の避雷設備及びエネルギー管理建屋の接地網と接続する。	[補足外他03]	○	・接地網は、接地抵抗の低減や雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化による誘導過電圧の低減を考慮し、燃料加工建屋の避雷設備及びエネルギー管理建屋の接地網と接続する。	—	—	—	—	—	—	—	
	別紙1 再処理事業所における避雷設備の実績		[補足外他03]										
	1. 再処理事業所における避雷実績	・過去に再処理事業所において落雷が生じた事象に対して、その落雷を受けたとされる避雷設備の状態を図で示す。	[補足外他03]	○	・過去に再処理事業所において落雷が生じた事象に対して、その落雷を受けたとされる避雷設備の状態を図で示す。	—	—	—	—	—	—	—	
	2. MOX燃料加工施設で使用する避雷設備	・MOX燃料加工施設で使用する避雷設備についての概要を示す。	[補足外他03]	○	・MOX燃料加工施設で使用する避雷設備についての概要を示す。	—	—	—	—	—	—	—	
	別紙2 接地網のメリット		[補足外他03]										
	1. 接地網のメリット	・網状接地網によるメリットを示す。	[補足外他03]	○	・網状接地網によるメリットを示す。	—	—	—	—	—	—	—	

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回数									
				第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要		
4. 建屋の外気取入口について													
	4.1 概要	・建屋の外気取入口は、生物学的事象を考慮し、建屋内に収納される外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計としている。ここではMOX燃料加工施設における建屋の外気取入口に関して補足する。	[補足外他04]	○	・建屋の外気取入口は、生物学的事象を考慮し、建屋内に収納される外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計としている。ここではMOX燃料加工施設における建屋の外気取入口に関して補足する。	-	-	-	-	-	-	-	
	4.2 外気取入口の設計について	・建屋の外気取入口にバードスクリーンを設置し、鳥類及び昆虫類の進入を防止又は抑制し、建屋内の安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。		○	・建屋の外気取入口にバードスクリーンを設置し、鳥類及び昆虫類の進入を防止又は抑制し、建屋内の安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	
	別紙1 燃料加工建屋の外気取入口の設計について	・外気取入口の配置とそれと接続する設備系統を図表で示す。		○	・外気取入口の配置とそれと接続する設備系統を図表で示す。	-	-	-	-	-	-	-	-
	1. 燃料加工建屋における外気取入口の位置と系統について	・バードスクリーン(ステンレス製の金網)とフード構造でどの位置に存在するかを概略図を示す。		○	・バードスクリーン(ステンレス製の金網)とフード構造でどの位置に存在するかを概略図を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 外気取入口のバードスクリーンについて												
5. 換気設備における給気加熱について													
	5.1 概要	・本資料において、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系に給気を加熱する機能があることを示す。	[補足外他05]	-	-	○	・本資料において、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系に給気を加熱する機能があることを示す。	-	-	-	-	-	
	5.2 換気設備における給気の系統	・給気加熱が、気体廃棄物の排気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系において、存在する位置を系統図を用いて示す。		-	-	○	・給気加熱が、気体廃棄物の排気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系において、存在する位置を系統図を用いて示す。	-	-	-	-	-	
	5.3 給気加熱の機能	・各給気系に存在する給気加熱の機能について説明する。		-	-	○	・各給気系に存在する給気加熱の機能について説明する。	-	-	-	-	-	

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回数で記載しない項目

別紙 6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

注：本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。